小，中学卒の職種を見ると，労務職，ブルーカラーにその比率が大部分表われてくる。繊維会社の女工員，動力ミシン会社のミシン工，鉄工所の工員として労務職に従事している。旧中・新高卒の人の職種からみると，やはり事務職が多く，ホワイトカラーとしての中間階級を保持している。高専卒を見ると，他の職をひき離して専門職，中でも教職についている人がすこぶる多い。大学卒の人の職種は専門職，事務職が相当数に昇っている。

(3) 勤務所在地における

（第20表）

勤務所在地＼職種	管理職	専門職	技術職	事務職	労務職	計
岡山市	8%	3%	17%	37%	35%	100%
足守町	6	26	6	24	38	100
総社市	7	11	6	11	65	100
その他の地域	5	23	12	33	27	100

岡山市に勤務している人の職種を見れば，事務職，労務職が他の職種に比し，高率を示している。ホワイトカラーとブルーカラーとが半々で，その比率は合わせて70%を上回っている。足守町に勤務している人は労務職，専門職，事務職に大体集中している。総社市へ勤務している人は労務職がすこぶる多いというのは，1つの大会社即ちファンドリー会社へ集中しているからであろう。ファンドリー会社は足守の勤務者を今後ますます吸収し足守に通勤者を増加せしめるであろう。その他の地域には1つの職に集中するのではなく，いろいろな職に分散している。

(4) 企業形態別

（第21表）

企業形態＼職種	管理職	専門職	技術職	事務職	労務職	計
公務	13%	28%	—%	56%	3%	100%
準公務	14	14	9	33	30	100
大企業	—	5	5	61	29	100
中企業	—	—	8	12	80	100
小企業	4	2	21	20	53	100

公務に属している通勤者は事務職の割合が大きく，つづいて専門職であろう。準公務に属する人も同様事務職，労務職の比率が大きい。中企業に属している人は労務職が一番多く，管理職，専門職には全然従事していない。小企業従事者は労務職，技術職，事務職平均して就いている。

5. 通勤者の家の職業

(1) 学歴から

（第22表）

学歴＼家の職業	農業	商業	公務準公務	会社員	サービス業	無職	その他	計
小中学校卒	43%	9%	5%	2%	2%	25%	14%	100%
旧中新高卒	51	6	7	3	1	24	8	100
高専卒	27	—	37	9	—	27	—	100
大学卒	33	—	22	—	—	39	6	100

小，中学校卒の通勤者の家の職業を見ると，農業が目立って多い。その他無職の家の通勤者もかなりいる。旧中，新高卒，高専卒の人の家の職業は公務，準公務が一番で，ある程度家の職業により通勤者の学歴もきまってくる。大学卒の人の家の職業は無職，農業が大部分である。

(2) 職種別

（第23表）

職種＼家の職業	農業	商業	公務準公務	会社員	サービス業	無職	その他	計
管理職	54%	9%	9%	—%	—%	28%	—%	100%
専門職	30	8	27	4	—	31	—	100
技術職	52	—	10	—	—	38	—	100
事務職	47	8	13	4	2	19	7	100
労務職	46	2	1	4	6	20	21	100

管理職についている人の家の職業は農業，ついで無職が多く，専門職についている人の家の職業は農業を筆頭に公務，準公務に，また注目すべきことは無職が多いということだ。技術職，事務職，労務職の通勤者の家の職業についても同様，農業，無職が多い。即ち兼業農家という形での通勤者と無職が多いということは純粋な通勤者が多いことを表わすことであって，その家の職業が勤め一本で生計をたてている家も相当数ある。“兼業農家から脱農業化へ”という形が足守ではますます普遍化していくのではなかろうか。

(3) 職場での地位より

旧足守町通勤者の職場での地位を見ると事務員と労務員いわゆるホワイトカラーとブルーカラーにわけられ，ブルーカラーの方がホワイトカラーを上回る。家の職業から見た職場での地位を考察してみると，農業をしている家では通勤者は事務員，労務員が多い。商業を営んでいる通勤者の家は非常に少く問題にならない。家の職業が公務，準公務である通勤者は比較的多い。“その他”という項目の中で教職についている人が少数いる。無職の家がはなはだ多く，純粋な通勤者が相当数いることがわかる。

（第24表）

職場での地位 ＼ 家の職業	農業	商業	公務準公務	会社員	サービス業	無職	その他	計
業主	2人	1人	—人	—人	—人	—人	人	3人
重役	—	—	—	1	—	2		3
部長	—	—	1	—	—	—		1
課長	3	—	—	—	—	2		5
係長	3	—	—	1	—	3	22	7
主事	2	—	1	—	—	2		5
事務員	24	4	8	1	1	7		45
販売員	7	—	—	—	—	—		7
労務員	39	1	3	4	6	19		72
その他	8	2	6	—	—	6		22
計	88	8	19	7	7	41	22	192

6. 通勤者の勤務先所属団体加入状況

(1) 男女数

（第25表）

勤務所属団体 ＼ 性別	男	女
労働組合団体	14 %	4 %
レクレーション団体	2	—
運動団体	2	—
不加入者	82	96
計	100	100

男性の場合，労働組合団体に加入している人の数は加入していない人数の¼である。加入者の中，労働組合団体関係が多く，レクレーション団体，運動団体にはごく少数の人しか加入していない。女性の場合はわずか4％しか団体に所属していない。それも教職についている人以外にはサークルには属してない。これは勤務先に中小企業が多く，組合や職場団体の組織が一般に進んでいないことによると思われる。レクレーションもサークルでなく個人の段階に止まっているのである。

(2) 年令別

労働組合団体に属している年令層を見ると，中年が多く，レクレーション，運動団体には若い層である。労働組合団体といっても，職につくと積極的に自分からとびこむのでなく周

（第26表）

勤務先所属団体 ＼ 年令	16才～30才	31才～50才	51才～70才以上	計
労働組合団体	6人	13人	2人	21人
レクレーション団体	2	—	—	2
運動団体	3	—	1	4
不加入者	98	56	11	165
計	109	69	14	192

囲の人の影響また会社での労組の占める位置により加入した場合が多いのではないだろうか。

(3) 勤務所在地別

（第27表）

所属団体 ＼ 勤務所在地	岡山市	足守町	総社市	その他の地域
労働組合団体	9%	12%	7%	22%
レクレーション団体	4	—	—	—
運動団体	2	2	2	—
不加入者	85	86	91	78
計	100	100	100	100

労働組合団体に加入している通勤者は，岡山市，足守町，総社市その他の地域にも何%かは見られる。レクレーション団体に加入しているのは岡山市への通勤者だけである。運動団体加入者はほんのわずかではあるが岡山市，足守町，総社市に見られる。

(4) 企業別

（第28表）

所属団体 ＼ 企業形態	公務	準公務	大企業	中企業	小企業
労働組合団体	34%	8%	16%	5%	2%
レクレーション団体	—	—	5	2	2
運動団体	6	3	—	—	—
不加入者	60	89	79	93	96
計	100	100	100	100	100

公務，大企業に属している通勤者にはさすがに労働組合団体に加入している人がかなりある。この表では公務，準公務に属している通勤者はレクレーション団体には少しも加入してない。大，中，小企業に従事している通勤者は運動団体に少しも加入していないようである。

(5) 職種別

(第29表)

所属団体＼職種	管理職	専門職	技術職	事務職	労務職
労働組合団体	2人	6人	5人	3人	3人
レクレーション団体	—	—	—	2	1
運動団体	—	2	—	2	1
不加入者	9	18	16	46	76
計	11	26	21	53	81

職種別により勤務先所属団体の加入状況を見ていこう。専門職，技術職に従事する通勤者は他の職種に比し，かなり労働組合団体に加入している。また事務職についている人は大体各サークルとも少人数ではあるが平均して加入している。労務職ではサークル加入者はきわめて少い。足守の通勤者の勤務先所属団体への関心も低いがそれにも増して，企業内組合団体の結成がすすんでいないことが考えられる。

7. 旧足守町通勤者の住民としての関心

足守の住民としてのほこりを感じるという意見を持つのは，中年層，小中学，旧中新高，高専卒の通勤者，公務準公務に従事し，しかも専門職，レクレーション団体加入者，家の職業が農業である通勤者であった。一方，住民としてのほこりを感じない，無関心であるというのは若い年令層，大学卒，大中企業に従事し労務職についている通勤者，労働団体，運動団体加入者，家の職業が商業，無職の人が多い。足守の行事には，男女，年令，学歴，職種をとわず，皆一様に“関心あり”の答が圧倒的に多い。若い層や学歴ある通勤者にしてみれば住民としてのほこりはないが，その土地の行事には一応関心と興味をもたざるを得ないというのでもあろうか。

現在，旧足守町の通勤者のうち，兼業農家がその2/3を占め，一方では純通勤者が存在している。将来ますます兼業化も進むことだろうが脱農して純通勤者となるものも多かろう。この方向は今後の足守を特色づけるものとなるであろう。さらに交通手段の変遷によって，通勤圏の拡大と共に必然的におこってくる商圏の範囲の変化を第3節から考察していこう。以上第1，2節にわたって，足守において交通手段がいかに変わってきたか，これが足守町及び足守住民に与えた影響はどうであったかを主に聞きとりとアンケートによってしらべた。

聞き取りに協力された社氏，藤原氏，長門氏，林氏，松田氏，更にアンケート配布，回収に手数をわずらわした三田氏始め青年団の方々に厚く感謝の意を表します。

参考資料；「現勢調査簿」　「足守駅勢便覧」
「社会調査ハンドブック」

市　森　昌　子

第3節　足守地域の通商圏

ま え が き

はるか昔，陣屋町としての足守は，第1節でみてきたように古くから岡山―津山を結ぶ街道が通過し，附近一帯の政治・経済の中心地として繁栄をほこってきた。今日においても，交通の便の良いことでは変わる所がないが，現在も尚，附近の村々の経済的中心としての役割を果しているだろうか。この点を中心に次に大井・足守の商圏を考察してみよう。

1. 買いもの慣行（アンケートの分析）

(1) 商店街周辺地区の購売圏

足守町の入口に位置し足守の商店街へバスで10分位の上土田での購買圏をみよう。第30表を一見して気のつくことは購入先が足守と岡山に殆んど限定されていること及び大井が全く利用されていないことである。同じ商店街周辺地区とはいえ福谷の場合はどうだろうか。足守町北部にありバスで大井から30分，更に山を登ること40～50分の山頂に位置する間倉の場合は第31表をみてもわかる通り購入先がばらばらでしかも足守・大井の利用度は低いことが目につく。もっと詳しく考察してみよう。

上土田の場合

日用品は足守へ依存し，選択品は岡山へ依存していることは地理的条件が大きく影響していると考えうる。つまり足守駅をま近にひかえている為に汽車にしろバスにしろ交通の便は非常によい。手近なものは足守へ，金額の大きいものは岡山へというわけだろうか。だが日用品だけをみるとなかなか落着かず1ケ所には決っていない。魚に行商はつきものらしく岡山市内に於ても魚の行商は多いが，ここでもかなりの力をもっている。もう一つ目につくのが医薬品である。夥しい薬の氾濫とそのPRの時代にあっては最早選択品の部に入るべきものとなりそうである。

この地区の日用品購入先の選択理由をみると「近い」という条件を除いては成り立たないのであるが，医薬品の場合には「信用がある」ということが大きくとり上げられている。「近い」という単なる地理的条件で規定されるのでなく，商品の性質上から販売店の性格に規定されてきているといえよう。これはそのまま選択品について岡山市で購入する理由の第1は「種類が多い」ので自分に合う好みのものが得られるという商品そのものの牽引力が大きく働いているのである。ここから岡山が選択品の購入を独占しているのは当然だと言えよう。ただ書籍に限って足守が強く力を持っているのは何故だろうか。全戸が農家であり農業書籍は農協で扱つていることが影響しているとも考えられるが，このアンケートだけでは確かなことは言えない。

（第30表）　上土田の購買圏　　（配布数28　回収数16）

品名＼購入先		行商人	農協	大井	足守	高松	総社	岡山	その他	計
日用品	魚類	5 (32.0)	—	—	10 (67.0)	—	—	—	—	15人 (100.0)
	調味料	1 (6.7)	—	—	14 (93.3)	—	—	—	—	15 (100.0)
	歯磨粉	1 (7.1)	—	—	12 (85.8)	1 (7.1)	—	—	—	14 (100.0)
	医薬品	3 (20.0)	—	—	9 (60.0)	—	—	3 (20.0)	—	15 (100.0)
選択品	ヤッ等下着シ	1 (6.3)	—	—	2 (12.5)	1 (6.3)	1 (6.3)	10 (62.5)	1 (6.3)	16 (100.0)
	オーバー訪問着	—	—	—	2 (18.2)	—	—	9 (81.8)	—	11 (100.0)
	タンス	—	—	—	—	—	3 (25.0)	9 (75.0)	—	12 (100.0)
	時計メガネ	—	—	—	1 (9.1)	—	—	10 (90.9)	—	11 (100.0)
	文房具書籍	1 (7.1)	—	—	7 (50.0)	—	1 (7.1)	5 (35.8)	—	14 (100.0)
サービス	映画	—	—	—	5 (35.8)	—	1 (7.1)	8 (57.1)	—	14 (100.0)
	美容院	—	—	—	7 (43.8)	6 (37.5)	—	3 (18.7)	—	16 (100.0)
	理髪	—	—	—	10 (71.4)	1 (7.1)	—	3 (21.5)	—	14 (100.0)
生産	農薬品業	—	8 (50.0)	—	4 (25.0)	—	—	4 (25.0)	—	16 (100.0)

○（　）外の数値は，購買人数を示す。
○（　）内の数値は購買率を示す。

（第31表）　福谷（間倉）の購買圏　　（配布数26　回収数26）

品名＼購入先		行商人	農協	大井	足守	高松	総社	岡山	その他（福谷）	計
日用品	魚類	14 (73.6)	—	1 (5.3)	1 (5.3)	—	—	—	3 (15.8)	19 人 (100.0)
	調味料	6 (28.6)	8 (38.0)	—	1 (4.8)	—	—	1 (4.8)	5 (23.8)	21 (100.0)
	歯磨粉	2 (10.5)	12 (63.2)	—	—	—	—	—	5 (26.3)	19 (100.0)
	医薬品	3 (15.8)	—	1 (5.3)	3 (15.8)	—	—	—	12 (63.1)	19 (100.0)
選択品	ヤツ等下着シ	7 (31.9)	—	1 (4.5)	3 (13.6)	—	—	3 (13.6)	8 (36.4)	22 (100.0)
	オーバー訪問着	1 (9.1)	—	1 (9.1)	1 (9.1)	—	—	6 (54.5)	2 (18.2)	11 (100.0)
	タンス	—	—	—	—	—	3 (27.3)	8 (72.7)	—	11 (100.0)
	時計メガネ	—	—	—	—	—	—	11 (84.6)	2 (15.4)	13 (100.0)
	文房具書籍	1 (6.7)	—	—	2 (13.3)	1 (6.7)	—	1 (6.7)	10 (66.6)	15 (100.0)
サービス	映画	—	—	—	3 (17.6)	1 (5.9)	—	3 (17.6)	10 (58.9)	17 (100.0)
	美容院	—	—	2 (13.3)	4 (26.7)	—	1 (6.7)	—	8 (53.3)	15 (100.0)
	理髪	—	—	1 (6.7)	4 (26.7)	—	—	—	10 (66.6)	15 (100.0)
生産	農薬農業品	1 (8.7)	22 (91.3)	—	—	—	—	—	—	23 (100.0)

サービス利用を外部に求めていく傾向にあることは否めない事実である。これは，この地区へも近代的生活の侵入してきている一つのあらわれであろう。

間倉の場合

山の上にあるという特殊な条件を念頭において考察しなければならない。山を下れば麓に一応各種の店が揃っているが往復2時間もかかる為に行商人の役割はかなり重要であると聞いたが，アンケートの結果は予想した程でもなかった。しかし行商人達は事実山の上をめざして　週1回自動車で，あるいは3日目毎に肩に背に荷物を担いで続々と登っていく。3～4年前迄は人数も少く商品も薬・菓子・衣料等であった。彼らは商品を大豆・米・麦と交換して，それらの物資を町へ都市へ運んではそこで商った。現在は現金払約5割で後はまだ物々交換との事である。例えば米を衣料・魚と，麦をパン・ウドン等と取り換えるようである。又持って来る品物も多くなり，安い衣料・副食物・菓子類等殆んどあらゆるものが山の上で手に入るという。（一婦人談）あらゆるものとは言うものの日用品・食料品が主で，これらは遠くは岡山から自動車で，近くは足守，大井から運んでくる。

この地区で特筆されるべきことは行商人の利用と共に農協の利用が大きいことであろう。アンケートでは，はみがき粉の場合に大きく出ているが農協でのききとりによると農業用品は別としても食料品・雑貨の順によく出るそうである。

選択品についてみると，いわゆる高価なものを岡山で，そうでない物は地元でという傾向にある。買いに出る時の時間的な関係が大きく影響しているのかもしれない。同じ出るなら大井・足守を飛び越して岡山迄と「安い」「なじみの店」での理由づけで購入されている。岡山に出ても「なじみ」を求めること等は，やはり農民的性格のあらわれとも言うべきだろう。サービス利用が揃って地元の2次圏（購買率50～70%）に入っていて足守がわずかに利用されているがどうしたことだろうか。地元利用の理由は「サービスがよい」からとなっているが，それは顔見知りの為多少とも値引するとか，時には借りも可能と言うわけだろうか。

この様にみてくると周辺地区とはいえ上土田と間倉とはかなりの違いがある。この辺で類似点をあげてみよう。

行商人の役割がおわっていないこと。これはどちらも地理的条件に負う所が大きい。選択品は岡山迄出掛けて購入することはつまり時間と交通費は殆んど問題にされていないことが示されている。もう1つタンスに限って総社がかなり力を持っていることは抹殺できぬ事実となっていることである。

(2) 商店街地区の購買圏

購買圏をみる前に大井・旧足守の商店構成を第1図（大井）及び第2図（旧足守）に示す。

商店街を含んでいるという条件を共に持っている両地区であるが各々の購買圏はどうであろうか。32表及び33表を一見すれば両地区とも地元と岡山に2大別して日用品は地元で

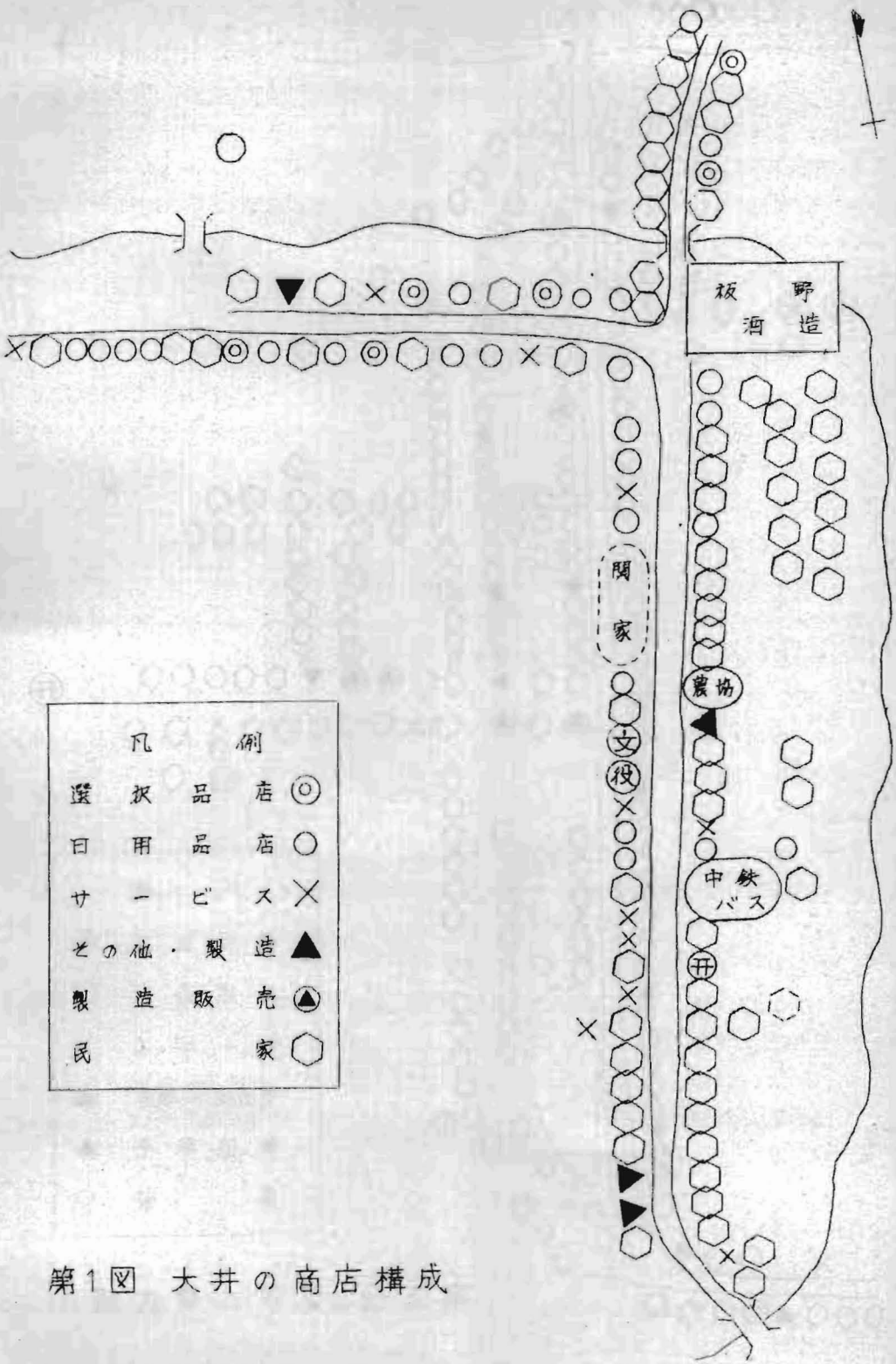

第1図　大井の商店構成

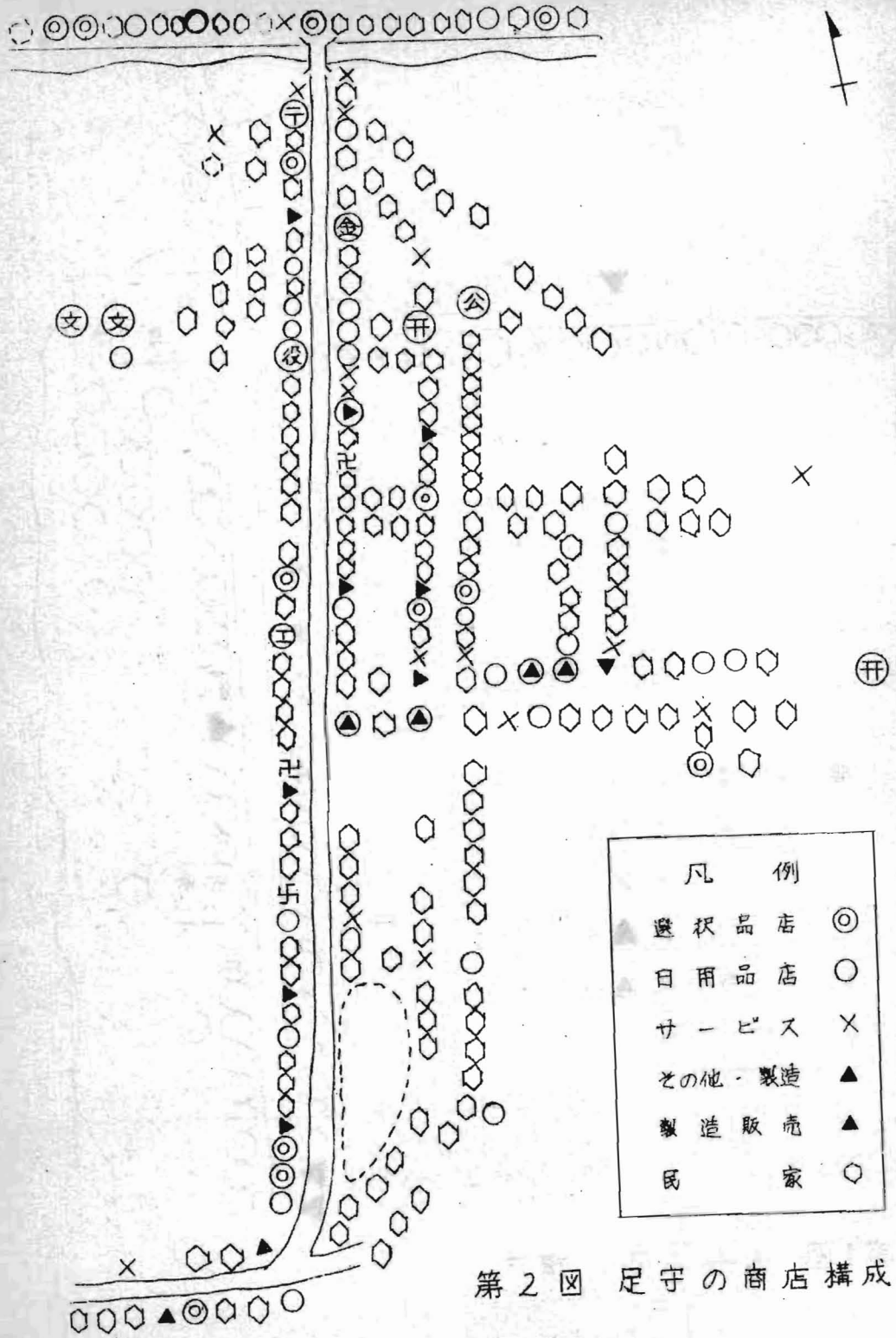

第2図　足守の商店構成

（第32表）　大井の購買圏　　（配布数93　回収数63）

品名＼購入先		行商人	農協	大井	足守	高松	総社	岡山	その他	計
日用品	魚類	16 (28.1)	—	40 (70.1)	1 (1.8)	—	—	—	—	57 人 (100.0)
	調味料	—	—	53 (85.3)	8 (12.9)	—	—	1 (1.6)	—	62 (100.0)
	歯磨粉	—	2 (3.4)	46 (78.0)	3 (5.1)	—	—	7 (11.9)	1 (1.8)	59 (100.0)
	医薬品	5 (8.9)	1 (1.8)	41 (73.2)	1 (1.8)	1 (1.8)	1 (1.8)	5 (8.9)	1 (1.8)	56 (100.0)
選択品	ヤツ下着シ等	3 (4.8)	—	23 (37.2)	1 (1.6)	—	2 (3.2)	31 (50.0)	2 (3.2)	62 (100.0)
	オーバー訪問着	—	—	7 (16.3)	—	—	—	32 (74.4)	4 (9.3)	43 (100.0)
	タンス	—	—	3 (9.4)	1 (3.1)	—	—	27 (84.4)	1 (3.1)	32 (100.0)
	時計メガネ	—	—	5 (10.7)	3 (6.4)	—	2 (4.3)	34 (72.3)	3 (6.3)	47 (100.0)
	文房具書籍	—	—	41 (70.7)	5 (8.6)	—	1 (1.7)	10 (17.3)	1 (1.7)	58 (100.0)
サービス	映画	—	—	7 (13.7)	30 (58.8)	—	—	14 (27.5)	—	51 (100.0)
	美容院	—	—	33 (64.7)	18 (35.3)	—	—	—	—	51 (100.0)
	理髪	—	—	50 (89.3)	4 (7.1)	—	—	2 (3.6)	—	56 (100.0)
生産	農業薬品	3 (8.8)	19 (55.9)	11 (32.4)	1 (2.9)	—	—	—	—	34 (100.0)

（第33表）　旧足守の購買圏　　（配布数109　回収数91）

品名	購入先	行商人	農協	大井	足守	高松	総社	岡山	その他	計
日用品	魚類	10 (11.9)	—	—	72 (85.7)	1 (1.2)	—	1 (1.2)	—	84 人 (100.0)
	調味料	—	—	—	85 (100.0)	—	—	—	—	85 (100.0)
	歯磨粉	—	3 (3.7)	1 (1.2)	61 (74.4)	—	1 (1.2)	16 (19.5)	—	82 (100.0)
	医薬品	—	—	4 (5.2)	58 (75.3)	—	2 (2.6)	13 (16.9)	—	77 (100.0)
選択品	ヤツ下着シ等	—	—	—	57 (65.5)	—	1 (1.2)	29 (33.3)	—	87 (100.0)
	オーバー訪問着	—	—	—	12 (22.6)	—	—	41 (77.4)	—	53 (100.0)
	タンス	—	—	—	1 (2.4)	—	6 (14.7)	34 (82.9)	—	41 (100.0)
	時計メガネ	—	—	—	1 (1.9)	—	—	50 (94.3)	2 (3.8)	53 (100.0)
	文房具書籍	—	—	—	51 (68.0)	—	1 (1.3)	23 (30.7)	—	75 (100.0)
サービス	映画	—	—	—	67 (85.9)	—	—	11 (14.1)	—	78 (100.0)
	美容院	—	—	—	72 (94.7)	—	—	4 (5.3)	—	76 (100.0)
	理髪	—	—	—	62 (82.7)	—	—	13 (17.3)	—	75 (100.0)
生産	農薬品業	—	19 (46.3)	—	20 (48.8)	—	—	2 (4.9)	—	41 (100.0)

選択品は岡山でと言えそうである。もっと詳しくみよう。

大井の場合

地元と岡山が大部分であるが旧足守もかなり力を持っている。日用品が地元で買われるのは「近い」ということからも当然であるが，はみがき粉・医薬品が岡山でも買われるのは通勤者の関係もあるのだろう。

選択品についてみると一般に岡山で買われているがやはり書籍は地元となっている。これは何故か。年令を調べてみると書籍を一番よく購入するのは１０代の人で約4割も占めている。商店街を持っているという条件にも拘らず選択品が岡山で買われるのは何故だろうか。これは至極簡単である。そもそも選択品というものはその名の通り色々選んで買うものである。その為にはある程度の品数を揃えていることが第１条件となる。それに加えて同一種類の店を数軒比較できることも望ましい。アンケートにも岡山で購入する理由は「種類が多いから」が第１位を占めていることからもうなずける。というわけで大井には選択品店が全部で数軒しかなく要求を満たしてはくれないわけであろう。

サービスについて特に映画をとり上げると映画館が足守にある関係から第３２表の様な結果が出たのであろうが，足守の映画館は１館のみで土旺と日旺しか開かないので岡山への通勤者・若い人は岡山で見るとのことである。（通勤者談）

足守の場合

高松・大井が殆んど利用されていないで地元と岡山に限られていると言える。南部の上土田と同じ傾向にあり，日用品は地元，選択品は岡山である。

日用品の中で調味料の１００％地元依存は異彩を放っている。そう言えば調味料はどこの地区でも地元依存率が１番高いものである。日用品の典型的なものといえよう。はみがき粉と医薬品は大井と同じく地元から岡山へ出ていく傾向にある。

大井に比べれば選択品店もかなりあるのにシャツ・書籍以外の利用は頗る悪い。やはり品物の性質上都市の方がより魅力を持っているのだろう。

サービス利用が地元の第１次圏内に固まっているのは足守だけの現象であるが，商店数の多いことが有力な条件となっているらしく方々にある為に「近い」から利用するというのが殆んどである。

商店街地区に於ても周辺と同じく選択品は岡山迄出て行っている。これは前にも述べている通り商店数の少さが大きく影響していると考えられる。次に書籍は足守町全体について言えることだが購入者が１０代の人に多い為か地元利用率が高いのが特色となっている。これと同じく魚の行商についても足守町全般の傾向ではあるが，さすがに街ではその利用率も低くなっている。

2. 購買客の動向（地元の売り手側からみたもの）

(1) 薬局から

大井・足守両薬局とも顧客が大正期と比べてぐんと減り，しかも８年前に福谷に薬局ができ

きてからは一段と減少した。大正期迄の顧客の範囲は北は吉川の方迄拡がっていたのが現在は日近・岩田迄で止まり南は阿曾迄である。季節的には冬と夏に多くて５～６月及び11月の農繁期には閑散であり現在でもなお掛売がある。大正期には売上げの５割程もあったそうであるが，今では大体２割位である。購買客について年令的には差がないが若い人は薬品名を指定してくる場合が多く，予防剤・トランキライザー等が割によく売れる。顧客の９割位は病名を確認してくる。その人達は医者に行くと長時間を要するので手早く薬局で薬を買うのだそうである。総合ビタミン剤・抗生物質・肝臓薬等のいわゆる高価な薬品は経済的に余裕のある人，あるいは知識人が用いるという傾向がある。結核については非常に嫌われる為に，もし発病しても極秘にして保健所・療養所へ行くので薬は殆んど出ないようである。このあたりから足守に於る病気への認識程度がうかがわれよう。（岸本氏・難波氏よりききとり）

(2) 衣料品店から

薬の場合と同じく戦後になってどっと顧客が減少している。戦前の範囲は現足守町全体吉川，東は馬屋上・馬屋下（御津郡内）・阿曾と拡がっていたが戦後になってからは，現足守町と阿曾だけになってしまっている。原因は勿論色々あるが各地に店ができたことはその有力なものであろう。季節的にみるとやはり農繁期には少いが，１２～１月・４月及び９～１０月の秋祭の頃が繁昌する。掛の方もなかなか利用率が高くて6割位は掛であり嫁入り支度も現在は既して質素になっているとは言うものの，買い上げ額５～１０万円分全部が掛となり回収に２～５年もかかるという。嫁入り支度の場合全部の人が掛というのではないが地元での買物においては現金払いは稀で，現金を持っている人は岡山へ買いに出て行くそうである。顧客の性別をみると大体男３に対し女７の割で，しかも若い人は少く中年の人が多いというのも１つの特色であろう。ここに人々の大井・足守の商店利用状況が象徴されているともみることができよう。（林氏・光畑氏よりききとり）

(3) 美容院から

まず顧客範囲だが，戦後一般の利用度が高くなった為に今のところでは範囲に目立った変化はみられないが，人数の点では１０年位前と比べればぐんと減ったし，年令が古くなり３０才以上の家庭の主婦が大部分である。したがってそこでの話題もいわゆる井戸端会議の延長で世間話が多く，ついで子供の進学・就職の事が話題にのぼるが政治の話は殆んどない。

季節的にみると衣料品の場合と同じく１２～１月・４月・１０月及び８月が忙しい。つまり１年の主な行事と共に移り変わるわけで，忙しい時には１日平均２０人位，暇な時には平均２人位の時が多い。（美容院でのききとり）

結局商店側からみると２０代の若い人は殆んど地元を利用しないで岡山へ出て行き，後に残った中年の主婦が大いに利用している現状である。

（要約）　大井・足守を中心とする通商圏

これ迄みてきた事から大体次のように要約することができよう。

- 大井は地元のサービスに役立ってはいるが他の地区迄手が拡がらない状態にある。
- 旧足守はまだかなり足守町全般のサービスに役立っている。
- 高松は殆んど無視され，足守町民の購買地となっていない。
- 総社はタンスに限り利用はされても，全般的には足守町地域を第3次圏内にも入れることができない。
- 岡山は選択品において完全に足守町を1次圏内に入れてしまっている。

（註）　岡山商圏と足守町との関係について，次に未公表の「岡山市の商圏構造」（石田寛・古屋野正伍共著）より引用する。

「・・・岡山西北部における商圏の伸張は著しい。たとえば第2次圏であった真金町・高松町は第1次圏になっており，第3次圏であった旧足守町，さらに大井町の一部迄第2次圏になっている。このような商圏はバス交通との関係において次の如く括められる。

1. 都市から10Km，バスで20分以内は買廻品の70％以上を岡山市に依存する第1次圏である。
2. 都心から15Km，バスで30分以内は買廻品の50％を岡山市に求める第2次圏である。
3. 岡山の都心から36Km，バスで2時間以内は岡山商圏の第3次圏となっている。（筆者註・・・・・これは34年8月小学校6年生の父兄を対象に自計記入式による質問紙法で調査したものである）」

さらに岡山商圏と足守町との関係を明示すると，足守町は，昭和33年には岡山商圏の第3次圏内にあり，昭和34年には第2次圏に，そして昭和35年に至って第1次圏に入っている。

（附）　足守商店連盟について

何故足守商店連盟が生れたかについては，今日の商店街成立迄の経過をみよう。第3図の如く明治時代から現在迄続いている店は3店しかない。

明治の初頃は軒並に商業を営んでいた。三八五十の大市という定期市が毎月大きく開かれ道路の両横にはずらりと出店が並び，山から，地元から午蒡・野菜・竹細工が集められ売買が行われ，山からきた者は出店で日用品を買った。この日は遠方から人が繰り出し娘達は着飾って歩く事もままならぬ程にぎわったが，それも明治末迄でその衰退と共に現住人口・商店数ともに減少してきた。現在では12月25日の市が定期市の唯一の名残りとなっている。この現状から「足守の客をにがさぬこと」の事業計画の必要性が認識され昭和35年8月1日足守銀映劇場に於て，足守商工会が発足したわけである。町単位の小規模なものとしては全国で最初に出来たものとして，

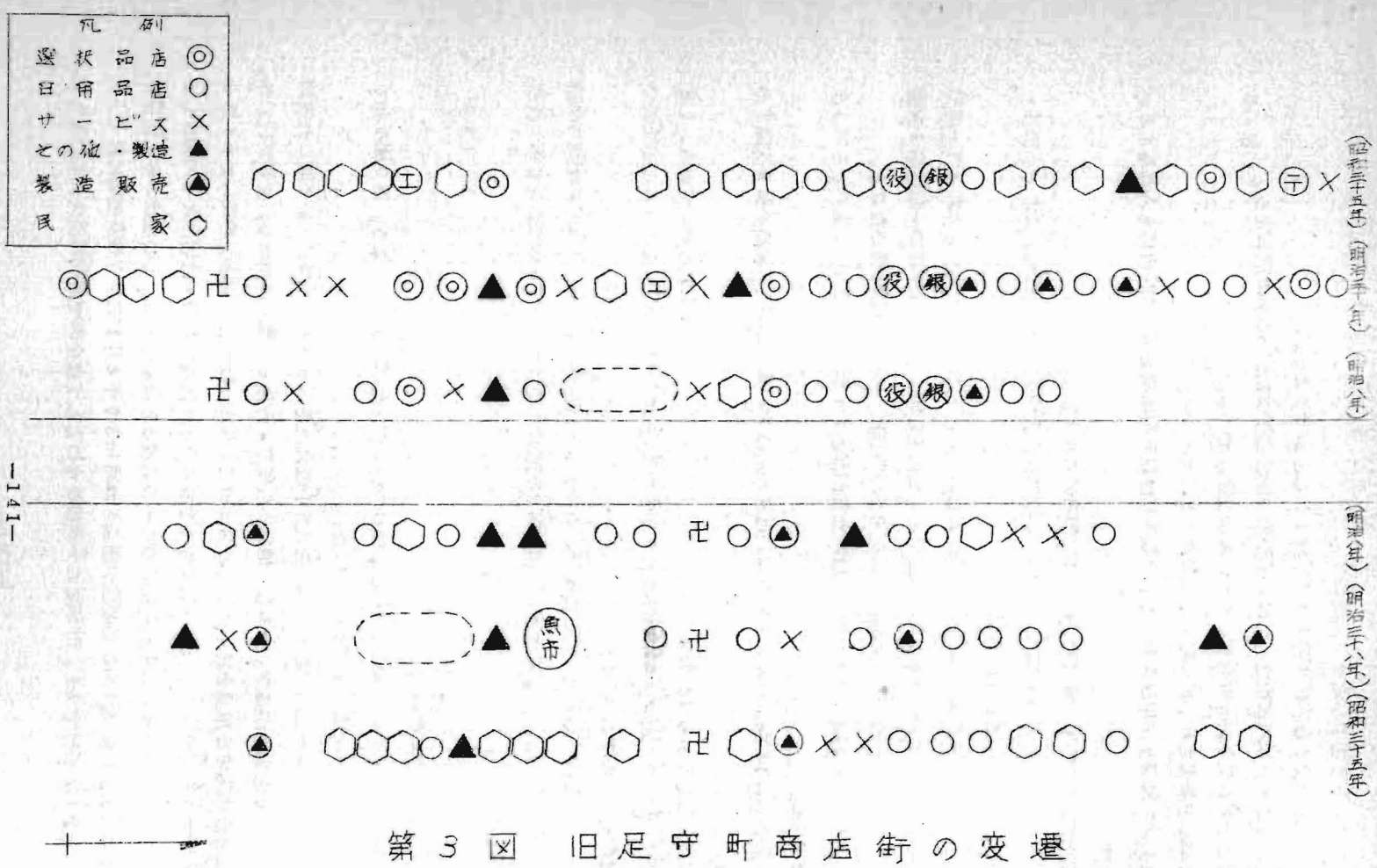

第3図　旧足守町商店街の変遷

当事者達は自慢している。

足守商工会の目的は「地区内における商工業の総合的な改善発達を図り，もって国民経済の健全な発展に寄与すること」である。会員の資格は「地区内に於て引き続き6ヶ月以上営業所・事務所・工場または事業場を有する商工業者」である。発展の為の対策としては色々あるが大きなものは次のものである。

① 工業誘致

② 観光事業。観光資源の開発による観光誘致及び町民レクレーション。

③ 業者の教養の為に大都市より講師を招いて講演会・座談会を持つ。あるいは指導員による接客態度・店舗改築・経営診断の指導をうける等である。だが決して営利を目的とするものでない事及び政治活動をするものでない事が定められている。

現在商工業を営んでいるもの500戸中約350戸が加入していて，各々足守・大井・福谷の支部のいずれかに属しているわけである。この中特に店舗を持っているもの約150戸が集まって商店連盟を結成し地元へのサービスを計り共に向上を目指して日夜努力している。具体的には年間に何回か映画会を催したり，買い物の配達，店舗の改造，チラシ・自動車による宣伝，包装紙の利用等足守の客の確保に懸命になっている現状である。しかし効果の程は疑わしく現状打開の為にはもっと基本的な出発点を見きわめて，そこから再出発する必要があるのではないだろうか。（附・第34表）

（附）第34表　足守町商店数（商工会参加軒数　昭和35年）

地区＼項目	日用品店	選択品店	サービス	製造	計
旧足守	13	31	18	19	81
大井	8	29	10	10	57
福谷	6	21	11	6	44
日近	0	2	2	21	25
高田	1	8	0	2	11
山上	2	3	2	1	8

以上足守地域の通商圏の実態を購買者側からのアンケートと，売り手側でのききとりから考察した。

実態調査に当り色々協力された林善五郎氏，矢吹清忠氏，光畑唯男氏はじめ足守町の方々，そして中田智子先生に厚く感謝の意を表します。

（参考文献）

「小売商圏の研究」

「農村地域の購買習慣とその小売商圏の実態」

「岡山市商勢圏の地理的考察」

「岡山市中央商店街診断報告書」

第Ⅴ章　農業の生産構造

第1節　寄生地主制の展開過程

高　田　正　規

1. 村の概況　－土地所有構成から－

足守町は，旧五ヶ町村の合併によって行政的に区画された地域である。ここで私達に課されたテーマは戦前の土地所有関係を中心とした問題であるから，若干の統計を用いて村の概況をのべておくことは行論の関係上必要と思われる。

オ1表 (A) 民有地目別面積（昭和8年・単位町）

	総面積	田	畑	耕地計	山林	原野
足守	663.4	204.5	36.9	241.4	420.9	0.9
大井	999.3	161.6	33.6	195.2	707.7	6.1
日近	779.6	176.1	54.4	230.5	544.0	4.6
岩田	489.2	125.2	65.3	190.5	288.5	9.9
福谷	1646.7	232.0	132.7	364.7	1267.6	14.4
計	4578.5	899.4	322.9	1222.3	3228.7	35.9

(B) 水田率と耕地率と山林率（昭和8年，%）

足守	84.8%	36.4%	63.6%
大井	82.8	19.5	70.8
日近	76.2	29.6	69.8
岩田	65.7	38.9	59.0
福谷	63.6	22.1	77.0
吉備郡	77.3	35.6	63.7

(C) 米の反当収量（昭和7年単位・石・%）

	足守	大井	日近	岩田	福谷	吉備郡	岡山県
反当収量	2.600(石)	2.000	1.961	1.739	1.742	2.461	2.410
指数	108.0(%)	83.1	81.5	72.2	72.3	102.1	100.0

資料）いずれも『岡山県統計年数』により算出，作表

「オ1表」が示すごとく，村の総面積のうちで最も大きいのは60～70％台にほゞランクされる山林であるが，吉備高原南縁に位置するこの地域はかなりゆるやかな傾斜を示している。耕地率はほゞ20～40％の間に位置づけられるが南部の足守と北部の岩田が夫々36.4・38.9％で比較的高く，吉備郡の水準をうわまわっている。耕地のうち足守川に沿う足守・大井は共に80％台の水田率を示し圧倒的である。これに対し北部の岩田・福谷は65％前後でこの地域としては畑地が卓越している。この水田の約80％は二毛作が可能であり，裏作の中心は明治末期以降裸麦と小麦であった。更に北部に卓越する畑地は大正中期以降養蚕の導入がみられた点が特徴的である。このような地目別面積の構成は明治中期以降大きな変動はなかった。また水田の生産力は南部の足守が県及び郡の水準をうわまわっているが，他はやゝ低位にあり，山林の卓越し畑の多い北部は低位生産力段階にあることが米の反当収量を指標にする時指摘することが出来よう。

以上のように土地条件からみて，この地域は南部足守川平坦地域と北部吉備高原南縁地域との異質的な地域から構成されていると思われる。またこのような異質性を最もtypicalに示すのは南部の足守と北部の福谷であろう。

オ2表　産業別人口構成（昭和初期）

	本籍人口	現住人口	戸数	農業	工業	商業	その他
足守	3,901人	2,379人	553戸	262戸	52戸	95戸	127戸
	100.0％	61.0％		48.8％	9.8％	17.7％	23.7％
福谷	3,807人	2,893人	604戸	478戸	26戸	35戸	54戸
	100.0％	76.0％		80.6％	4.2％	5.9％	9.3％

備考　1）本籍人口は昭和8年，職業別も昭和8年
　　2）現住人口・戸数は昭和5年国勢調査
資料　『岡山県統計年報』・『現勢調査簿』

さて，このような代表地点における産業構成を検討しながら農業事情により立ち入ってみよう。「オ2表」が示すごとく，足守の人口流出は本籍人口の39％に達しているのにたいして，福谷は24％で流出率は低位にある。このことは，再生産構造が足守の場合その条件が劣悪である－商業的農業の展開がみられないことと農民層の社会的分化の進行と照応する。さらに産業別戸数構成は，足守が陣屋町としての歴史をもち，この地方の中心的な町であることに基いて農業戸数が50％に満たないのにたいして，福谷は農業戸数が圧倒的多数を占める点が特徴的である。

2. 明治初期の農民層分解

戦前における土地所有関係を検討する際，当然のことながら地主制の問題が中心的なテーマ

として位置づけられる。

幕末から明治初期にかけての村落構造上の特質は明治5年「鍋屋騒動」における階級配置が端適に示している。

「明治五年四月八日夜八時頃，深津県下備中賀陽郡足守町商藤田林蔵宅へ近傍村民聚集，乱暴，居宅什物を破却……折柄堤防巡回のため最寄に止宿中の県官員出張し，旧官員四五名と協力し，五名捕縛……鎮定」「『明治初年農民騒擾録』P・339)。この農民騒擾に先立って明治4年には津高郡二十五六ケ村騒擾，明治5年阿賀郡下中津井村等騒擾，仝年津高郡加茂市場外村々騒擾と足守町の周辺で農民大衆による里正・酒造家・高利貸に対する打コワシを含む世直し一揆がたゝかわされており，明らかに近世的村落構造の危機を示しているのであった。足守の場合に母農民大衆の攻撃目標となった藤田はこの地方きっての大地主であったことはいうまでもない。ではこのような世直し一揆の蜂起された原因はどうであろうか，経済的矛盾の総体を示す農民層分解の実態をまづ検討してみよう。

オ3表　明治5年階層構成（上土田村）

	戸　数	戸　数 *（％）	仝左村内	戸　数（％）
0			10	
1反以下	37		4	
1～2	25	83戸	6	31戸
2～3	8	（84.7）	1	（75.7）
3～4	8		7	
4～5	5		3	
5～6	5		3	
6～7	2	12戸	1	7戸
7～8	1	（12.2）	0	（17.1）
8～10	4		3	
10～12	1		1	
12～15	0	2戸	0	2戸
15～20	1	（2.1）	1	（4.8）
20～25	1		1	
25～30	0	1戸（1.0）	0	1戸（2.4）
合　計	98	98（100.0）	41	41（100.0）

備考　1）　明治5年「上土田邑田畑名寄帳」による。
　　2）　村内居住者は明治6年「印鑑届」による。

明治5年の階層構成は「オ3表」に示されている。農民98戸のうち5反以下の下層農民が83戸で84.7%を占めており大多数をなしている。この傾向は上土田村の居住者の場合でも75.7%であるから入作を除外してもいいうるであろう。そのうちでも2反未満の最下層農民がとりわけ多く62戸で63.3%を占めている。日本の封建的小農民の土地保有の標準的規模に達したい1町以下の階層をとれば実に96.9%（村内では92.9%）で圧倒的多数をしめる。これに対し1町以上の階層は3戸にすぎない。このような階層構成上の特質は封建的小農民が大きく分解をとげていたことを表現しており，地主小作関係の生成を推察せしめる。さらに，下層農民が多くをしめるのに対して1町以上の階層が極めて少なく，しかも所有規模が2.5町で上限を画されており，村外地主の土地所有も全て1町以下であることは，地主小作関係のほかに土地を生産手段としない営業の発展，いいかえれば農民層の社会的分化の進渉と農業の集約化を推測せしめている。

維新の変革がようやく軌道にのった明治5年の階層構成はその後どのような変化をたどるであろうか。明治5年の田畑名寄帳と明治7年の毛附高寄帳をつきあわせて姓名のたどれるものだけの変化を示したのが「オ4表」である。この表から見られることは7反以下の階層が上下に分解しているが，変動のあるのは12戸で全体の12.7%をしめるにすぎず，大きな変動は示さない。しかしながら下層農民ほど変動の度合は強くなっていることが注目されよう。

オ4表　所有規模別構成の変化（1）　　上土田村

明治5年 田畑名寄帳 ＼ 明治7年 毛附高寄帳	0	～1	～3	～5	～7	～10	～15	～20	～30	TO
0										0
～1		27	3							30
～3	7		26							33
～5				13	5					13
～7			1			8	1			6
～10							3			9
～15								1		3
～20									2	1
～30										2
TO	7	27	30	13	5	8	4	1	2	97

78.4%　93%　6.2%

79.4%　92.8%　7.2%

オ３表　所有規模別構成の変化(2)　　上土田村

明治１４年　地方税戸別協議費取立帳　（地価）

	～５０	～１５０	～２５０	～３５０	～５００	～７５０	～1111	～1500	～2500	ＴＯ
～１	5	4		1	3	1				１４
～３	4	2	1		2					9
～５	2	2	2	1		1	1			9
～７				2		1		1		4
～１０					1		2			3
～１５									1	1
～２０									1	1
～３０									1	1
～５０										0
ＴＯ	１１	8	3	4	6	3	3	1	3	4２

76.1%
92.8%
72.9%
52.3%
76.1%
23.9%

「オ４表」と同様の手続をふんで作成した「オ５表」を検討して行こう。明治５年から明治１４年の間には当然のことながら地租改正が行われ，田畑文量の結果増反が見られるので一反＝地価５０円の相関線をそのまゝ使うことは出来ない。正確な相関線は地租改正当時の資料を検討しなくてはならないが，この地方には調査の施行時発見出来なかったので，全県的な平均値から推察してみるより方法がない。ほゞ５割の増反と考えて行くと破線上の半数が下向分解をとげていると大ざっぱにみていいうるであろう。０.７町以下の下層農の没落傾向が極めて顕著に指摘される。それに対して０.７町以上の中農層は殆んどが上向傾向を示している。さらに最も大きな変化は斜線で示した村外地主の大幅な土地集積傾向であろう。かくして１町以上の階層は明治５年３戸（７.２％）から，明治１４年１０戸（２３.９％）と激増しており３町以上層が新たに３戸になっているのである。彼等は後述する如く商業高利貸資本家であると同時に地主として成長していた藤田・難波・板野等であった。最後に３反～１町層にあってもその数は少ないが上向分解をとげている人々がいることは，農業以外の営業乃至は農業の集約化という型で下層農民もまた上向のチャンスがあったことを示している。後に問題にする如く，この地域は棉作・藍作が広汎に展開している地域であり，明治１０年代前半までが比較的順調にこれら商品生産的農業が展開しているという状況の中で，農民層の分解もまたそれに照応して上下分解をたどりつつ地主的土地所有の拡大が徐々に進行していたと総括することが出来るので

あった。

さて，以上の検討は上土田村のみの土地所有構成のみから考察をすゝめたわけであって，村外の所有は含まれていない。ところが上土田村の場合，その北部に藤田・板野等の大地主の土地集積が進行し，南部の高松・生石・総社等はより一層商品生産が進捗し，商業資本の成長も大きかった地域だけに村外での土地所有は比較的少なかったと思われる。ともかく村外の土地所有を加えた場合以上の論述は若干の修正を余儀なくされるであろうが，それにしても結論的に提出したところの基本的論点－　すなわち，明治初期の段階で封建的小農民の大幅な分解にともなう下層農民の圧倒的多数，明治１０年代前半までの上下分解の進行とそれにともなう地主的土地所有の漸進的拡大－　は変更する必要はないだろうと思われる。

以上の如き階層構成のもとで，明治５年の鍋屋騒動が惹起され，農民大衆による高利貸・商人地主藤田に対する打コワシをともなう激しい抵抗がたちあらわれたのであった。

ではかかる農民層の階層構成とその変化が何故あらわれることになったのであろうか，いうまでもなく商品生産との関連を明らかにしなくてはならない。

農業における商品生産を検討する際あらかじめお断りしておかなくてはならないのだが，この地域における農業経営の実態については勿論，生産物の構成についての資料さえ全くなかったことである。このような理由で，私達は物産表や県統計などの概括的な資料を検討しながら商品生産の様態をみて行こう。

才６表　　明治１０年物産表　　－賀陽郡の場合－

	作付反別	生産量	価格	価全格左構成
米	3,433(町)	46,680(石)	226,865(円)	72.2 (%)
糯米	271	3,083	14,675	
大麦	353	2,785	4,735	11.7
小麦	213	2,057	5,842	
裸麦	1,372	11,388	28,584	
粟	100	698	1,277	2.45
黍	72	437	656	
稗	62	443	381	
大豆	156	823	3,341	
蕎麦	123	776	1,537	
蜀黍	38	308	413	
玉蜀黍	2	8,000	560	
甘藷	65	393,363	1,967	0.65
馬鈴薯	12	46,865	188	
小計	6,272		291,021	

	作付反別 (町)	生産量 (石)	価格 (円)	全左	構成 (%)
実綿		291,186	23,296	6.9	54.0
マユ		311	93	−	−
生糸		21	67	−	−
藍葉		137,161	3,429	1.0	7.0
製茶		300	150	−	−
甘蔗		570	5	−	−
葉煙草		14,164	397	−	−
菜種		2508	15,675	4.7	36.4
小計			43,112	13.0	100.0
合計			334,133	100.0	

明治10年物産表を整理した「オ6表」を検討する時，米麦作が約84%を生産総額の中で占めており，全体として自給的傾向が濃厚である。これに対して商品作物と思われるものの中心は実棉と菜種，それに藍葉が加わった形を示しているのが全生産の13%を占めるにすぎない。しかし実棉・菜種は主として平坦地に栽培されることから推察して南部の足守ではこの構成は若干修正されなくてはならないであろう。このような作物構成は以後どのような変化をたどるであろうか，明治16年の場合について検討してみよう。「オ7表」は，明治10年と16年の間に作物構成に質的な変化がなかったことを示している。

オ7表　明治16年　商品作物の構成

		綿	菜種	煙草	藍葉	甘蔗	茶	蘭草	桑	TO・
作付反別(町)	賀陽	456.7	88.0	21.8	129.6	16.6	0.7	0.3	2.0	715.7
	下道	167.4	164.0	5.4	18.4	6.9	3.3	−	2.9	368.3
	岡山県	4814.9	5642.9	1521.3	912.1	339.3	347.3	147.1	108.6	13833.4
指数A	賀陽	9.5	1.6	0.1	14.4	4.9	−	−	−	5.2
	下道	3.5	2.9	−	2.0	0.2	−	−	−	2.7
	岡山県	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
指数B	賀陽	63.8	12.3	3.0	18.2	2.3	−	−	−	100.0
	下道	45.4	44.5	−	5.0	−	−	−	−	100.0
	岡山県	34.8	40.8	11.0	6.6	−	−	−	−	100.0

備考　1）　明治16年『岡山県統計書』による。
　　2）　指数Aは岡山県（但し岡山区を除く）を100.0%とする。
　　3）　指数Bは各部を100.0%とする。

たゞ商品作物構成の中で菜種の後退と棉作及び藍葉生産の前進を指摘出来る。明治１０年では棉作と菜種作が商品作物の約９０％を占めていたのに対して，明治１６年では棉作と葉藍が８２％を占めるに至っている。とりわけ実綿は浅口・窪屋両郡と共に両備棉作地帯の重要な一環としての位置を占めており，葉藍も小田郡と共に岡山南部平担地での核心地域を構成しているのであった。このような点は実綿が１０％弱，藍葉が１５％弱を示す点に端適に指摘することが出来よう。

このような商品生産が先に示した階層構成の中で，どの階層によってになわれたかを明らかにすることは出来ないが，既に検討したごとく明治初年の農民層分解が結論的に上下分解を示すことから，かなり広汎な階層－とりわけ１町前後の中農層を中核としていたのではないかと思われる。

オ８表　農民層の社会的分化　－明治初期－

	士	卒	寺	社	農	工	商	雑	日雇	医	不明	TO一戸
上足守	148	75	12		182	39	175	50	58	2	1	747
下足守	2	5	5	1	147	1	1					162
大　井	4	2	1		193	10	60	8				278
上土田		4	1	1	43							49

備考　１）　明治５年「壬申戸籍」による，上土田のみ明治１６年，「戸口統計」

２）　※内３０戸籍日雇兼業との注あり。

そこで，商品生産の発展と農民層の階層分化をより具体的に関連ずけるために，社会的分化の実態を検討してみよう。「オ８表」は明治初期での資料を整理したものである。このうち上足守・大井は前者が陣屋町，後者が谷口集落という形で発展したゝめ商業的機能がかなり濃厚にあらわれているが，農村地帯である下足守・上土田での社会的分化は決して著しいものではない。従って南部平担地での農民層分解は厳密な意味での分解ではなく，下向傾向を示す農民は漸進的拡大をとげる地主的土地所有の下に小作人として結びつけられて行くと考えられよう。次に上足守・大井において注目されるのは日雇層の広汎な形成であろう。この日雇労働が具体的に何処に投下されたかを直接的に指示する資料はないが，明治１６年の県統計によると賀陽郡での営業者は畳表職２４人のみであることが農業以外に投下されたものでないことを物語っている。このような検討から私達は南部平担地を占める足守・大井における農民層の分解は，３反～１０反層での没落傾向を示す農民が小作人・農業日雇労働者として地主制－寄生地主・手作豪農層を含めて－の下にくり込まれて行くみちすじを明らかにすることが出来た。一方，若干の人々が上向傾向を示すがそのテコになったのは綿作・藍葉作を中心とする商業的農業にあったと考えられよう。更に，地租改正を旋回基軸にする地主的土地所有の発展は高利貸的土

地集積にあり，その漸進的拡大と地主制の形成を認めることが出来たのであった。以上私達は主として資料の関係からあらい叙述と分析しか出来なかったのであるが，明治初期の商品生産と農民層分解についての基本的な論点を意義づけてみた。さてかかる動向が明治１０年代以降どのような変化をたどるかという点について，商品生産の動向の中から若干の見透を立てておこう。実綿・藍葉はともに近世的商品作物であり共に明治末には資本主義の発展と共に消滅して行くのであるが，綿作は明治２０年代以降衰退化して行き，藍葉は明治３０年代初をピークにして急速に衰退し明治４４年の化学染料輸入関税引下げによって殆んど消滅してしまうのである。このような商業的農業の後退の中で北部山間地域の福谷・日近・岩田では新たに養蚕業の導入と発展がみられるのに対し，南部平坦地では商業的農業の完全な挫折がみられるのである。ともすれば当然のことながら農民層の分解のあり方も大きな変化をみせることになるであろう。

3. 地主制の形成過程

明治１０年代前半における農民層分解のあり方は以後どのような傾向をみせるであろうか。私達はこの期における土地市場の動向によって概括的な問題を提示することから検討をすゝめて行こう。賀陽郡における耕地移動率と耕地価格の関係を明治１４年から１９年にかけてみると，相関係数は，マイナス0.９９である。従って土地市場は買手独占－地主層による土地兼併のための好条件が形成されていたことを示している。逆に下層農民は土地を売却して小作農に転落する傾向が大まかなみちすじとして推定されるのであった。このような土地市場での買手と売手の位置が規定される時点における農民層の分解は「才９表」に示されている。

才９表　所有規模別構成の変化（３）　上土田村

明治２２年　上土田村費算出簿

明治14年 地方税戸別協議費取立帳 円	～50	～150	～250	～350	～500	～750	～1000	～1500	～2500	TO.	
～50	10	1								11	
～150	7									7	52.3
～250	3	1								4	%
～350	3			1						4	
～500	1	3	2							6	76.1
～750				1		2				3	%
～1000			1			1	1			3	
～1500									1	1	23.9
～2500									3	3	%
TO.	24	5	3	2	0	3	1	0	4	42	

76.1%

81.0%

19.0%

明治１４年と２２年の間での階層上の変化のうちでとりわけ特徴的な点は，オ一に総戸数４２戸のうち変動のないものは１７戸で，約６０％のものが変動を示しており，この期の農民層分解の激しさを端適に示している。オ二にこの変動戸数の中で下向分解をとげているものが２５戸のうち２３戸を占め，実に９２.２％を占めており，地価５０円を１反とみるとき２町層の中農上層まで及んでおること。オ三に上向傾向を示すものが意外に少なく３町以上の豪農・地主層の土地集積は極めて微弱なことが指摘出来よう。明治１０年代前半まで７反～２町層が上向傾向を示しかなり強力な発展を示していたのとまさに対照的である。このような動向は何故もたらされたのであろうか。まず地方的な契機として考えられるのは，明治１６年の旱害と１７年の水害・明治１９年の洪水である。この地域を貫流する足守川は平坦地に入って天井川になり近世以来しばしば水害をもたらしており，その災害は足守町は勿論下流の高松・加茂・真金一帯に及んでいるのであり，とりわけ近世末期以降水害による荒地化は恒常化していた。※）いま行論と直接関係のある明治１６・１７年について考察すると，「本郡（賀陽郡）ノ如キハ客年非常ノ旱害ヲコウムリ，此カ為メニ衰頽ノ極度ニ達シ，見ルニ忍ヒサルノ現況顕然タリ」（足守町役場文書，「明治１７年５月賀陽郡聯合会決議書）とある如く，明治１６年に旱害にみまわれ，明治１７年６月２８日に大洪水が起っている。この旱水害はとりわけ畑作に大きな打撃を与えたようであり農民諸階層に所有反別の３０～５０％にわたる被害を与えているのであった。さらに，一般的状勢としてこの時点は所謂デフレの進行過程で農民層の没落に大きな影響を及していることはいうまでもない。

※）明治以降の水害は連続的にこの地方を見舞っており，明治４・５・１３・１７２３・２５年がそれに相当している。また近世では嘉永１年の洪水が極めて大規模なものであった。資料は「岡山県水害史」・足守町役場文書「御物成納米勘定帳」「外内郡洪水永荒当荒高差帳」などによる。例えば嘉永１年のそれは賀陽郡の約４０％の田畑が荒地化しているのであった。

このように明治１０年代後半から２０年代初期にかけては地主的土地所有の拡大のための好条件が整備されていたにもかかわらず，３０～５０％に及ぶ田畑の荒地化は地主層にも豪農層にも大きな打撃を与え，現実には土地集積の進行が画期的に進展しないということになったのであった。

さて，私達は明治２２年における農民の階層別構成を検討することによって，普通寄生地主制の確立期といわれる時点の階層構成の特徴を明らかにしておこう。「オ１０表をみると，土地所有者１１９戸のうち５反未満の最下層農民が８３.２％を占め，なかでも３反未満層が７４％で圧倒的多数を示している。これに対して１町以上の階層は１０.３％を占めるにすぎず，明治５年の「オ３表」と対比する時，５反～２町層の激減（２１.９→１３.２％）を指摘することが出来よう。このように大多数の農民が１町以上の土地所有しか示さないことは，地主・小作関係が進展したことを認めなくてはならない。とりわけ上土田村では明治１６年の戸口統計に

才10表　明治22年　階　層　構　成（上土田村）

地価額	反別	戸数	構成	構成		
～50	～1	69	58.0	74.0	83.2	89.8
～150	～3	19	16.0			
～250	～5	10	9.2			
～350	～7	5	4.6	6.6		
～500	～10	3	2.0			
～750	～15	4	3.3	6.6		
～1000	～20	4	3.3			
～1500	～30	2	1.7	3.7		
～2500	～50	3	2.0			
T　O　•		119	100.1			

備考　1）「上土田村村費収入日計簿」による。
　　2）地価額50円＝1反として作表。

よると農民層の杜会的分化は進行しておらず，土地を喪失・縮少した農民層は直ちに小作人として地主の下にくみこまれたものと見てよい。

このような零細自小作農民に対置されるのが約90町歩の土地集積をすでに明治20年に果していた藤田を筆頭とする寄生地主層である。このような※)寄生地主層の形成は当然のことながら小作料を確実に徴収出来うる生産力段階でたち現われて来る．従って明治20年代初期におけるこの地域の生産力段階を検討しなくてはならない。

「才1図」をみると足守南部における米の反当収量は明治中期でほゞ1.7～1.8石の段階に当達しており，岡山南部平坦地のそれとは若干低位にあるが，小作米反当1石の線は確保出来る生産力段階にある。

高利貸商人としてすでに幕末維新期に土地集積を完了していたと考えられる藤田の場合も明治33年の101町歩がピークとなっているが，手作地主＝豪農層はどうであろうか，

第1図　米の反当収量の推移　—旧足守町の場合—

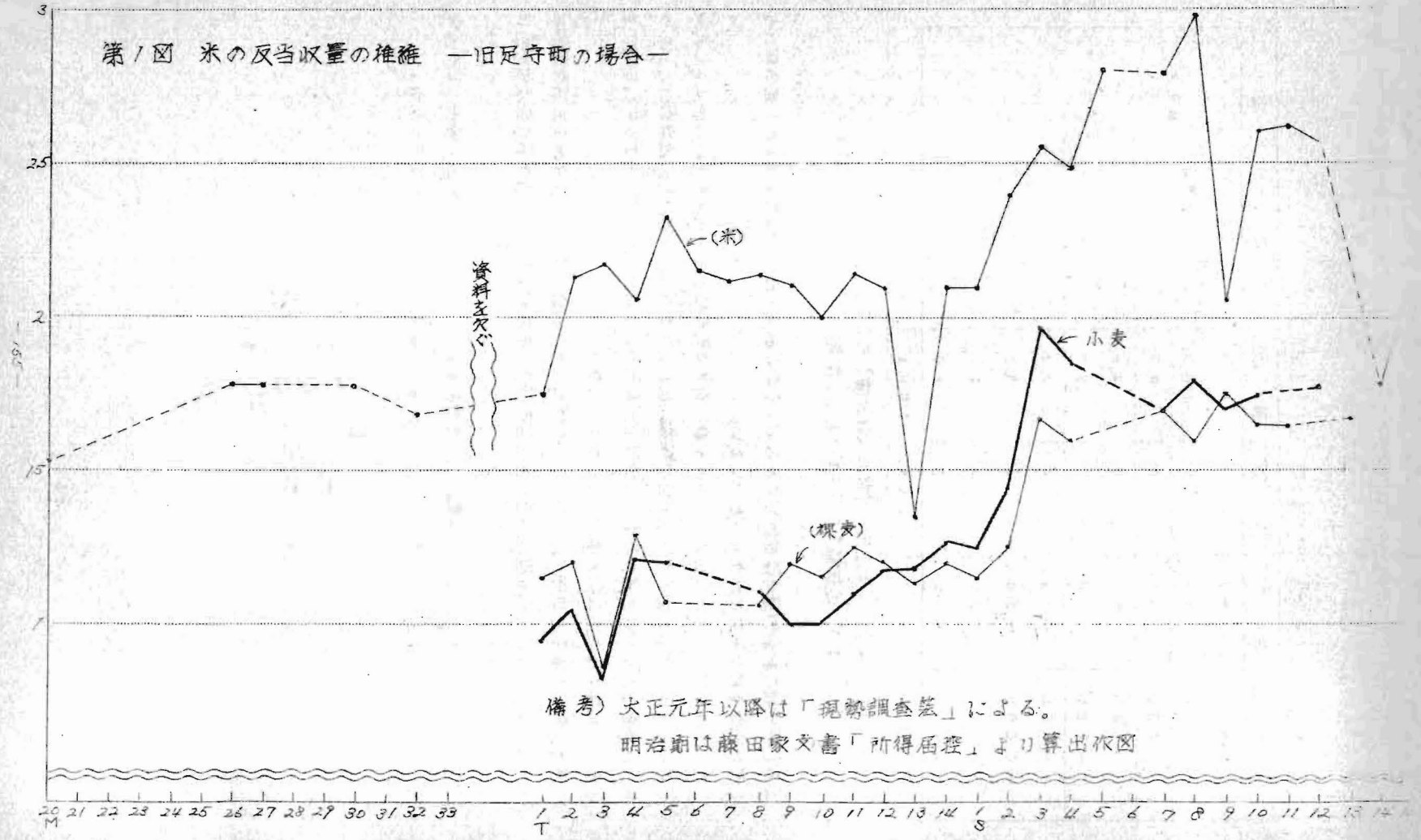

備考）大正元年以降は「現勢調査表」による。
明治期は藤田家文書「所得届控」より算出作図

才11表　板野家の土地所有　－足守町のみ－

	田	畑	計	全左増減	山林
2 1	8.7109		8.7109		34.6927
2 9	8.9316	.6427	9.5813	+ .8704	34.6927
3 0	10.1104	.8524	11.9628	+ 2.3815	34.8507
3 1	11.3307	.8524	12.9010	+ .8312	34.8507
3 2	12.2512	.9211	13.1723	+ .2713	34.8507
3 3	12.2411	.9422	13.1903	+ 110	34.8507
3 4	12.0204	.9422	12.9626	− .2207	34.7929
3 5	11.8919	.9614	12.8603	− .1023	34.7929
3 6	13.0121	.9613	13.9804	+ 1.1201	34.7929
3 7	12.2116	.9613	13.1729	− .8005	35.7625
3 8	10.2006	.9111	11.1117	− 2.0612	35.8025
3 9	9.0515	.8900	9.9415	− 1.1702	29.2109
4 0	7.9719	.9227	8.9016	− 1.0329	29.2525
4 3	8.0027	.8810	8.8907	− 109	27.5312
4 4	8.0321	.6903	8.7224	− 113	27.5312
4 5	80206	.6216	8.6422	− 802	27.5312
2	7.9607	.6629	8.6306	− 116	26.0609
7	7.6704	.6322	8.6026	− 210	19.6400
1 1	7.5923	.5021	8.1014	− .5012	16.0408
1 2	7.5911	.4427	8.0408	− 606	16.0408
1 4	7.5827	.4427	8.0324	− 14	16.0408
1 5	7.7504	.3109	8.0613	+ 219	16.0408
2	7.6217	.3109	79326	− .1217	16.0408
3	7.5902	.3109	7.9011	− 315	16.0408
5	7.6002	.2922	7.8924	− 17	15.8809

備考　1）　足守町役場文書「土地名寄帳」により算出作表

いま板野の場合についてみると「第１１表」に示される如く土地集積進行のピークは明治30年前後の時点にあり，むしろ明治２０年初期以降のことに属している点が注目されるのであった。その後３０年中期までは一進一退を示し，さしたる変動はみとめられないが明治３０年末以降一転して土地の喪失がかなり激しい度合で進行している。明治３０年中期といえばこの地方で小作争議の斗わされる最初の時点に相当しているのであるが，一応後に検討することにしたい。ともかくかかる展望をはらみながら明治３０年前半までは土地所有関係のみからみて地主的土地所有の前進がみられ，それにともなって地主的支配統制機構が出現することになった。かくして確立した地主制は土地所有関係に基礎づけられて共同体的諸関係を自己に従属させ，機構的にその支配を貫徹させることになる。藤田をはじめとして板野・関等の寄生地主層はいずれも各部落に「引請人」を設置する。これら引請人は各村落における地主層であり，「村」の有力者であり，水利・入会地の管理にたずさわっている人々であることが特徴的である。かくして寄生地主層は小作人を共同体をつうじて機構的に支配して行くことになる。その支配統制の範囲は従来の「村」の範囲をはるかにこえるものであり，この広範囲な支配を行政的にバックアップせんとしたのが明治２２年の町村制施行に他ならないのである。

※）藤田家文書「明治２０年５月所得届ケ控」による。藤田の場合も全農民層が危機にみまわれた同様明治２０年には約５６.６％の土地を抵当として1,０００円の借金をしている点が，行論との関係上注目されよう。なお藤田家の分析については太田健一氏の報告を参照されたい。

以上私達は明治３０年代初期までの時点で寄生地主制の形成過程を検討したのであるが，明治一大正初年におけるこの地域の主要な対抗関係を土地所有を指標にして整理しておこう。その際すでに「村の概況」で指摘した理由にもとずいて南部平坦地の代表として足守，北部山間地の福谷を素材にして検討しておきたい。ただ総括的な資料が大正期以降のものしかなかったのでこの点をあらかじめお断りしておかなくてはならない。「第１２表」によると次の特徴的諸点を指摘することが出来よう。 (1) 小作地率では明治末－大正初期の時点で南部平坦地の足守は６０－７０％台を示すのに対して，北部の福谷では３０－１０％台であって地主的土地所有の発展はあまりみられないこと。 (2) この点は小作（自小作を含めて）農家の構成が足守では７０％台にあるのに対し福谷では４０％台であることと照応する。 (3) さらに，自小作別農家戸数のうち小作農は大正１年で，足守が２９.４％を占めるのに対し，福谷では５.３％の低率になっている。このように土地所有関係における対照性は，足守が藤田・板野等の居村であり，すでにのべた如く生産力段階が明治２０年代すでに１.８石，大正初期には２.２石の線に到達する地域であるのに対し，福谷は大正初期でさえ反収１.３石台の低位にあり，しかも畑地が卓越する地域であり地主の土地集積を経済的に不可能にするほど生産力段階は低かったことと照応している。事実，藤田の場合についてみてもその土地集積限界線はほぼ大井で北限を画しており，明治２７年で約１.７反歩の集積をみるが３０年以降売却し土地集積はみられない

のである。即ち山間地域は「動モスレバ損害1恐有之ノ村ニシテ真ニ得処ト申スハ些少ニ有之」（藤田家文書「所得金高上申書」明治25年）地域であったことにもとずくものであった。かくして福谷村における地主層は大正初期3町以上のもの5人を数えるが小作地率・自小作別農家構成からみて寄生地主ではなく，耕作地主であったと考えられるのであった。(4) 足守の場合，田の小作地率より畑が大正初年では高くなっていることは綿作と関係があるためと思われ，大正6年までその残像があらわれていると推測される。この点は藤田・板野の土地集積が意外に畑が多いことに示されており，ほぼ明治30年代中期がそのピークになっている。

第12表(a) 小作地率の推移

	自作地	小作地	小作地率	自作地	小作地	小作地率	自作地	小作地	小作地率	自作地	小作地	小作地率
T. 1	71.6	123.4	63.3	12.5	33.9	73.1	185.3	37.3	16.7	132.8	17.4	11.6
T. 3	58.8	136.9	69.9	11.7	33.4	74.0	158.6	68.5	39.0	129.5	15.6	10.7
T. 4	92.3	107.6	53.8	15.5	29.6	65.6	155.2	76.3	33.0	117.0	13.0	10.0
T. 6	95.1	102.3	51.8	18.5	25.3	57.7	151.2	78.2	34.0	109.5	13.7	11.1
T.10	99.4	101.7	50.3	25.9	15.4	37.3	150.1	83.0	35.6	110.4	12.5	10.2
T.11	98.5	103.0	50.7	21.7	19.5	47.4	150.5	82.5	35.4	111.3	38.2	25.6
T.13							151.1	81.9	35.2	111.3	38.1	25.5
S. 1	102.0	103.0	50.2	20.1	18.3	47.7	153.3	80.1	34.4	126.3	12.9	9.3
S. 3	95.9	108.9	53.1	23.5	14.6	38.4	152.3	80.1	44.4	124.5	11.5	8.4
S. 4	88.8	116.9	56.8	24.9	11.4	31.4	158.1	67.9	30.0	102.7	39.6	27.8
S. 6							160.3	72.3	31.0	104.5	14.5	12.4
S. 7	88.8	116.1	56.7	27.9	9.0	24.4	158.1	71.4	31.0	104.6	13.8	11.6
S. 9	89.6	115.6	56.5	28.0	9.0	24.4	154.1	72.1	31.9	103.6	15.7	13.1
S.10	88.9	115.6	56.4	29.1	7.4	20.2	164.6	67.3	29.0	104.2	17.8	14.6
S.12	88.0	116.4	56.9	29.0	7.9	21.4	160.3	72.2	31.0	111.5	20.4	15.5
S.14							153.8	79.5	34.1	106.3	17.4	14.0
S.16							157.5	76.8	32.8	96.2	27.6	22.3
	田			畑			田			畑		
	足守町						福谷村					

備考）何れも足守町役場文書「現勢調査簿」により算出作表。

第12表（b） 自小作別農家戸数の推移

	足守町				福谷村			
	a自作	b小作	c自小作	(b+c)/(a+b+c)	a自作	b小作	c自小作	(b+c)/(a+b+c)
T. 1	80	96	150	75.5	382	33	206	39.5
2	76	116	137	76.9	294	38	245	49.0
4	109	88	113	64.8	239	34	294	57.8
6	105	89	127	67.3	237	33	305	58.8
8	115	97	128	66.2	237	20	315	58.5
10	123	99	149	66.8	212	48	317	63.3
11	121	99	144	66.8	213	48	317	63.1
13					213	44	322	63.2
S. 1	121	101	159	68.3	222	42	308	61.2
3	117	109	128	66.9	218	52	261	58.9
4	117	109	128	66.9	232	47	186	50.1
6					206	48	196	54.2
7	100	75	120	66.1	221	55	183	51.8
8	101	75	121	66.0	202	67	189	55.9
10	100	75	121	66.1	248	63	183	49.8
12	102	73	120	65.5	193	73	186	57.3
14					195	67	195	57.4
16					219	57	231	56.8

備考） 足守町役場文書「現勢調査簿」による。

以上「才12表」を中心として検討した如く，土地所有関係を指標としてみた場合私達は足守と福谷における明治—大正初期における主要な矛盾が構造的に異質であることを指摘することが出来たのであった。即ち，結論的に規定すれば南部平坦地が寄生地主と小作人という対抗関係を基軸にしているのに対して。北部山間地帯は耕作地主と自作・小作農の対抗としてとらえることが出来よう。それは前者が土地所有関係によつて規定され，共同体的規制を通じて機構的に材落統制を行うのに対し，後者が土地所有関係の優位と経営の大きさに規定され，共同体的規制を自己中心的に編成した耕作地主の村落統制という型をとることを意味している。このような点を端適に示してくれるのは矛盾が集中的に表現される小作争議—米騒動・そして利害

関係が露骨に顕現する耕地整理の諸過程にあると思われる。私達はこのような観点にもとずいて以下すでに若干の資料の検討にもとずいて提出した基本的論点ー寄生地主制と耕作地主制についていま少し立入って論証をすすめて行こう。

4. 小作争議・米騒動・耕地整理

この地域は岡山県における農民運動の先駆的地域であることは若干の人々によって指摘されてはいるが，その分析は全く行われていない。調査の密度があらいため充分検討出来ていない。分析の進行上私達は南部と北部にわけて論述をすすめて行くことにする。

(1) 寄生地主制の矛盾ー南部の生産構造ー

明治３０年中葉はいろいろな点でこの平担地域を変質させる画期になっている。明治初年における棉作を中心とする商業的農業は「米国及び印度地方の棉花に圧倒され，農家の経済上大打撃」をうけ，まず棉作の決定的挫折がたち現われた。ついでいま一つの基軸となっていた藍作は明治３０年初期をピークにして急激に衰退して行くことになり。この地域の商業的農業はその姿を消すに至る。第二に「米麦種子撰択」・「塩水選」・「短冊状共同苗代」・「正条植」等の米麦作技術の発展と改良が地主層ー県・郡農会イニシアチイヴの下におしすすめられ，反当２石の線への高まりが準備され，自給的傾向の強い大麦が駆逐されて小麦の抬頭がみられ，米麦二毛作が農業の中核を占めるに至る。第三にかかる農業構成の変化にともなって中農層以下の大幅な没落が進行し１町未満層が９１２％へと拡大して行く。第四に脱農民化が産業資本主義の成立という農業以外の条件に一方で規定されながら急速に展開して行く。とりわけこの地域では明治２０年代末以降すでにアメリカ移民がはじまっているが，日本資本主義の発展によってもなお吸収されない部分は海外移民として析出されて行く。かくして大正初期には本籍人口の約２７％が離村しているのであった。かくして，米麦二毛作の他にブルジョア的発展の道をきりひらくことが出来なかったこの地域は移民送出地帯として，かつまた余剰労働力の貯水池として位置づけられて行くことになったのである。このように明治３０年代中期を画期とする変貌は基本的には寄生地主制下における米麦二毛作による拡大再生産の困難さを示すものであるが，農民層自体の中から地主制にもとずく高率小作料に対する斗いが惹起され拡大再生産への道をきりひらかんとする方向がうち出されて来るのであった。その最初のたかまりが正に明治３５年なのである。

明治３５年，棉作不況による農民の窮乏化を契機として田の小作料永久１割減額を地主藤田に要求。藤田拒否，小作人耕地２５～６町歩を返還。地主藤田は３ヶ年間約２３町歩を経営するが結局地力に応じて小作料の減額と定米制を約束することで解決した。

この争議は岡山県農民運動史の中でも早期に起ったものの一つであるが，商業的農業の挫折とそれにともなう中農層の没落という事態の中から生み出されたものであった。しかしながら地主層の力はこの段階では極めて強いものであり，農民層の要求はある程度貫徹されたとはいえ，六割に及ぶ高率小作料は殆んど変化なく継続されており，藤田の小作米収入は明治３８年には１０００石台に回復し争議が惹起された段階と殆んど変化がみられないことを「第３図」は示しているのであった。

第2図　藤田家の小作米収入の変化

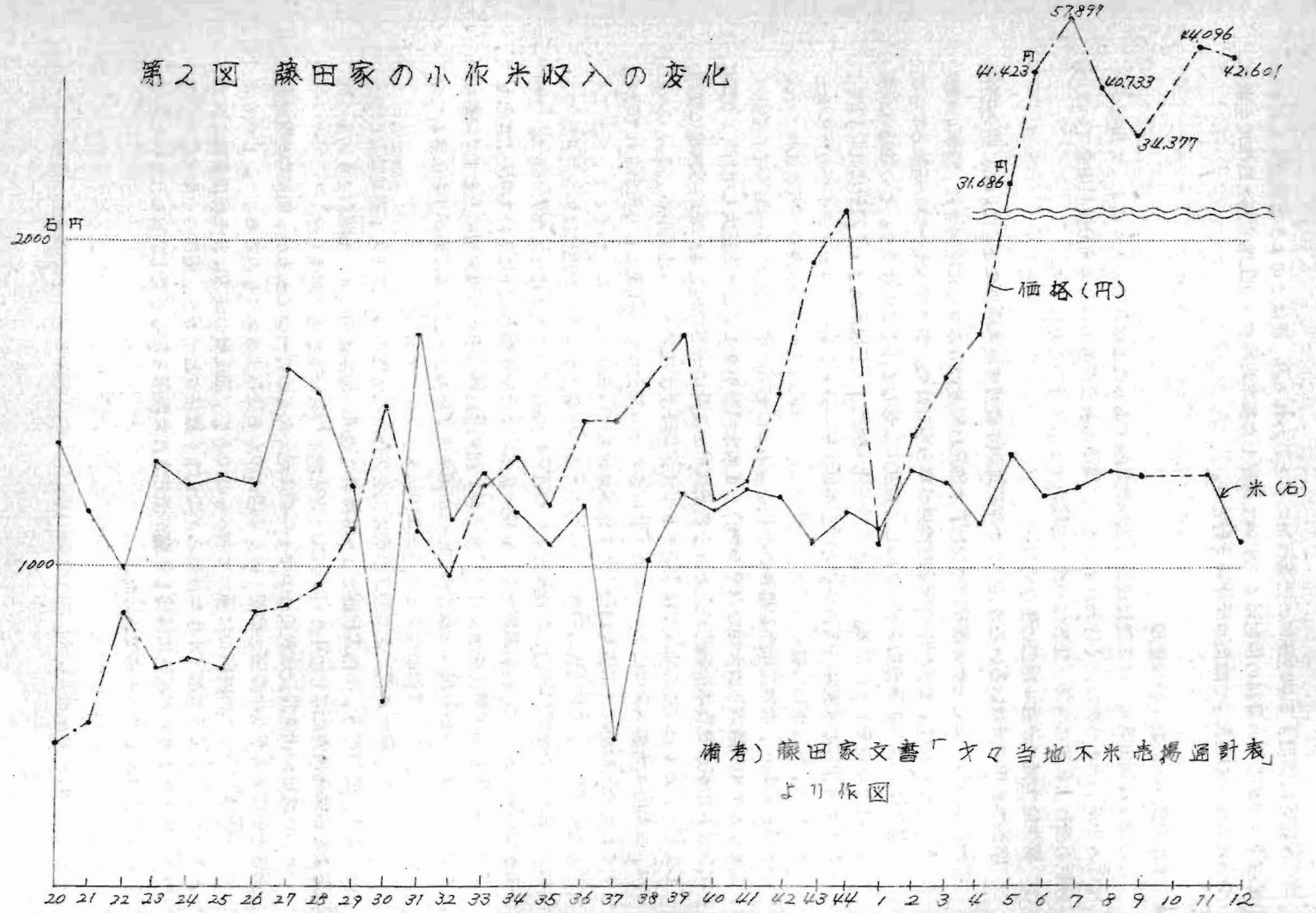

備考）藤田家文書「大々当地米売揚高計表」より作図

かくして農民層は農業技術の改良等にうらずけられて米麦二毛作の集約化という方向をとることになる。

では明治３０年中葉－産業資本主義確立期以降，すでに指摘した地主－小作関係は如何なる変貌をたどることになるであろうか。すでに明治中期没落中農層の手によって斗わされた地主制に対する抵抗は，地主的土地所有の拡大と資本主義の発展にもとずいて要請された動きであり，やがて地主的土地所有と資本主義的発展の矛盾につながるべき性格をもつものであった。

明治３０年代末以降－大正初年にかけての数年間は地主制のオーの危機であった。巨大地主として高利貸として強固な地位を築いていた藤田は土地喪失を行わないが，中小地主の板野等はすでに明治３０年代末から土地喪失過程に転化している如く，明治末期は，４０年の米穀検査規則施行，４１年の水利組合法・４２年の部落有林野の町村統一と基本財産化・耕地整理法成立，４３年の農会法改正にともなう帝国農会を中枢とする系統組織の完成等一連の農業関係立法の成立は寄生地主制の危機を克服せんとしたものであった。村落内部における寄生地主層と小作層の対抗関係の激化，日本資本主義の発展にもとずく半封建的土地所有関係の矛盾の深化はさけがたいものとなって来るのであった。

(2) 耕　地　整　理　－北部の農業構造

耕地整理事業自体明治期におけるそれは，地主層を主導とする農業生産力の発展のための諸条件整備の一貫として施行されて来たものであり，「正条植」「牛耕」の普及と発展という農業技術の発展と決して無関係ではなかった。私達はここでは明治４２年の耕地整理法に基礎づけられて施行された福谷村の耕地整理について検討してみよう。福谷村では大正１年長沢耕地整理組合・大正２年に真星耕地整理組合・杭田耕地整理組合が成立しており，耕地整理を行うことによって水利をよくし増反を企図したものであった。その中で最も大規模なものは真星耕地整理で対称反別３２.２町を整理し，大正９年に４２.６町歩に増反し地力増進に役立てたものであった。この直接の目的は千舛池等の池掛りであったためしばしば旱害の危機にさらされていたこと，それに基いて生産力が低位にあるものをさらにひき上げようとすることにあった。この耕地整理自体，村内の耕作地主層によって推進されたものでありその限りで生産力の発展・小作料の増徴を企図したものであった。と共に注目されなくてはならないのは直接生産者の上昇に対する一つの手掛りを与え，後に述べる如く養蚕業を基調とする商業的農業の発展の契機になって来るのであった。かくして私達がすでに結論的に提出したところの基本的な対抗関係は耕作地主と自小作農民の対抗を，耕地整理の中に認めうるのであった。

即ち明治末－大正初期での耕作地主層による村落支配は，農業資本主義の発展に照応して日雇労働力－農作男・女が村外の労働力市場に吸収されるに至ったため自己の経営を縮少しながら，所有と経営の部分的分化を果しつつも土地所有規模の狭少性と米の反当収量の低位性に規定されて寄生地主への転化を果し　得ない事情にもとづいていたため，南部で見られた寄生地主による村落支配のあり方とは構造的に異っている。耕作地主層の村落支配の基盤となった

ものはその土地所有関係を一方のアシとし，経営における優位性と共同体的秩序－水利と入会地の慣行－を自己を含めたものとして従属させ，一方で自小作層の再生産を保障しつつ，自己の拡大再生産のために共同体的秩序を組みかえながら直接生産者を支配する所に特徴的な点が認められるのであった。しかして耕地整理はまさにかかる企図から出発して行われたものであった。

(3) 地主制の矛盾激化

このようにこの両地域における農業構造の異質性は大正期における農業生産のあり方を基本的に規定することになる。まず私達は両地域における農業生産構成から検討をすゝめて行こう。

オ13表　農業生産の構成　－大正期－

	足守			福谷		
	大正1年	大正11年		大正1年	大正6年	大正10年
粳米	179.0	176.5		201.5	211.0	223.9
モチ	16.0 49.6	25.0 56.7		21.0 35.8	20.5 40.5	16.7 42.5
陸米	1.7	0.2		1.0	－	2.2
大麦	5.6	1.0		1.0	－	1.2
裸麦	124.0 42.7	41.7 36.6		213.5 39.2	179.3 38.3	197.5 39.0
小麦	41.4	89.6		28.5	39.0	24.6
大豆	4.6	6.2		25.0	23.0	19.0
空豆	4.0	4.9		12.0	5.0	6.9
小豆				3.5	4.0	6.3
アワ	1.5 3.5	1.0 3.9		28.0 17.5	9.0 13.4	5.9 9.3
ソバ	2.8	1.2		33.0	34.0	11.8
その他	1.1	0.8		7.0	1.5	3.7
甘藷	2.9	3.1		7.5	10.0	6.9
馬鈴薯	2.0	1.2		0.2	0.1	0.5
青芋	1.3	1.7		4.0	4.0	5.0
蔬菜計	5.7	4.7		17.6	15.3	20.6
菜種	5.0	3.0		3.0	2.0	3.0
胡麻	1.9	2.8		－	－	－
葉藍				1.0	－	5.0
ハツカ	1.7	1.6		3.5 1.7	4.0 1.8	0.6 2.9
タバコ				3.3	3.3	1.9
桑				－	0.9	6.1
その他	0.9	0.7		5.7	5.6	3.4
合計	401.4	365.3		620.8	571.5	572.7

資料　足守町役場文書「現勢調査簿」による。

「才１３表」を見ると南部の足守ではすでに棉作・藍は姿を消し米麦作に圧倒的部分が集中しており，小麦の拡大が指摘出来よう。また雑穀はすでに衰退しており，商業的農業の発展は全くみられない。これに対して北部の福谷では未だ雑穀が衰退化のみちすじをたどりながらも比較的強固に残存し，自給的傾向をみとめることが出来る。しかし，米麦作への集中がこれら雑穀の衰退と交代するかのようにたち現われ，また養蚕業の抬頭を大正中期以降みとめることが出来，昭和期の発展が準備されている。従って総括的にみて主穀への極端な集中がこの時点における特徴的な動向であり，米と小麦の発展は両地域に共通するものである。

このような農業生産の動向は土地所有関係に如何なる影響を与えてくるのであろうか。再び「才１２表」を検討すると，足守では小作地率・小作農家率は大正初年をピークにして低下しており，地主的土地所有の明らかな後退を示している。その内容は後にも検討するが３～１０町層の中小地主の土地喪失にもとずくものであり，その対極に１～３町の経営を行う自小作前進型の抬頭が顕著になって来るのであった。これに対して北部の福谷では米麦作への集中化と生産力の発展（大正１年1.４石→大正５年1.９石→大正１０年2.２石）にともなって，小作地率が３５％前後になり，小作農家率も６０％前後にたかまって来ることになり２－３町の経営を行っていた耕作地主層の寄生化と経営の縮少がみられてくる。

ではこの大正期における農民層の分解はどのような型を示すであろうか。

才１４表　土地所有規模別構成の推移

	足守町								福谷村					
	町 ～0.5	0.5～	1～	3～	5～	20～	50～	TO	町 ～0.5	0.5～	1～	3～	15～10	TO
	戸													
T 1	212	127	23	3	4	2	1	372	322	154	108	3	2	589
3	322	72	42	4	4	2	1	449	293	175	89	3	2	562
5	251	67	50	3	3	2	1	377	270	205	89	2	2	568
6	268	68	42	3	3	2	1	387	305	194	82	3	2	587
7	271	65	43	3	4	2	1	388	314	195	83	4	2	598
10	280	70	53	2	4	1	1	411	297	173	85	5	1	561
11	278	69	54	2	4	1	1	409	298	173	86	4	1	563
13									297	172	87	3	1	560
S 1	290	65	50	1	2	1	1	409	286	183	87	3	2	560
3	283	67	50	1	2	1	1	405	248	166	96	2	1	513
4	300	66	28	10	1	3	1	409	※176	187	83	1		447
7	229	66	30	10	1	3	1	410	182	204	72	5		463
9	303	64	29	10	1	3	1	409	174	168	79	1		420
12	301	64	29	10	1	3	1	409	234	166	77	5		482
15									175	167	77	4		423

備考　足守町役場文書『現勢調査簿』による。
※）印は昭和５年のもの。

第3図　本籍人口と現住人口　——足守の場合——

……福谷の場合……

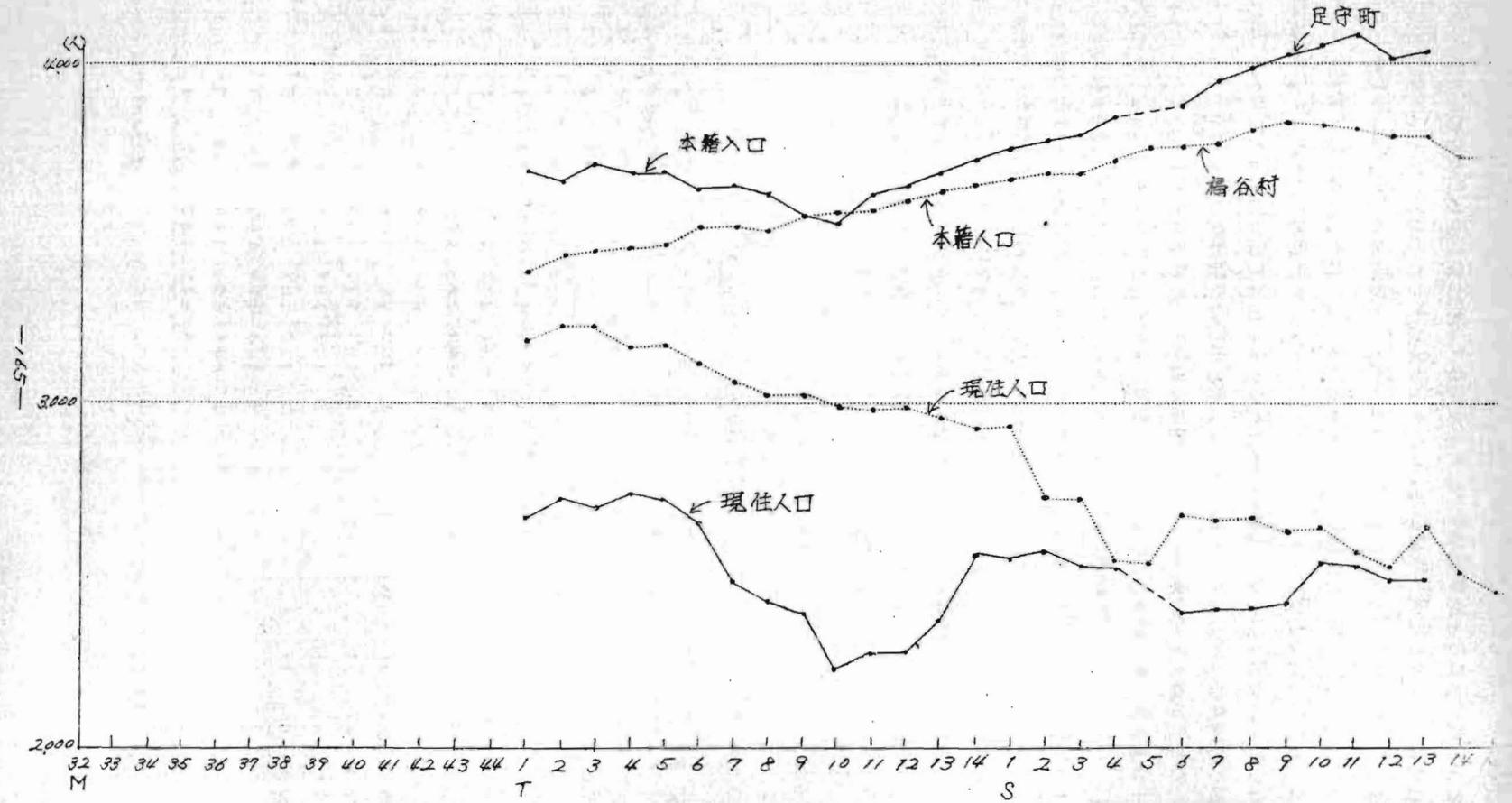

オ15表　経営耕地規模別構成の推移

	足守町							福谷町				
	～0.5	0.5～	1～	2～	3～	5～10	TO	～0.5	0.5～	1～	2～3	TO
	戸											
T 1	175	112	55	1	1		326	238	283	95	5	621
3	156	110	59	3	2		330	218	282	73	3	576
5	152	100	65	2	1	1	321	223	276	75	3	577
6	152	99	66	2	1	1	321	206	309	60		575
7	149	107	67	3	1	1	328	207	311	62		580
10	149	123	71	3			346	200	297	60		577
11	150	134	77	3			364	202	295	81		578
13								203	293	83		579
S 1	173	139	69	3			381	203	285	84		572
3	153	135	63	3			354	164	286	85		535
4	78	201	75				354	170	212	83		465
7	116	88	86	5			294	117	244	97		459
9	119	88	86	4			297	115	240	95		450
12	118	87	86	4			295	125	229	94	1	449
15								141	222	98		461

備考　足守町役場文書『現勢調査簿』による。

まず南部平坦地では「オ14表」を検討するとこの期での土地所有規模別農家構成の変化の中で大きな特徴は，1町を基軸にして1～3町層の大幅な増大と，0.5～1町層の減少傾向と0.5町以下の大正3～4年の激増とそれ以後の減少が指摘出来よう。大正3～4年は耕地移動率が大正期でとりわけ大きい時点であり，しかも土地価格も低い。このことから考えて1～3町層の増大は極めて有利な土地市場の条件の中ではたされたものであった。さらに大正5年以降の最下層農民の減少は脱農－離村傾向の拡大と照応している。さらに3町以上の地主層は若干の縮少を示すが，強固な存在をつづけているといえよう。これに対して北部の福谷村では大正前期0.5～1町層の増大と大正後期の減少が指摘出来るが，全体として大きな変化を示しておらず土地所有規模の推移は極めて停滞的であることが指摘出来よう。以上の如き農民諸階層の動向は，南部の足守町では所有規模1町歩を基軸として上下の分解と下層農民層の脱農民化→離村→（移民）傾向が大正初期以降顕著になって来る。この点は本籍人口と現住人口の較差を示す「オ4図」に示されており，とりわけ米騒動の惹起された大正7年が大きな画期になっていることが注目される。このような傾向は大正10年に至って極点に達しているのであった。北部の福谷では大正前期には本籍・現住人口の較差＝離村傾向

は南部ほど大きくないが，大正末－昭和初期には離村傾向が拡大しているのであった。さて土地所有関係からみた農民諸階層の動向をさらに具体的に検討するために経営規模の構成の変化をみよう。「才１５表」を検討すると足守町では，１町以上層の顕著な増大が指摘される。とりわけ大正中期には３町以上の経営さえみられるに至っている。たゞこの大規模経営は村内地主層によるものであり，農民的経営の発展とはいえなく以後の展望はもっていない。それにしても１町～３町層の増大はすぐれて農民的なものであって，拡大再生産を進行し得る階層はまさにこの階層であるとすることが出来る。従って１町以下の階層は２５０戸を１つの限界線として，離村傾向があらわれて来るのであった。また１町以下の階層では当然のことながら兼業率が高くなって来ることはいうまでもない。これに対して北部の福谷では大正前期に２～３町層の耕作地主層が生産力の発展にともなって経営から遊離して行くことを除いては１町層の減少がたちあらわれて来ている。このような傾向が如何なる意味をもつかということは別に検討するが，とりわけ重要な点は南部地域で１町歩を基軸として農民層の両極分解が進行して行き，零細農の集積と脱農民化・兼業化の進行は地主制の下における村落が再生産機構としての機能を停止することを意味している。かくして生産力のより一層の発展のためには，地主制下の村落のあり方の改変が要求されなくてはならなかった。

米騒動，岡山県下での米騒動は８月８日から９月６日まで約１ヶ月の間，全県的ひろがりをもって長期に継起しているが，この地域もその例外ではなかった。８月９日の岡山市での米価が１升５０銭を突破した時米騒動が惹起されたのを１つの契機として１２－１３日には最大のピークに達している。吉備郡では，総社町が１２日，川辺村１２－13日，箭田・呉妹穂井田村で１３日，ついで大井村・足守町で１３－１４日にかけて米騒動が惹起されている。

８月１４日の山陽新報は「さなきだに暗雲低迷せる折柄として一種の言うべからざる空気漲り，何時騒動勃発するやも測られざる状態となり」，寄生地主藤田は救済基金１０００円を提供する。かくして騒動防止のため警察を中心に在郷軍人分会・消防組の幹部が協議体制を作って行く。かくして騒動は「１４日夜鳴物を合図に貧民大会を開く」という檄文と共に，大井・足守に拡大して行き，大井村当局のとった白米廉売制度に対する批判の中からついに２００人余りが，米穀商板野・酒造業御船に白米の廉売を強請するに至った（「山陽新報」９月８日号）。このような動きは当時最も窮乏化していた未解放部落の人々を中心にして斗わされたものであった。勿論参加した人々の名前は現在のところ１１名しかわかっていないが，未解放部落の人々のみならず，すでに考察した脱農化の危機にさらされていた広汎な人々の参加の中で支えられており生活をまもるギリギリの斗いであったことはいうまでもない。この大正７年の米騒動を一つの旋回基軸として小作争議は新しい段階へと発展して行く。

大正７年以降，量的にも質的にも急激な展開をみせる岡山県農民運動史の中でも，この地域は一つの拠点として重要な意義をになうのであるがここではこの地域の問題に限定しながら検討をすゝめて行う。

大正後期における南部平坦地足守での農民層分解は「オ１５表」に示される如く，経営面積１～２町層と0.５～１町層の増加がみられており，この傾向は昭和初期に至って非常にはっきりしてくる，すなわち0.５町以下の下層農民の脱農民化によって１町前後の階層の増加がみられることになる。また土地所有関係からこの動向をあとずけると，「オ１４表」に示される如く大正６・７年以降３町以下の階層の増大と，３町以上層の減少を認めることが出来る。このことは村内外の中小地主層の土地喪失と村内自作・自小作前進型－経営規模１町前後の農民層の抬頭を指摘することが出来る。さらに「戸数割表」によると，７等級以上の最上層を除く全農民層に及ぶ激しい上下変動がみられ，１８等級以下の下層農民の大幅な没落傾向と１０～１３等級の農民層の発展が指摘出来る。以上のような考察にもとずいて，私達が基本的に提出したところの大正中期以降の農民層の分解が，中小地主と下層農民の没落と中農層の前進という視点は今后より詳細な検討を経なくてはならぬとしても，大きな誤りはないと思われる。たしかに「オ１４・１５表」は一見中農平準化傾向を示してはいるが，かかる現象は以上の如き農民諸階層の動きの結果としてたち現われたものであった。

では１町前後層＝中農層の前進は何故進行したのであろうか。すでに指摘した如く大正期におけるこの地域の農業構成の特質は米麦二毛作の発展にもとずくものであった。とすれば中農層の生産力発展のみちすじは当然のことながら反当1.２００石（中田）にも及ぶ，従って生産力の５７％に及ぶ高率小作料と対決せざるを得なくなる。さらに下層農民の脱農化の危機と生活の窮乏化は町税滞納者が，大正２年１７人・３年２４人・４年１１人・５年４４人・６年１７人・７年１０人と累積して行く過程がはっきり示しているのであった。彼等もまた，小作農である限り高率小作料の収奪からの解放は生活を守るためにも必須の条件となるのであった。

かくして，自作地の拡大と経営の拡大，それにともなう生産力の発展を企図する中農層と地主制支配下に窮乏化して行く貧農層は地主的土地所有とそれを基盤にする地主的支配に対立するという限りで，同一の線上にならぶことが可能になって来た。契機があれば再び米騒動で示された地主層に対する斗いを惹起する危機は充分に成熟していた。

大正１２年１１月３０日，作柄不況を理由に上足守で小作料永久２割減額を要求する小作争議がたゝかわされる過程で，農民組合が結成される。ついで大正１３年６月２日，日本農民組合備南聯合会が結成され吉備・浅口等四郡にわたる広汎な組織化が果されて行く。これに先立って上足守では前年の斗争の過程の中から大正１２年１２月９日に，小作人１０３人を結集した日農足守支部が結成され，小作料永久４割減をスローガンとしてかかげている。かくしてこの地域は上道郡の雄神村，浅口郡船穂村等と共に日農岡山県聯合会の拠点となったのである。

以上のような，米騒動・小作争議・農民運動の展開は，ようやく寄生地主層による村落統制が不可能になって来たことをはっきり示している。それは同時に国家権力による地主制下

の村落把握がむつかしくなって来たことを示している。大正后期に至って「用水組合」や「村議・町議」に中農層が進出していることは，寄生地主的支配統制機構の弛緩にともなって現われたものであろう。このような村落構造の変質は農業生産力の発展と日本資本主義の金融独占段階への当達という動向の中からもたらされた，農民層の分解とそれにともなう個々の農業経営の独占化の結果たち現われたものに外ならなかった。かくして国家権力の村落に対する対応の仕方は大きく変化することになる。即ち，従来の寄生地主層をバックアップする政策はその修正を余議なくされる，その典型が大正１５年の「自作農創設維持政策」であった。

5. 村落構造の再編

明治初期の経済変動を通じて成長した地主的土地所有は，農民層を激しく分解せしめつつ地主小作関係を主軸にする地主的支配関係を形成して行った。私達はこれら寄生地主による支配統制機構と地主小作関係と呼ばれる生産関係の総体を寄生地主制と規定し，寄生地主の支配する「村」を近代的村落構造と考えて来た。ところが明治中期以降，とりわけ南部平坦地域では地主制下の村落が再生産構造としての機能を停止し，大正期に入ると地主層の村落統制は不可能となるほど農民層との対立・矛盾は深化して来た。一方日本資本主義の発展にもとずくより拡大された国内市場への要請は地主制そのものを排除せんとするに至る。大正期に斗わされた米騒動・農民運動自体・資本家的利害と地主的利害の拮抗であった。さらに大正末－昭和初期における日本の政治過程は，昭和２年田中義一内閣の成立→昭和６年満州事変という帝国主義的侵略への歩みを続けている。かくして村落の統制力を失うどころか，村落構造の中での矛盾と抗争の根源となるに至った地主層の排除と１部上層農民層を加えた新しい村落統制のあり方が望まれるに至った。かくしてすでに大正１１年考えられていた自作農創設維持政策が大正１５年実現することになった。

自作農創設維持政策は「小作争議各地ニ起リ年ヲ逐ツテ熾烈ヲ加ヘ農村ノ不安ヲ招来スルニ至リタルガ為小作人ニ対シテ土地ヲ所有セシメ自作農ニ向上スル希望ヲ充シ以テ争議ノ解決」を計らんとしたものであった。従って，その限りで近代化の方面を一部承認したわけであるが，農林省農務局が認めている如くそれは中農層を先頭とする農民の抵抗運動の中から生み出されたものではあったが，農民が自らの手で握ったものではなく，国家権力の側から改良的に施行されたものであった限り妥協的なものであり，この恩恵をうけたのは「オ１４・１５表」が示す如く１町～３町の経営と，３～５町の土地所有規模を示す上層農民（自作地主と中農上層）であった。かくしてこれら上層農民層は地主的土地所有から部分的にせよ解放され，農業経営上村落内部での優位性を確立するに至った。

しかしながら，このような動向の転機となった昭和４年以降も小作争議・農民運動は一向におとろえず，数量的には増大傾向を示しているのであった。即ち，当面村落支配構造の危機を

農民層の分裂に求めた自作農創設政策はその限りで失敗を喫したのである。

ここに新たな国家権力による村落統制のテコ入れが始まる。昭和7年，国会は「農村経済更生計画」を発表した。それ以降，更生運動が村長をはじめ村の有力者・有識者を包含する経済更生委員の手によって推進されることになる。村の上に県，そして中央に農林大臣の諮問機関としての農林経済更生中央委員会が組織され，弱体化した村落を上意下達の中央集権的ルートによって国家権力に結びつけ，国家権力が直接的に村落を掌握することになった。かくして昭和13年の国家総動員法の公布と共に地主・自小作上層農を中心とした村落支配者は官僚的支配機構の中にくみ入れられて行く。このような村落構造再編の動向は独占資本の帝国主義的侵略のための基礎的な条件であった。

とにかく上からの改革にせよ，地主的土地所有の後退と農民的土地所有の前進は「オ12表」が示す如く，南部の足守でも，北部の福谷でも認め得るし，「オ15表」が示す如く1町以上の経営者の増大を認める事が出来た。従って寄生地主的支配の後退があったといいうる。しかるに，生産力の発展は「オ2図」が示す如く昭和初期の飛躍的発展以降かえって低下しているし，人口流出も次オに拡大しているのは何故であろうか。地主制の矛盾の部分的解消は生産力の発展をもたらさないのであろうか。私達はその原因を戦争遂行に求めたい。昭和初期以降の重税政策とシエーレの拡大は農民の拡大再生産を阻害し，生産力の発展を完全に挫折せしめたのであった。かくして南部平坦地では農家の兼業化が顕著となり農地改革後も新らしい様態は生れて来にくくなっている。これに対して北部では農地改革後，酪農・果樹生産という型で局地点に農業近代化の方向がたち現われて来ている。

このような動向は当然農地改革を基軸とする生産構造としての村落構造の変容の中から検討がなされなくては，その異質的な動向を説明することは出来ないと思われるが，私の本稿での課題ではない。

（附記） 近代的村落構造の具体的な内容について当然論及しなくてはならないのであるが，経営に関する資料がないため概念的になっている。また社会主義運動が展開するのであるが充分検討出来なかったので後日をまちたいと念願している。

6 藤田家の存在形態　　太田健一

吉備郡足守町を基盤に明治期より今次農地改革に至る期間，岡山県下の有数の地主として君臨した藤田家をこゝでは分析の対象としたい。但しその場合，依拠史料が僅かの範囲に限られているため，明治・大正期にかけての同家の存在形態の概観を極く1部のみしか為し得ない事を予めお断りしておきたい。

明治37年の「貴族院多額納税者議員互撰人名簿（岡山県）」を覗うと，藤田家（林蔵氏－農業・平民・慶応3年生）は都窪郡の大原，児島郡の野崎・苫田郡の土居，邑久郡の服部，上道郡の伊原木，都窪郡の大商，岡山市の坂本，都窪郡の佐藤の各家に次いでオ9位（直接国税総額2,534円92銭）であり，県内における多額納税者互撰人の1人となっている。

第16表　藤田家　明治20年所得状況

1. 永禄社株式	1540円 ……	此利息　60円
1. 貸付金	2,687円 ……	此1ヶ年利息　225円
1. 中山道鉄道公債証	1,200円 ……	此利息　84円
1. 建家7棟	……	此1ヶ年貸家賃　42円
1. 地　所	……	貸付地所所得　819円
合　計	……	1,230円

註(1) 藤田家文書「所得金高明細書」(明治20年)に依拠し作成

明治20年の藤田家の所得状況をみると第16表の如くである。所得総計1,230円の内，貸付金225円，貸付地所々得819円の2項目が大部分を占めている事，株券・公債所有から生ずる利息は僅少である事が特徴的である。即ち明治20年の段階では，同家の経営は高利貸経営と小作経営(主として小作経営)から成り立っており，有価証券化の傾向は未だ端初的である事を確認し得る。

第17表　藤田家所有地状況　(明治20年)

郡別	所属村	所有田畑反別	地価	此小作米	代価	利金
		町反畝歩	円	石	円	
賀	上足守村	13. 6. 5. 03	12,415.011	145.252	726.26	72.363
	下足守村	10. 0. 5. 01	9,040.51	105.285	526.425	50.262
	東阿曾村	7. 1. 2. 12	5,951.253	72.632	363.175	49.722
陽	上土田村	2. 1. 12	104.87	2.242	11.21	5.687
	下土田村	1. 8. 15	149.56	1.938	9.69	1.813
	門前村	1. 7. 11	102.05	1.823	5.115	3.74
	福崎村	4. 5. 08	390.53	4.746	23.73	3.161
郡	田中村	2. 0. 2. 10	1,864.182	21.193	105.965	7.779
	長良村	2. 0. 4. 16	1,769.92	21.423	107.115	13.905
	北溝平村	2. 0. 25	156.34	2.179	10.895	2.661
	高塚村	2. 3. 04	180.234	2.420	12.100	2.593
	小山村	1. 2. 8. 06	1,055.55	13.430	67.15	11.554
	三平村	9. 01	51.64	0.943	4.715	1.955

郡別	所属村	所有田畑反別	地価	此小作米	代価	利金
		町反畝歩	円	石	円	
	原古才村	1. 0. 9. 27	952.212	11.513	57.565	7,412
	高松村	2. 5. 18	214.44	2.682	13.435	2,14
	平山村	5. 1. 24	394.30	5.127	27.135	6,368
	和井之村	1. 1. 28	105.40	1.847	6.235	0.684
賀	大崎村	8. 13	75.31	0.880	4.40	0.433
	立田村	5. 1. 09	371.23	5.374	26.87	7.317
	門田村	5. 20	512.25	5.311	26.555	4.424
	総社村	3. 4. 24	253.60	3.646	18.23	2.762
	久米村	5. 3. 10	430.34	5.584	27.92	5.231
陽	西阿曾村	8. 5. 0. 27	6,811.005	89.990	449.95	91.231
	奥坂村	8. 2. 05	652.965	8.611	43.055	8.664
	大井村	8. 1. 07	627.143	8.511	42.555	9.524
	粟井村	3. 8. 6. 03	2,096.802	40.448	202.24	91.85
	村	8. 0. 19	500.257	8.443	42.202	15.868
郡	吉村	2. 8. 26	164.08	3.024	15.12	6.479
	杉谷村	9. 9. 01	623.26	10.372	51.86	19.04
	上高田村	9. 4. 13	542.21	9.890	49.495	20.936
	下高田村	4. 2. 17	271.12	4.463	22.315	8.036
	赤星村	5. 7. 07	301.29	5.992	29.56	8.824
	庄田村	3. 1. 27	210.57	3.342	16.71	5.619
	東山之内村	5. 6. 19	400.14	5.925	29.645	8.512
	間倉村	8. 1. 29	429.17	8.590	42.95	20.346
	河原村	5. 7. 13	322.653	6.013	30.065	13.07
	掛畑村	7. 0. 14	534.512	7.386	36.93	19.311
	い部村	1. 0. 9. 05	1,264.536	20.428	102.14	35.541
	上野村	6. 5. 16	363.858	6.862	34.31	15.146
	西村	5. 1. 23	840.341	5.427	27.135	9.21
	植谷村	8. 4. 29	403.89	8.905	44.525	23.252
		65. 3. 8. 27	53,400.535	719.392	3,494.652	694.425
津高郡	大窪村	4. 05	30.720	2.477	12.385	3.795
	松尾村	1. 4. 08	114.60	0.953	4.765	1.24

郡別	所属村	所有田畑反別	地価	此小作米	代価	利金
		町反畝歩	円	石	円	
津高郡	三和村	2.1.10	132.	1.300	6.50	0.452
	広面村	1.2.9.01	4714.0	8.000	40.	15.172
	河内村	1.3.24	916.0	0.800	4.	0.825
	上加茂村	2.6.4.20	1,274.54	7,594	87.97	2.845
		4.4.7.08	2,391.34	21.124	155.62	24.329
都宇郡	惣爪村	8.0.5.18	7,410.094	94.572	450.34	60.125
	加茂村	1.4.4.10	1,186.84	16.490	82.45	18.935
	清音村	1.3.28	104.50	1.588	7.94	2.436
	新庄下村	6.04	206.19	4.272	21.36	10.503
		9.7.0.00	8,907.624	116.922	562.09	91.999
窪屋郡	赤浜村	1.5.1.20	960.62	10.829	54.245	5.961
	○木村	2.0.24	150.30	1.434	7.42	0.496
	宿村	4.8.23	181.05	3.586	17.90	8.934
	道村	2.9.03	85.55	2.078	10.39	0.618
	下○村	1.9.1.09	739.62	3.404	67.32	28.366
		4.4.1.19	2,117.14	21.331	157.275	44.369
上房郡	吉川村	3.6.7.04	2,364.751	24.125	120.625	3.298
	田土村	4.5.20	386.60	2.828	14.14	6.222
	湯山村	2.6.01	171.871	1.609	8.045	1.084
		4.3.8.25	2,923.222	28.562	142.81	10.604
総	計	88.3.5.19	69,739.861	907.331	4,512.447	865.726
		町反畝歩	円	石	円	

註(1) 藤田家文書「所得金高明細書」(明治20年)より作成。

更に明治20年における同家の所有地状況をみると(第17表参照),賀陽郡41ヶ村に65町3反余,津高郡6ヶ村に4町4反余,都宇郡4ヶ村に9町7反余,窪屋郡5ヶ村に4町4反余,上房郡3ヶ村に4町3反余,総計88町3反余(地価総計69,789円余)と極めて広範囲に亘って所有している事を確認し得る。此の所有地から上がる小作料は907石余,それを代金に直すと4,512円,利金は865円余となっている。藤田家の地子米売上状況を示した第18表の明治20年の箇所と比較すると,米量はほぼ同一視し得るにしても代金を総計が第18表の方が約1,000円弱多い事,更に利金が小作料額の19%にしか当らない事が大いに疑念を持たせるが,所得申告に当って作成した史料の制約上止むおえない事と思われる。

第18表　藤田家地子米売上状況（明治22～大正12）

年度	米量	代金	1石に対する代金
	俵	円	円
明治20	3,919	5,488	4.208
21	3,780	6,292	4.994
22	2,808	7,868	8.406
23	3,746	8,424	6.747
24	3,538	8,258	7.002
25	3,636	8,107	6.687
26	3,556	10,047	8.476
27	4,575	18,890	8.778
28	4,371	13,537	9.291
29	3,508	12,980	11.097
30	3,645	18,058	14.862
31	4,877	17,870	10.992
32	3,217	10,276	9.581
33	3,665	15,182	12.424
34	3,328	14,791	13.133
35	3,045	11,981	11.804
36	3,369	16,172	14.401
37	1,324石	18,184	14.416
38	1,154	17,867	15.489
39	1,220	20,852	17.100
40	1,169	13,972	11.946
41	1,240	15,517	12.510
42	1,211	18,570	15.327
43	1,073	20,664	19.249
44	1,166	24,584	21.070
大正1	1,108	12,099	10.648
2	1,296	18,075	13.943
3	1,251	19,792	15.173
4	1,127	19,278	17.100

年　度	米　量	代　金	1石に対する代金
	石	円	円
大正　5	1,344	31,686	24,291
6	1,214	41,423	34,121
7	1,220	57,897	47,425
8	1,291	40,733	31,530
9	1,283	34,377	26,780
10	（記載ナシ）		
11	1,285	44,009	34,232
12	1,069	42,601	39,829

註　(1)　藤田家文書「歳々両地子米売揚通計表」より作成

(2)　俵（石）円以下端数は全部切捨

(3)　大正37年より米量は石にて表示されているが，俵・石の換算は4斗＝1俵である。

(4)　大正8年には「大失敗」，同9年には「40円以上ノ価格ヲ誤り，大々失敗」，同11．12年には「稍可ナリ」と夫々朱書がある。

明治20年より大正12年に至る藤田家の地子米売上状況は第18表に示した如くである。地子米それ自体の販売量はさしたる変動をみせていず一定量を傾向的に示しているが，米価の変動によって売上額は大きな変動をみせている。明治30年，36～39年，43年，大正5年～大正12年が米価の高騰した時期である。

第19表　　藤田家大正10年所有地状況

所得の種類	所得を生ずる場所	反　別	地　価	小　作　米
		昭反畝　ブ	円	石
田小作	吉備郡　足守町	34. 7. 3. 24	19,332.98	468.580
田自作	〃	1. 1. 5. 18	524.85	18.575
畑小作	〃	2. 0. 8. 25	649.78	12.930
畑自作	〃	1. 2. 02	50.16	1.200
田小作	阿曾村	31. 2. 1. 12	15,548.82	327.660
畑小作	〃	5. 5. 15	138.34	1.650

所得の種類	所得を生ずる場所	反別	地価	小作米
		町反畝歩	円	石
田小作	吉備郡 池田村	1. 2. 7. 1 0	3 9 5.3 4	1 1.9 3 5
〃	総社町	8. 1. 2. 0 7	4,9 2 9.0 7	8 1.7 0 1
畑小作	〃	3. 0. 2 5	1 0 7.4 7	2.2 9 9
田小作	服部村	2. 5. 8. 0 5	1,3 5 8.7 9	3 2.9 3 4
〃	生石村	7. 1. 2. 2 0	3,3 9 2.7 4	8 0.8 6 0
〃	高松町	9. 4. 1 6	5 2 3.5 0	9.4 5 4
〃	大井村	5. 1. 0 2	2 2 0.6 2	6.1 3 9
〃	福谷村	2. 5. 0. 0 0	9 0 2.6 4	2 5.6 8 0
畑小作	〃	7. 1 2	1 7.2 8	0.1 0 0
〃	菅谷村	1. 1. 2 4	2 1.1 0	0.5 4 0
田小作	御津郡馬屋上村	1. 6. 1 3	9 1.6 4	2.0 0 0
〃	都宇郡 加茂村	1 0. 7. 5. 0 4	6,8 3 1.5 8	1 3 5.7 3 7
畑小作	〃	7. 2 6	3 0.4 7	0.5 1 3
田小作	三須村	1. 7. 1. 0 2	7 4 4.3 0	1 8.5 2 7
〃	常盤村	8. 1 2	5 2.1 8	1.3 6 0
		町反畝歩	円	石
合計		1 0 6. 2. 0. 2 4	5 5,8 6 3.6 5	1,2 4 0.3 7 4

註 (1) 藤田家文書「大正１０年４月２５日，所得申告の原表」より作成

明治２０年以降藤田家の土地所有の規模はさしたる変動をみせていない。即ち，大正１０年の状況を第１９表によって窺うと，１０６町余を所有し，内田１町１反余，畑８反余を自作する他は余て小作に出し，総計1,２４０石の小作米を収納している。明治２０年の土地所有は８８町3反余であるから，それ以後５９年間に１８町の拡大をみせているに過ぎない。土地所有の拡大は或る程度頭打ちの状態となり，それは一面有価証券投資化の拡大となって現出しているのである。明治３７年における公債・株券・即ち有価証券の所有状況を第２０表によって窺うと，総計３３２,８３２円に山陽鉄道６７０株を所有しているのである。その内，特に地元銀行たる山陽商業銀行１９,０００余円及び中国鉄道への６７,８００余円の投資が注目されるのである。岡山県

においては明治２８～３３年の間に資本制的生産の飛躍的展開がみられるが，此の様な展開への地主体制の順応が有価証券化の拡大，更には市街地の建物購入と言った形となって現われるのである。

第２０表　　藤田家公債・株券所有状況（明治３７年７月）

公債・株券名	額面
整理公債証書	6,300円
軍事公債証書	8,500
大日本帝国政府５分利公債証書	2,250.
大日本帝国国庫債券	24,850
特別大日本帝国政府５分利公債証書	4,400.
五分利公債	148,100.
割増金附勧業債券	1,380
貯蓄債券	150.
岡山県農工銀行	1,460.
庭瀬銀行	5,775.
足守銀行	2,960
山陽商業銀行	19,050.
絹絲紡績株式会社	2,800.
中国鉄道株式会社	67,850.
日本郵船株式会社	2,500.
大坂株式取引所	900.
大坂土地建物株式会社	1,250
岡山米穀株式取引所	800.
東京鉄道株式会社	3,000.
岡山電気軌道株式会社	1,800.
南海鉄道株式会社	3,500.
浪速電車軌道株式会社	50.

公債・株券名	額面
阪神電鉄株式会社	375.円
京阪電気鉄道株式会社	13,000.
大阪商船株式会社	5,876.
京釜鉄道	2,100.
山陽鉄道	(670株)
九州鉄道	3,856.
合計	332,832円+(670株)

註 (1) 藤田家文書「公債並ニ株券台帳」(明治37年7月調)に依拠して作成

第21表　藤田家大正15年所得金高内訳

収入			支出		
1. 金	28,980円	但し米 828石代 1石ニ付 35円替	1. 金	円 23,411.48	諸税金換算
1. 金	円 12,930.53	配当金			
1. 金	11,849.28	家賃	1. 金	4,238.31	傭人料其他雑費
1. 金	360.	銀行給料			
1. 金	429.98	賞与金			
1. 金	200.	中鉄報酬		円	
1. 金	900.	賞与金	計	27,649.79	
計	円 55,649.79				
		差引計	28,000円		

註 (1) 藤田家文書「大正15年度所得金高内訳書」に依拠し作成

かくて，第２１表に示した大正１５年の所得状況に窺われる如く，小作米代金（２,８９８円）配当金（１２,９３０円），家賃（１１,８４９円）及び銀行・鉄道役員報酬（１,８８９円余）と云った四部門から総計５５,６４９円と云う莫大な所得を可能ならしめ，更には２,８００円という純益を所得せしめるに至っているのである。

以上の分析を通じて次の如く総括し得ると思う。岡山県南部地域では幕藩体制下において既に広範なる地主的土地所有の展開をみせているが，当足守地方もその例外ではない。従って，藤田家も既に幕末・明治初期において相当の土地を集積し，大地主の原型をなしており，地租改正後更に経営を拡大し，明治２０年段階には８８町歩の寄生地主に成長したと考えられる。小作経営中心の経営は明治２８～３３年に至る県下全般にわたる資本制的生産の展開によって変化を来し，有価証券化或いは市街地建物購入化の傾向を見せ，明治末期・大正年間には比較的順調な経営の展開をみせるに至っている。

かかる大所得者たる地主の存在と町政との関連は，「足守町５２０戸の内４分，即ち，２４０戸分の納税を藤田氏が負担」（山陽新報・大正１４年１月１日）とある如し，町村制施行下における町政において示した地主の役割が注目されるのである。更には，地主間の対抗，地主―小作人間の反目，地主制の矛盾，異なる生産構造をもった地域間の対立等がいかに町政に反映し，町政をいかに動かしていくかが追究すべき重要な問題となると思うが，かかる諸問題の発火点は，大正１９年の足守町々選挙における藤田林蔵（大地主）と板野高次（藤田に匹敵する地主）との〝関ケ原の決戦〟（中国民報・大正９年１２月１８日）に求められると思う。

第2節　停滞的米麦作地帯

坪　井　　收

1. 足守町の農業の内容

足守町の総面積６９９１８町歩，その内訳は，田９１４.３町（１３.０８％），畑２９３.６町（４.２％），その他山林，採草地，放牧地合せて１４７.２町（８２.７％）である。南部の足守川流域に平野が開けている他はほとんど山がちである。

耕地利用率１６４％，二毛作率６６.３％であるが，これを地区別にみるとオ２２表の通りである。

オ２２表　農用地面積の割合，田の利用度，及び平均反別

地区別	農用地総面積	田	畑	その他農用地	田の利用度			平均反別
					一毛田	二毛田	その他	
足守	224.24 （100％）	188.72 （90.0）	—— （－）	32.14 （10.0）	(%) 25.1	(%) 71.4	(%) 3.5	5.6 （－）
大井	167.28 （100％）	134.49 （88.4）	15.09 （9.9）	17.70 （1.7）	17.1 17.1	80.1	2.8	4.0 （0.4）
日近	238.84 （100％）	108.47 （77.9）	41.69 （19.2）	28.68 （1.9）	18.9	79.0	2.1	3.3 （1.2）
岩田	196.02 （100％）	135.35 （72.6）	36.07 （20.9）	24.60 （6.5）	41.7	55.4	2.9	4.6 （1.2）
福谷	411.93 （100％）	234.94 （70.6）	96.14 （28.9）	80.84 （0.5）	48.0	51.7	0.3	4.4 （1.8）

註　単位は町歩　（　）内は畑　　（　）外は田

これをみると福谷，岩田地区の二毛作率が５０％で，日近大井が約８０％，地区別に差があるがこれは北部の山間部に温田が存在して裏作不可能な地域があるからであろう。足守町の北部と南部とでは農業形態が多少異なっている。即ち北部地域は吉備高原の南端に属しているため，畑が南部に比べて多く（耕作面積中田は７０.２％，畑は２３％を占める），多くは急傾斜地帯であるため収益性は低く，山間地帯の田については棚田，老朽田，湿田が多く収量は少ない上に，経営規模の小さい零細農家が多い。そのため経営規模の安定性から長期作物である果樹に転向しつつあり，抑制蔬菜，酪農の導入により有機物肥料の投入量増加による地力の培養

と草地の増成等農業経営形態を合理化しつつあり，南部と比べて農業形態が進んでおり，農業の“新しい波”は北部から始まっていると云っても過言ではない。

これに比べ足守川流域に沿って開けた平野，南部地帯は，ほとんど水田地帯（田は９０％近くを占め畑はほとんどなし）で，伝統的米麦作に蘭草を加えた農業経営を行っており，岡山と言う労働力市場に１時間以内で行けると言う交通的条件のため通勤農家が多く（ことに農家子弟の通勤化），農業収入が主の農家は伝統的米麦作を行っているが，専業農家の中には，収入の向上を計るため多角的経営に切り換えようと働きだしたのが南部地域の実情であろう。

足守町の農業は一口に言って，米麦を中心とする耕種農業に蘭草・酪農・抑制蔬菜・温室メロン・ブドウを加え，北部地帯に入っては林業を加えた農業経営である。第２２表をみれば分るであろうが，特殊園芸，果樹，蔬菜で全販売額の½と言うウェイトを占めている。

オ２３表　足守町に於ける農産物販売額

部門別	生産物名	販売額	部門別	生産物名	販売額
穀類	水稲	95,140	特殊園芸	タバコ	25,737
	小麦	13,609		蘭草	20,714
	裸麦	11,389		抑制トマト	11,700
	大麦	3,649		抑制きうり	8,500
蔬菜	玉ねぎ	10,500	果樹	ブドー（温室）	5,750
	結球白菜	7,609		ブドー（露路）	4,200
	すいか	7,140		桃	3,930
	きうり	6,750			

註　各部門の中より上位販売額を４位まで選ぶ。

単位　1,000円

（昭和３３年度　新市町村建設計画書による。）

穀類　蔬菜　工芸作物　果樹

特殊園芸

これを作付面積の面から現在と１０ヶ年後における計画案とをみていくとオ２４表のとうりである。

第24表　10ヶ年計画後における作付面積の伸長率

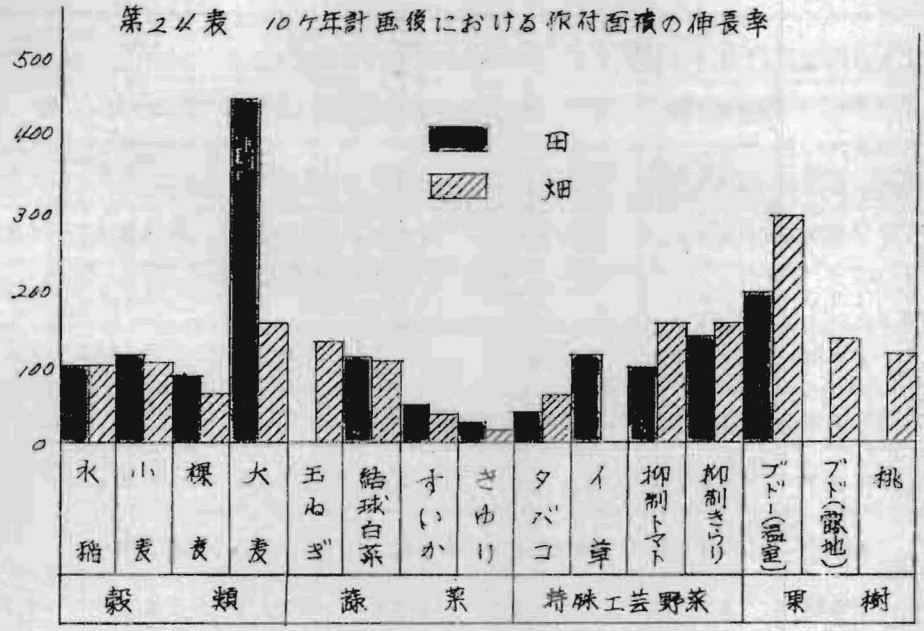

昭和33年度を100とする指数で表す

これを見てもわかるように，大麦を除く穀類は１０ヶ年後も現在とほとんど変っていない。その反対に，成長作物である特殊工芸，野菜・果樹は伸びている。即ち足守町当局の方針としては上記に触れたように，ほとんど限界に来た米麦中心の主穀式農業から，新しい農業の果樹業の果樹・抑制蔬菜等の成長作物に切り換えようと努力している点がうかがえる。現在の反当収量を水田地帯の足守地区についてみてみるとオ２５表の通りである。

米の反当収量は，大正・昭和の中期まで２石代であるが，近年においては２石を割っている年さえもあり，大体において2.1石から2.5石の間を抜け切れないで，停滞的であると言える。特に，大正元年を１００とする指数で表してみるとこのことは顕著である。

麦類は大正時代に比べて反当収量は伸びてはいるが，全体的に見て停滞的である。そして，足守町の平均反別は5.3反と，岡山県の6.1反，全国の8.6反に比べても低く，経営規模の零細な農家が多いためと，ことに最近に於ける商品経済と労働市場の膨張により必然的に兼業化せざるを得ない状態にあり，この地域では通勤農家を多くつくり出す結果となっている。これは足守町に限らず我国の戦後農村における共通の現象ではないかと思う。

第25表　　足守地区に於ける米麦の反当収量

	米		裸麦		小麦	
	反当収量	指数	反当収量	指数	反当収量	指数
大正 元年	1.757	100	1.15	100	0.94	100
5年	2.32	132.6	1.07	92.0	1.20	127.7
10年	2.00	114.3	1.15	100	1.00	106.4
15年	2.100	120.0	1.15	100	1.24	131.9
昭和 5年	2.800	160.0	不明		不明	
10年	2.610	149.1	1.66	144.3	1.78	189.4
15年	2.146	122.2	不明		不明	
23年	2.107	120.4	1.45	126.1	1.30	138.3
24年	2.126	121.5	1.27	110.4	1.22	129.8
25年	2.254	128.8	1.61	140.0	1.51	160.6
26年	1.919	109.7	1.54	133.0	1.49	158.5
27年	2.219	121.7	1.63	141.8	1.52	161.7
28年	1.976	113.5	1.59	138.3	1.62	172.3
29年	1.621	92.6	1.99	173.0	1.87	199.0
30年	2.721	155.5	1.87	162.7	1.94	206.4
31年	2.287	130.7	1.71	158.7	1.74	185.1
32年	1.974	112.8	1.57	136.5	1.51	160.6

註　単位は石

昭和15年まで現勢調査簿，それ以後は足守町の新市町村建設計画書の基礎調査編より。

第２６表　　足守町に於ける経営広狭別・専兼業別農家数

		0～3反	3～5反	5～7反	7～10反	10～15	15～20
専業		76戸	114戸	143戸	229戸	148戸	14戸
兼業	世帯主，あとつぎ	180	183	158	162	61	2
	その他	34	38	45	64	34	7
	計	214	221	203	226	95	9
全農家数		290	335	346	455	243	23
兼業率（%）		72.8%	63.6%	58.7%	49.6%	39.6%	39.1%

１９６０年　世界農業センサスによる。

事実第２６表をみれば分るように，3反未満農家では兼業率７２.８％，3反～5反では６３.０％と高率を示し，5反～1町に於ては約半数の農家が農業外の収入を得ていることが分る。又1町～2町の中農以上層に於ても約４０％弱の多数の兼業農家が存在している。これを又，農産物販売額の面からみると，３０万円以上の中上層農家にも兼業農家が３７.７％近くも存在するように（第２７表参照），近年に於てその割合が増大してきた。

第２７表　　農産物販売額別専業，兼業農家数

		0～2万円	2～10万円	10～30万円	30万円以上
専業		90戸	246戸	333戸	56戸
兼業	世帯主，あとつぎ	241	271	219	15
	その他	55	63	85	19
	計	296	334	304	34
全農家数		592	668	628	68
兼業率（%）		76.7(%)	57.6(%)	47.7(%)	37.7(%)

１９６０年　世界農業センサスによる。

そこで兼業農家の観点に立って足守町の南部米麦地帯とやや北部に位する地域の農業の動向をみて行こうと思う。

さて，兼業化の増大が一概に農家の貧困化を意味すると云うことはできず，その中には，中農以上の農家の子弟の小使稼の兼業も含まれていることに注意する必要がある。

第5図　常東農家中、世帯主、あとつぎと、その他家族労働力の占める割合のグラフ

即ち，註①「農業経営だけでは農家経済を再産することができないために行う零細貧農の兼業と農業経営のみで再生産することが可能な経営地を持ちながら，かなりの資本のいる自営的兼業，及び上層農家の子弟の行う賃金労働兼業とは区別する必要がある。

そこでこれを区別するため常盤政治氏のいわゆる「支柱労働力兼業」と，「その他家族労働力兼業」とに分類して農産物販売額別兼業農家の中，支柱労働力兼業とその他家族労働力兼業についてみると，（第27表参照の如く）農産物販売額が増加するに従って支柱労働力兼業は減少し，その他家族労働力は増加するという逆な現象に気付くであろう。即ち，支柱労働力兼業は零細農家に，その他家族労働力兼業は比較的経営規模が大きな農家に表われるという全国共通の現象がここでも明確にみられるのである。

従って，足守町の兼業化をみて行くために，支柱労働力兼業」とその他「家族労働力兼業」の面から考察して行くと，その兼業の性質が可成りはっきりするので，この観点に立って，兼業化をみて行こうと思う。

注　①　村落社会研究会編
〃戦後農村の変貌〃　　時潮社

2.

2. 事例研究

—足守町の南部水田地帯の上土田部落と北部山間地帯の上日近部落について—

(1) 位置づけ

中上層農家の多い上土田

上土田部落は足守町最南で小高い山を背にした農家数29戸，非農家数3戸，眼前には足守川に沿った肥沃な1級地が拡っているが，二毛作率は68％で決して高い地域とは言われない。上土田部落に比べて畑地はほとんどなく，水田地帯であり兼業率は50％である。経営規模は比較的大規模な農家が多く，（第28表参照）商品生産の第1位は米麦であり，それに工芸作物の藺草を加えた足守町の代表的米麦水田地域であり，農産物販売額は第29表の如く農産物販売額零の農家と20万円以上の中上層農家が多く存在していることに気づくであろう。又，上日近部券に於て見る如く，中途半端的中間層農家が少なく，農業所得の占める割合が90％以上の専業農家（いわゆる純農家）と，10％以下の兼業農家と言う様に，農家層がかなりはっきりと2つに分解している傾向がある。そして農業所得が10％以下の兼業農家のほとんど

が支柱労働力による兼業農家なのである。

第２８表　経営広狭別農家数

	０～３反	３～５反	５～７反	７～１０反	１０～１５反	１５～２０反
足守地区	７６戸 (２４.０%)	５７ (１８.０)	４１ (１２.９)	６４ (２０.２)	７０ (２２.１)	８ (２.８)
上土田	１３戸 (１０.３%)	５ (１７.３)	１ (３.４)	７ (２４.２)	１０ (３４.５)	３ (１０.３)
日近地区	３２戸 (１０６%)	６８ (２２.５)	８０ (２６.５)	８５ (２８.１)	３５ (１１.６)	２ (０.７)
上日近	１１戸 (２７.５%)	１１ (２７.５)	９ (２２.５)	６ (１５.０)	３ (７.５)	－

１９６０年　世界農業センサスによる。

第２９表　上土田部落に於ける専兼業農家別販売額及農業所得の占める割合

農業所得の占める割合 / 農産物販売額	９０%以上		90%~50%		50%~10%		１０%以下		計
	専	兼	専	兼	専	兼	専	兼	
５０万～３０万円	正一	一							７
３０万～２０万円	正丁	一		丁					１０
２０万～１０万円	一	一		一					３
１０万円以下						一		一	２
販売額０							一	正一	７
計	14	3		3		1	1	7	２９

昭和３３年度　農家台帳による。

上土田部落における昭和２０年から昭和３４年までの経営規模及び土地所有規模の変動をみると第３０表，第３１表の如くである。資料が無かったため農地改革以前と農地改革後というように分けてできなかったため過去１４年間を一括しているので，農地改革による変動か，それともそれ以後の変動か区別しにくいが，この上土田部落においては農地改革による変動がほとんどであると言ってよい。

まず経営規模についてみると，昭和２０年から昭和３４年までの１４年間，変化していない農家１０戸，上昇している農家１５戸（上昇の幅は１反～４反），下降している農家は５戸（下降の幅は最大６反まで）である。経営規模別に見ると１町未満層は上昇しており，１

町以上層は上昇と下降の2つに両極分化している。

次に所有規模についてみると，経営規模別よりも大幅な変動をしていることに気づく。5反未満層（29戸中16戸までこの層がしめる）は全部上昇（最高1町5反まで上昇）しており5反以上層は上昇と下降の両方への移動が現れ，下降する者の一部はより大幅に土地を縮少する。これらの動きは全体としてみれば，ほぼ8，9反の線を軸とする中層への平準化の運動であって，もちろんこれらは農地改革が直接的に作りだした変化を大きくふくんでいるとみてよいと思う。

第30表　上土田部落における経営規模の時期別変動

昭和20年 ＼ 昭和34年	～1反未	～2	～3	～4	～5	～6	～7	～8	～9	～10	～11	～12	～13	～14	～15	～16	～17	～18	～19	～20	計
～1反未					1																1
～2		3			1																3
～3			1		1																2
～4																					0
～5					1		1														2
～6						1			1												2
～7								1			1										2
～8											1										1
～9									1		1										2
～10				1						1											2
～11											1	1									2
～12														1							1
～13								1						1							2
～14											1	1		1							3
～15																				1	1
～16															1		1				2
～17																		1			1
～18																					0
～19																					0
～20																					0
計	0	2	1	1	4	1	1	2	2	1	5	2	0	3	1	0	1	1	0	1	29

第31表　上土田部落における所有規模の時期別変動

昭和20年 ＼ 昭和34年 反	～1	～2	～3	～4	～5	～6	～7	～8	～9	～10	～11	～12	～13	～14	～15	～16	～17	～18	～19	～20	計
～1			2				2	1			1										6
～2						1				1											2
～3							1			1					1						3
～4				1																	1
～5					1				1												2
～6									1	1											2
～7			1								1										2
～8																					0
～9									2												2
～10				1																	1
～11										1											1
～12														2							2
～13															1						1
～14																				1	1
～15									1												1
～16											1										1
～17																					0
～18																					0
～19																					0
～20																					0
～25					1																1
計	0	0	3	2	2	1	3	1	5	4	3	0	0	2	2	0	0	0	0	1	29

しかしながら8・9反を軸とする中層への平準化と言っても，下降するものの中には上記の如く，大幅に2・3反線を下限とする所まで下降しているのが見受けられる。又，所有規模は8・9反（9戸）層がピークをなしているが，経営規模ではわずか3戸にすぎなくて，8・9反以上層に多く見られることから兼業農家的土地所有と経営を予想されている。

（零細的規模経営の上日近部落）

上土田部落は交通の便に恵まれた水田地帯であるが，この上日近部落はやや北部に位するため，南部の上土田部落ほど交通の便に恵まれていない。農家数39戸，谷にそって集落が発達しているため第28表で見る如く，5反未満農家が55％，5反～7反までは22.5％

と非常に零細的農家が多く，また農産物販売額の面からでも，年収３０万円以下の農家ばかりなので，上土田部落とは反対に零細的兼業農家が多いことに気づく。（第３２表参照）

第３２表　上日近部落に於ける専兼業別農産物販売額及び農業所得の占める割合

農業所得の占める割合 / 農産物販売額	９０％以上		９０～５０％		５０～１０％		１０％以下		計
	専	兼	専	兼	専	兼	専	兼	
５０万円～３０万円									0
３０万円～１０万円	下	一	一	下	一	丁			１０
１０万円以下	丁			丁	正	正正	丁	一	２２
販売額０						丁	一	正	８
計	5	1	1	4	6	14	3	5	３９

昭和３４年　農家台帳より

以上のことは次の第３３表の主要商品作物を見ても気がつく。即ち上土田部落に於て，主要商品作物の販売額の第１位は米麦が占めている。（図表は省くが，後の専兼業別一覧表によっても，このことはわかる）が，上，日近部落に於いて，米麦は比較的経営規模の大きな農家に表われ，小規模経営では，工芸作物の比重が大となってきていることに気がつくであろう。即ち小規模経営では，米麦だけでは生計できないため，工芸作物のタバコ，イ草（特に蘭草加工の副業が盛ん，兼業農家でも蘭草加工が盛んであって，この点上土田部落と非常に異なる。）が作付けされるのである。また自営業が割合多く占め，米麦の他に前述の工芸作物，特殊園芸，野菜・畜産等多種な経営を行っており（合理的な多角経営とは異なる）集約的農業であり，二毛作率も田に於いては９１％と非常に高い。

第３３表　　上日近部落に於ける主要商品作物

商品作物 / 経営耕地別	米麦	雑穀	いも類	野菜	工芸作物	果樹	特殊園芸	酪農	その他畜産物	養蚕	農家で販売の無い	合計
0～3	下				一				一		正	１０
3～5	一				正丁		丁				一	１１
5～7	正				下						一	9
7～１０	正一											6
１０～１２	下											3
合計	18	0	0	0	11	0	2	0	1	0	7	３９

註　販売額１位のものだけ　　農家台帳による。

次に昭和２０年と昭和３４年度における経営規模と所有規模の変動をみてゆこう。経営規模別指標では，表の対角線上附近に表われており，ほとんど変化していないのがわかる。昭和２２年から昭和３４年まで全然変化していない農家数は３９戸中２２戸（５６.４％）も占めている。残り１７古のうち上昇しているもの１２戸，下降傾向にあるもの５戸存在する。上土田部落の１町以下層では全部上昇し，１町以上層に於いては上昇と下降傾向が表われているのに反して，この上日近部落では，変化しているもののうち上昇と下降傾向のものは全経営層にわたって表われており，その移動幅も非常に小さい。

次に所有規模別指標については第３５表の通りである。これも経営規模別指標でみたと同じく，自作農を表す対角線上附近に表われて来ており，上土田部落と比べて上昇・下降傾向にあるものは，全土地所有者層から表われており，その移動幅は全体的に小さいが，下降傾向にあるものの方がより大幅に移動している点は，上土田部落と一致している。

第３４表　上日近部落における経営規模の時期別変動

昭和20年 ＼ 昭和34年	～1	～2	～3	～4	～5	～6	～7	～8	～9	～10	～11	～12	計
～1	2	2		1		1							6
～2		4											6
～3	1		2	1									4
～4				1	2								3
～5				1	5	3							9
～6			1			1							2
～7						1	1						2
～8								1					1
～9									2	1			3
～10			1										1
～11											1	1	2
～12													0
計	3	8	4	4	7	6	1	1	2	1	1	1	39

上日近部落は上土田部落に比して，全体的に言える事は，棚田・老朽田が存在しており，農地改革前は寄生地主の土地集積は行われていず，稀かに耕作地主が存在していたに過ぎない。そしてほとんどのものは零細的規模の自作農か自小作農であった。そのため上土田部落の様に農地改革により所有規模が大幅に上昇したと言うのがなく，農地改革によってあまり変化を受けなかったと言えるのではないか。それによって，土地所有の移動していない層・多少

上昇した層については説明できるのであるが，多数存在する下降傾向は説明できない。特にこの下降傾向は農地改革・及びそれ以前によるもの（昭和２５，２６年まで）か，それともそれ以後による下降傾向か資料が無いため残念ながらわからない。しかしながらこの下降傾向にあるものは注意する必要がある。

第３５表　上・日近部落における所有規模の時期別変動

		昭和34年																				
	反	~1	~2	~3	~4	~5	~6	~7	~8	~9	~10	~11	~12	~13	~14	~15	~16	~17	~18	~19	~20	計
昭和20年	~1	2	2	1	2																	7
	~2		2	2																		4
	~3	1	2		2	1	1															7
	~4			1				1														2
	~5				1				1													4
	~6						3		1													5
	~7						1	3		1												2
	~8					1					1											1
	~9									1												3
	~10										2		1									1
	~11									1												0
	~12																					1
	~13								1													0
	~14																					0
	~15																					0
	~16																					0
	~17																					0
	~18					1																1
	~19												1									1
	~20																					0
	計	3	6	4	5	6	4	3	3	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	39

この様に地理的条件の異なった２部落に於ては，農業経営もかなり異なっているが，この両部落の兼業化を通して，足守町南部と，零細的経営の北部の農村に於ける動向を見て行こうと思う。その前に経営規模別専兼業農家と，主な商品作物を第３６表と第３７表の一覧表にしてみた。

(2) 兼 業 農 家

a 上土田部落に於ける兼業農家

第36表によって兼業農家ことに通勤農家は1町以下の零細農家に多いが，1町以上層に於ても少数ながら見ることができる。

これを支柱労働力兼業とその他家族労働力兼業に分けてみると7～8反を境として，それ以下は支柱労働力兼業，それ以上は家族労働力兼業と云うようにはっきりとその階層性がわかれている。このことは上日近部落に於ても共通である。

兼業の業種別に見てみると，県庁，事務員，公務員等の安定した職員勤務のホワイトカラー的存在のものがほとんどであるけれども，3反未満の零細経営農家の筆頭者による兼業業種はやや不安定でこの点は上日近部落の場合と同様である。

まず支柱労働力兼業についてみれば，5反未満の農家には専業農家が1戸だけ存在しているが，これは老人が1人住んでいるという特殊な場合なので，これを除くとみな支柱労働力兼業農家と云う事ができる。第36表を見れば分る様に農産物は米麦だけ，それも米だけを作っている農家が多い。農産物販売額はほとんどとるにたらず，飯米確保程度の農産物しか作付けしていないのである。また，彼等のほとんどは，小規模ながら貸付保有地（せいぜい2，3反程度）を持っており，飯米自給可能なだけの経営地を妻子，老人が投下労働力日数も100日（投下労働日数については後にのべる。）程度で農業に対する熱意もほとんどなく，（最早や）農家という名に値しない。

しかしこのグループの中には，農業外の兼業収入も零細で家計全体が，貧困なものと農業外収入で生計を支えるに十分なだけ安定していて，1町以上の専業農家の生活水準より高いものと2つの層のある事に注意しなければならない。

次に第36表の㉓の支柱労働力兼業についてであるが，所有地は9反余あるが，労働力不足のため貸付保有形態を取っている。この農家では専業だけでもどうには再生産可能なのであるが世帯主が通勤者となっている。これは中農の脱農業化の方向ではなく，脱農民化の方向に向っていると云えないだろうか。

次に「その他家族労働力兼業」についてみて行こう。5反以上層に於て表われているが農家の兼業化の諸要因を考えてみると，農業労働力人口の増大＝二三男労働力の過剰化，農業労働をいうことにより脱農民化，と農業所得が低いため家計補充的収入の必要性のため兼業化したこと等が考えられるであろう。前者の場合の農家は第36表㉕㉔㉖㉗の農家に，後者は㉔㉗に於てみることが出来るであろう。前者について，後継ぎが安定的な職についている場合は，米麦だけ作付けされており工芸作物は作付されていないたいため，農産物販売額も13～14万円と少くなっているが，二三男が安定した職についていない場合は，工芸作物の藺草も作付けされている。このことから次のことがいえる。即ち，藺草の種付けは12月の厳寒に，刈取は7月の炎天下であり，汗と泥にまみれて働

第36表　　上土田部落，専業農家別一覧表

	専業					兼業			
	農家数	番号	主要産物1位	主要産物2位	農地改革前の自小作別	農家数	支柱労働力兼 番号	業種	主要産物1位
0〜3	0					3戸	⑯	岡山中央卸売市場 学校給食婦	米麦100
							⑰	僧	米麦100
							⑱	ブローカー 花莚業	米麦100
3〜5	1戸	①	米麦 60	工芸作物(イ) 30	小自作	4	⑲	岡山保健所	米麦100
							⑳	県庁	米麦100
							㉑	中小企業事務	米麦 90
							㉒	足守町役職	米麦100
5〜7									
7〜10	3戸	②	米麦100	な し	小作	4	㉓	中鉄バス会社事務 町役場	米麦 85
		③	米麦 90	工芸作物 10	自作				
		④	米麦 60	工芸作物 30	小自作				
10〜12	5戸	⑤	米麦 60	工芸作物 20	自作	1			
		⑥	米麦 70	工芸作物 20	自作				
		⑦	米麦 80	工芸作物 20	小作				
		⑧	米麦 80	工芸作物 20	小作				
		⑨	米麦 70	工芸作物 20	自作				
12〜15	4戸	⑩	米麦 70	工芸作物 20	自小作	0			
		⑪	米麦 70	工芸作物 20	小自作				
		⑫	米麦 70	工芸作物 20	小自作				
		⑬	米麦 90	工芸作物 10	自小作				
15〜20	2戸	⑭	米麦 80	工芸作物 10	小自作	1			
		⑮	米麦 70	特殊園芸 20	自小作				

業			その他家族労働力兼業				総農家数
主要産物2位	農地改革前の自小作別	番号	業種	主要産物1位	主要産物2位	農地改革前の自小作別	
なし	自作						
なし	自作						3
なし	小作						
なし	自作						
なし	小地主						5
なし	小作						
なし	自作						
		㉔	店員	米麦100	なし	小作	1
工芸作物10	自作	㉕	県庁	米麦 90	なし	自作	
		㉖	吉備信用金庫事員	米麦 90	なし	自作	7
		㉗	ファンドリー工場工員 石工	米麦 60	工芸作物20	小作	
		㉘	公務員	米麦 70	工芸作物20	自作	6
							4
		㉙	日本通運足守支店	米麦 60	工芸作物30	自作	3

農家台帳による

第37表　　上口近部落，専兼業農家別一覧表

専業							兼業			
	農家数	番号	主要産物1位	主要産物2位	花蓙業の有無	改革前の農地自小作別	農家数	支柱労働力 番号	業種	主要産物1位
0〜3	5	①	米 麦100	な し	×	小 作	5	⑯	郵便局職員	果 樹100
		②	米 麦100	な し	×	小 作		⑰	食糧事務所事務	米 麦100
		③	米 85	雑 穀 10	×	小自作		⑱	工 員	米 麦100
		④	米 麦100	な し	×	小自作		⑲	女工，日雇い人夫	米 麦100
		⑤	畜 産 80	米 麦 20	×	自 作		⑳	職人（左官業）	工芸作物100
3〜5	3	⑥	特殊園芸 70	雑 穀 30	×	自 作	8	㉑	醸 造 業	米 麦100
		⑦	工芸作物 50	米 麦 40	○	自小作		㉒	教員，工員	工芸作物100
		⑧	工芸作物 70	その他畜産 20	○	自 作		㉓	郵便局職員	工芸作物
								㉔	郵便局局長	米 麦100
								㉕	岡山普及所	特殊園芸100
								㉖	職 人	工芸作物 70
								㉗	工 員	工芸作物 70
								㉘	町 役 場	工芸作物 50
5〜7	3	⑨	工芸作物 60		×	自小作	6	㉙	郵便局職員	雑 穀100
		⑩	米 麦 50	工芸作物 48	○	自小作		㉚	郵便局配達人	米 麦 48
		⑪	1人住む 米 麦 98	雑 穀 2	×	自 作		㉛	電報配達人	工芸作物 35
								㉜	自営業，工員，農業	工芸作物 50
								㉝	郵 便 局	米 麦100
								㉞	教員，国鉄職員	工芸作物 90
7〜10	2	⑫	米 麦 60	工芸作物 30	○	自 作	4			
		⑬	米 麦 60	工芸作物 30	×	自 作				
10〜12	2	⑭	米 麦 70	工芸作物 15	○	自 作	1	㉟	事 務 員	不 明
		⑮	米 麦 55	工芸作物（タバコ）35	×	自小作				

兼業		農地改革前の自小作別	その他家族労働力兼業					農地改革前の自小作別	総農家数
主要産物2位	花莚業の有無		番号	業種	主要産物1位	主要産物2位	花莚業の有無		
	×	自作							
	×	自作							
	×	自小作							10
	×	自作							
	×	自小作							
	×	自作							
	×	小作							
	×	自作							
	×	自作							
	×	自作							11
米麦18	×	自作							
米麦20	○	自作							
米麦25	○	自作							
	×	自作							
工芸作物45	×	小作							
酪農30	×	自小作							
米麦50	×	自小作							9
	×	自作							
米麦8	×	自作							
			㊻	町役場	米麦60	工芸作物30	○	自作	
			㊼	教員	工芸作物70	米麦30	×	自小作	
			㊽	農業共済組合事務	米麦60		○	自小作	6
			㊾	農協運転手	米麦60	特殊園芸25	×	自作	
									3

農家台帳による。

くという農作物中特に激しい労働力であるし，刈取りには晴天を利用し短期間にしなければならないため，刈取人夫を雇傭するのが常であるが，昨今は雇傭賃が1日平均1000円近くに高騰したため歩が合わなくなったが，あえてこの藺草を作付けしている農家は，主として農業収入にたよる生活を余儀なくされているがために，収入向上を計ってこれを作付けせざるを得ず，他方藺草を作付けしていない農家は一応農業収入だけではなく，比較的安定した兼業による収入が入ることから，それを断念したのでありこの藺草を作付けしていない農家は脱農民化の方向に向いているといえるのではなかろうか。

b　上日近部落の兼業農家

第37表をみると支柱労働力兼業は7反以下に，その他家族労働力兼業は7反以上に於てみることができるが，その兼業の業種が，賃金労働者的色彩のものとか，不安定層が非常に多いことに気付く。この様な不安定な賃金労働者が多い中で，小数の職員勤務的ホワイトカラー層は経営規模の大小に関係なく存在している。これらは農地改革前の小規模ながら耕作地主や，自作農であって従って学歴も高いものが多かったのではないかと推定される。このことは上土田部落に於ても云える事である。

さて，この様に南部の水田地帯とやや北部に位する山間地帯とでは兼業内容が非常に異なっている事に気付くのである。

前述の如く南部に較べて畑が多く，その畑も急傾斜地帯が多く収益性は低く，田については，棚田，老朽田がほとんどであり収量は少くて，非常に零細的であり貧農が多数存在している。彼等は米麦だけでは農業再生産不可能であるため，必然的に米麦だけでなく他の収益の上がる成長作物である。特殊園芸，抑制蔬菜の栽培とか，兼業農家が考えられるのであるが，この様な零細的貧農に取っては資金が無いため，体をもとでした賃金労働者兼業とならざるを得ないのである。即ち特殊園芸作物を栽培しようと思っても，1個の温室を建てるに約30万円程度入用である。その金も3年間は収入がないため寝かしておかねばならないのである。このため，特殊園芸等は作りたくても作れないため，資金のもとでのいらない賃金労働者となるのである。3反未満では専業農家はほとんど農家の日傭など行い，兼業農家に於ては上土田部落と異なり不安定な賃金労働者が多い。一般的に云えることは，貧農に於ては学歴がないため兼業につく場合には低賃金の不安定な賃金労働者にならざるを得ないのである。そのため農業収入にも頼らざるを得ないため，耕地も出来るだけ高度に利用し，工芸作物等も植えざるを得ないのである。又この上日近部落に於ては，前記の如く交通の便に恵まれているとは云えないため，岡山市などの労働市場に通勤するという形は少なくて，多くは，足守近辺の郵便局職員，農閑期を利用した郵便，電報配達人，町役場勤務とか家業である大工，左官等や，花莚業・農業日傭などが多い。

まず支柱労働兼業についてみて行くと，上記の如く，賃金労働者とか家業が多い。その他家族労働力兼業の7反以上では割合安定した職員勤務的兼業者が多いのに気づく。

さて一応上土田部落と上日近部落に於ける兼業農家をみて来たのであるが，上日近部落に於ては昭和２０年から昭３５年までの１５年間に，３戸離農して足守町から転出している。これら３戸の経営耕地（約５反）は年間農業日傭していたものが買い受け，新らたに農業を始めている。この様に極貧農が割合多く存在している。上土田と上日近のどちらが将来農民層の分解が進むかは興味ある問題である。では分解の基点としての専業農家最低可能限界線は何反位であろうかということが問題になって来ると思う。この場合，上日近部落に於ては副業の花莚業とか，日雇い人夫も存在しているため，収入がはっきりしないため，水田地帯の上土田部落に於ける専業農家成立可能限界線を求めて，それによって想像してみたい。

3. 専業農家成立可能限界線

－上土田部落－

この検出方法は，村落社会研究会編〝戦後農村の変貌〟時潮社中の常盤政治氏の投下労働日数と農産物販売額面から検出して行こうと思う。ただしこの専業農家成立可能限界線は，分解の基点としての小農民経営＝「範疇としての小農」である。

(1) 家族労働力の「完全燃焼」と「専業農家」成立可能限界線。

上土田部落に於ける経営規模別に年間投下労働力日数を平均値で示すと第３８表の如くである。

第３８表　　表 経営耕地別投下労働力

経営耕地	投下労働日数		
	専業	兼業	専・兼業平均
0～ 3反	—	１４８日	１４８日
3～ 5反	３００日	３１０	３０８
5～ 7反	５４０	—	５４０
7～ 8反	８００	５６０	６８０
8～１０反	５５０	４１５	５４６
１０～１２反	７４２	４９０	７００
１２～１５反	８５０	—	８５０
１５～２０反	１０３０	９１０	９９０

農家台帳による。

氏によれば，註(2)「年間投下労働日数が５００日であると云うことは，家族労働力２人の年間労働日を示すものと云うことが出来る。そして専業農家として農家経済を農業経営のみで再生産することが出来るためには，少なくとも２人の家族労働力が「完全燃焼」されうるほど経営地がなければならないことになる，」として，５００日を大体の専業農家成立可能限界線としている。この上土田部落ではこの５００日という線は大体，最低５～７反以上ということになる。

(2) 農産物販売額

次に農産物販売額の面からみてみよう。次の３９表によってみると，過少申告のためはっきりとは出て来にくい。又農産物販売額零という農家があるため平均が下っているが，７～８反層は実際にはずっと上まわり兼業農家収入の２３万円程度までとはいかなくとも，２０万円近くの８～１０反層の平均位まで行くのではないだろうか。８～１０反層では平均農産物販売額が１９５,０００円，これは農業収入中現金収入部分を示すものであるから，農業粗収入中現金収入の割合が０～５反４２.８％，５反～１町５８.０％，1町～1.5町　６４.8％（村落社会研究会編〝戦後農村の変貌〟Ｐ１５８を引用する。）とするならば，約３３.６万円（≒195,000÷0.58）が農業総収入となる。又農業総収入中農業経営費の占める割合が，０～５反３６.７％，５反～１町３５.０％，１町～1.５町……（上と同じくＰ１５８を引用）であるとすれば，農業所得（純収入）は約２２万円（≒３３.６万×０.６５）となるが，これは専兼業の平均であるため，兼業農家が工芸作物を作付けしていないため下まわっているのである。これを８～１０反

第３９表　経営耕地別農産物販売額

経営耕地	専業農家			兼業農家			作当り農家
	米麦販売額	工芸作物販売額	農家数	米麦販売額	工芸作物販売額	農家数	平均額
0～ 3反	—	—	0戸	6,600	0	3戸	6,600
3～ 5反	98,000	36,000	1	7,700	0	4	25,600
5～ 7反	0	0	1	—	—	0	0
7～ 8反	0	0	1	150,000	80,000	1	115,000
8～10反	194,500	45,000	2	152,000	14,000	3	195,400
10～12反	216,200	66,800	5	225,000	0	1	270,300
12～15反	248,000	70,500	4	—	—	0	318,500
15～20反	322,000	60,000	2	409,000	90,000	1	419,000

(註) 過少申告のため，実際はもっと上まわるのではないかと思う。

農家台帳より

層の工芸作物の入った専業農家をみると，農産物販売額が約２４万円，従って農業粗収入は約４１万円，農業所得（純収入）約２６.７万円と推計することができる。この２６.７万円と云う値は，１カ月平均になおすと約2.2万円ということになる。農業経済を支えうる最低限界とみていいのではないだろうか。

さて一応専業農家成立可能限界線を８反～１町に求めたのであるが，前にも述べた如く７～８反層でも専業農家の最低限界線は引き得ることが出来そうである。

投下労働力日数の面からと農産物販売額の面からは一応農家経済再生定可能なぎりぎりの線を７～８反の所へ引き得るのではないだろうか。このことは支柱労働力兼業とその他家族労働力兼業の輩出した層が大体７～８反を境としているのと一致していることによってもうなずけるのではなかろうか。

註　常盤政治〝戦後農村の変貌〟　時潮社

4. 専　兼　農　家

3.で専業農家成立可能限界線を７～８反層に求めたのであるが，限界線以上の農家では一応農業収入だけで農家経済の再生産は可能であると言うことができるけれども，限界線以下の農家では農業収入だけでは農家経済の再生産が不可能であると言えるだろう。このことは上土田部落だけではなく，上日近部落に於ても大差ないと思う。さて専業農家について限界線以上の農家と限界線以下の農家についてみてみよう。

① 専業農家成立可能限界線以下の農業

――― ７～８反以下の零細的農業 ―――

まず上土田部落を見ると，７～８反以下の零細的専業農家はほとんど存在していなく，わずかに２戸存在しているのであるが，第３６表の①の農家は農家数１人と言う例外的な場合である。②の農家は二三男が定まった職が無いため，農繁期になると日傭兼業に出かけると言う不安定層である。

次に上日近部落であるが，第３７表に於いてわかる如く，７反未満の農家に多数の専業農家が存在するのは注目に価する。彼等はできるだけ土地にしがみつつ過剰労働力を又，生計を補うため副業である蘭草織機・蘭草栽培とか農業日傭を行っているのである。彼等の大部分は他の産業に就職したいのであるが，農業と両方のために適当な働き口がないのである。将来過剰労働力を完全に吸収してくれない限り，また農業保護を行わない限り，半プロ的貧農の形態をとり，日本政治のガンとして残る問題であろう。

② 専業農家成立可能限界線以上の農業

――― ７～８反以上層 ―――

まず上土田部落からみていこうと思う。専業農家をみていく場合，実質的には専業農家とほとんど変らない「その他家族労働力兼業」との両方についてみてゆこうと思う。この農家の中には兼業農家たらんとする層と，専業農家たらんとする層の２つのタイプの萌芽がみら

れるのではなかろうか。即ち農家の中には劣勢産業である農業の不利に気づいており，「できることなら息子をよい所に就職させて，農業は人を雇ってする。」「月給二倍論とか何とかで勤め人の月給は上っていくが，農業はいつまでたっても同じだ。この様なえらくって，もうけにならない仕事は子にはさせたくない。」と言う考え方の人が多く，そのためこの上土田部落では高校まで進学するのは当り前であり，できる子は大学までゆかせ，良い所へ就職させたいと言意識が相当強い。そのためできる子は普通科へ入学させ，勉強が遅れるために農繁期以外は子供は農業に使わないと言う農家がほとんどである。

このように農家経済的な諸要因だけでなく，社会心理的な諸要因によっても，兼業農家がこの中農以上層にも侵入してきていることがわかる。しかしこのようなうごきに対して，農業に従事している青年達の間には従来の伝統的米麦作から脱皮し，より収入の向上を目ざすため，昨年（昭和34年）9月から自主的に新しい「野菜作り」の方向へ転換しつつある。さて一応上土田部落に於いて見てきたのであるが，上土田部落に於ける未来図は後継ぎが兼業化＝通勤化して来ると，世帯主になる際にはほとんどの場合勤め口を止めず，兼業農家＝通勤農家となって来る場合が多くなると思われる。この場合労働力不足のため，第36表の㉓の如く賃付所有地とか，㉕に於いて知ることができる如く，脱農民化の方向に向っていくのではなかろうか。（脱農民化と脱農業化とは区別して使用）また，その反対に農業一本だけで進んでいく専業農家の経営面積拡大の可能性が生じないであろうか。

次に上日近部落について，7～8反以上層の農家では米麦収入の他に，前述した如く循草織機，工芸作物，抑制蔬菜栽培等によって，農業収入を補充していったり，過剰労働力は賃労働者として排出して行くだろうが，農業組織が変らない限り，零細的農家であろう。そしてこれらの中農及び，専業的貧農は我国固有の複雑な農民問題の集約点である。

第3節　農業の新しい芽

鳥　越　靖　雄

(1) 果　樹　栽　培

メロンの産地として，吉備郡足守町日近をおとずれたのは（昭35）の8月のことであった。

全国的に名の売れているメロンの産地並にマスカットの産地である当地に初めて足をふみ入れて，まず予想がはずれたのはあまりにも果樹，果菜類の点々としていることだった。

足守町役場で統計調査を進めてゆくに従ってますます，規模の小さな経営方法だということが分った。そこで調査方法をどうしようかと思ったがとにかく町全体を数ブロックに分けてその中から果樹栽培の比率が比較的高いところを選ぶことにし，ここにこれから紹介する杉谷部落に落ちついたのである。

しかしこの部落の社会的性格に入る前に少し果物について説明しておこう。

1　足守町のぶどう栽培の情況

足守地区に於て果樹果菜類で主として商品生産として栽培されているものにはマスカット，黒紫色のつやつやした，最も我々に親しみ深く，安くて，栄養も豊かなキャンベル，その他僅かであるが，ネオマスカット，他に柿・桃等が最も多い（と云っても量は知れているが）

先ずマスカットから説明して行こう。マスカットとは本来の名はマスカット・オブ・アレキサンドリアという少し長い名であるけれども，その代わり味は又格別である。

本格的出荷は9月半ば頃で，まだ未熟のものだった。温室ぶどうはマスカットだけではなく日近の黒崎氏の説明によると，この他，グローコールマン，フォスターシードリング等我々庶民にはあまり縁のないものもある。何故温室でないとこれらのぶどうは育たないのだろうか。これも話を聞いて初めて知ったことであるが，これらぶどうの原産地が遠く地中海沿岸の地方であるからだそうです。しかしこれらのぶどうに改良が加えられ現在のような種々の品種がつくられるようになったのである。

本来地中海沿岸地方は夏雨が少くないので，これがブドウ栽培にとって好都合となっている。しかしながら日本ではこれと逆であるために日本に於いては温室でこの不利を克服したわけである。現在岡山県下が他県に卓越して温室栽培が行われ特に津高町は全国的にも有名なことは周知の通りである。足守町に於ても津高に劣ると言えども，なかなかさかんである。しかし当地は温室栽培が軌動に乗り出してからいまだ日が浅く，自分の田圃をつぶしてまでまだ果樹栽培に踏み切る決心のつかない農家もかなりある。しかし少なくとも足守に於ける

果樹，果菜は一応成功しているので，この点では栽培者はあまり危険は感じてないようである。もう一つは資金難の為である。温室を1棟でもよいから建てたい。しかし建てるとなると坪5～6千円はみなければならぬ。農協で金を借りればと思っても1棟建てるに十分な金は融資されない。これが農民を栽培にふみきることをさまたげている大きな要素であろう。またその地区が1戸当り平均5～6反の所有しかない農家にしてみれば，生活改善が叫ばれている昨今，経済的問題が種々起ってくるのは当然であろう。さて話をもとにもどしてブドウについてもう少し触れてみよう。

我国に於いて17C頃から甲州ぶどうがふとした交配から結実し，これが各地に普及するようになったそうである。我国に於けるぶどうの主な産地は全国至るところに分布している。ぶどうの特性から云って夏季成育期間に降雨の少ない地域に於て成績が優秀なようである。土壌は砂礫を含む排水良好な土地が適している。

主な品種は次の如くである。（但し朝倉書店農業講座17による）

今日ではデラウェア，キャンベルアーリー，甲州の3変種が全体の80％を占めている。（もっとも足守に於てはマスカット，キャンベルアーリーのみであるが。）デラウェアというぶどうは我々がよく食べているあの果房と果粒の小さい，品質で甘く，現在大阪府が最もさかんである。

キャンベルアーリーはふつうキャンベルと呼ばれ我々が一番よく口に運ぶあの大衆的なぶどうである。

この外，我々になじみの深いものを2～3紹介するとマスカットベリーA，並ネオマスカットと言うのがある。前者は食用，wine用共に適し濃紫黒色の大粒で房も大きく，そして甘く芳香も素晴らしく，又我国の風土に適し，樹勢が強い（特に若木時代）という様々な特徴を備えている。土層の深い，排水良好な砂壌土又は粘質の土壌に適する。この土質の点で足守は今少し考えねばならぬところがある。しかし決して不適ではないのだから，美味でもあるし，どんどん植えて行ってほしいものである。

後者のネオマスカットは岡山県に於てマスカット・オブ・アレキサンドリアに甲州3尺（ぶどうの名）を交配して得られたもので，降雨の多い地方では安定した栽培をすることはむ

ずかしいが，山梨県下で病害予防のために袋掛けを行い，優秀な成績をおさめている。温室を使用しないので費用の面でも経済的であるし，広面積に大量の樹木を植えることが出来るので，従って安価で美味しいぶどうが得られる。特に山梨は関東地域を商圏に握っているので，岡山県は全くの日陰もの，岡山県で出来た以上関西だけでも商圏として獲得しておきたいものである。

途中黒崎氏のお話も参考とした。

2. 商品作物としての果樹

足守に於て商品生産として出す果樹はぶどうの外に，桃・柿があげられる。あとは，わずかに自分の家で食べる程度のいちぢく，なしがほんの猫の額ほどあるだけ，この栽培面積は%に表わせないのでここではぶく。

果樹，果菜の栽培のさかんな所はまず果樹では杉谷，石妻と云った所が他を圧倒し，果菜(メロン)は日近，真星が他に優先している。

この理由は土質にありと一言にして云うことが出来る。専門的なことはわからないが果樹土，いわゆる排水のよい土，メロンは赤土ではダメで，少し粘土質の方がよいそうです。でも一般に足守に於てはほとんどの地が果樹果菜には適しているのではないかと土地の人は云っているが，さてメロンとなるとマスカットと同じく温室が必要となり，その為の費用と，それにも増して，ものすごい労働力(主として手間)がかかるけれども坪当りの収入は，他のいかなるものよりもいいそうです。

非常に集約的なので栽培する人によってよくもなれば悪くもなるといった実にやっかいなものである。収入もよいが費用もかかる。肥料代はかさむし，2～3年に1度は土の入れかえもしなければならぬと云った。ちょっと我々の考えもおよばないような苦労と努力の結晶がこのメロンとなるのである。

値段の高い理由も少なからずおわかりでしょう。

日近メロンと云えば東京，大阪あたりでも有名（と土地の人は云っている）なもので，その味，香りは格別，最も8月頃はまだメロンの苗が植わっていたにすぎないが，年2回の収穫があるそうです。

それでは少しメロンについての一般論を述べてみよう。

社会の文化水準がすすむにつれて，果物消費の傾向は強まるばかりで，とりわけ高級果実の消費は都市で急カーブにその傾向を強めているようである。このことは高級果実が大衆化しつつあることを示しているが，その値段はわりあい下っていないから，いわゆる我々市民大衆の口にはそれでもあまりはいりません。しかし一般的に云って，とにかく需要が増えたということは，経済生活にある程度うるおいが出て来て，又一方では高級品の持つ特性として，生産量が急激な消費の増加に追いつかないことも示していよう。メロンはスイカ，ウリ，モモ，ナシ，柿のように手軽に消費されていないで，なお嗜好品としての微妙なる動きを呈している。一般大衆の見方としては，メロンはとくに高級品であって我々庶民の食膳とはおよそ縁遠いものと考えて，はとんど頭から問題にしないで，それを口にする機会と云えば贈答品としてか，または宴会の席上のデザート等だけにみるような状態です。

その味覚の点でも，一般の消費者は充分に認識しているとは思われません。

たまにメロンを食べたとき，それが未熟品などであると「メロンとはこんな水くさいものか」とのみこんでしまうといった調子でメロンの本当の味覚を知っている人は稀なようである。

そこで「メロンはうまい」「故に高いのだ」と消費者のだれもが考えるようにならねばなりますまい。メロンの市場性や値段については，まだまだ明るい将来が約束されているのだからうまくて質のよいメロンを大量に生産出荷したいものである。

3. メロン栽培のむずかしさ

調査対象の杉谷部落の赤土は果樹に適した土壌であってもメロンにはむかないそうで栽培はみられなかったが，日近の黒崎さんのお話をきいたのを参考に書きくわえたいと思います。産地としては全国的にみると静岡県がtopで，昭和33年東京中央市場に於て全国の57.9％，次いで愛知17％，山梨16.8％，岡山3.4％となっている。大阪市場に於ては静岡82％，愛知12％，岡山はわずか2％にすぎない。メロンは絶対に露地では作れない。雨にあたると病気のため枯れてしまうからだそうだ。だから温室かビニールhouseでないと作れ

ないのが特徴である。

夏の気温の暖かい時期には無加温のビニールhouse で間に合うのであるが，残念ながら足守に於てはビニールhouse は見あたらなかった。

３３０㎡（１００坪）の温室で田畑１２０ａ（1.2町）の耕作をしている農家程度の生活が出来るそうだから，手がけたらよいはずなのだがそこには数々の理由がある。つまり一般畑作物より生産資材が多くかかる。即ちそれはフレーム，温室，肥料，水，暖房用燃料，農薬らにその上多くの労力が必要とされるのである。故にその大部分は家族労働であり，家内企業で，経営は概して小面積であるのが特長。しかも技術は非常に高度なものが要求され熟達するのに長い年数を要し，下手につくれば収入零に等しいこともあるというのだから，誰でもがすぐもうけが多いからといってとびつくわけにはいかないのである。とくに毎日の水かけがむずかしく，「水かけ3年」と言われるほどなのである。しかし設備の整った温室では一棟で年間作ろうと思えば３～４回連続して作れるため数棟あれば１年中出荷出来る計算になる。そおすると現金化の回転も早いし万事都合がいいのだが，そこは先程も述べたように種々の理由によりそう簡単には行かないのである。

(1) メロンの採算性

生産物は輸送がきき，集団経営がいろいろの点から有利である。そして多量につづけて出荷することがよいのだが，足守地区に於てはまだそこまで行ってないのが現情。

２人で経営して１００坪あたりなら日常の労力はたりるが，植込みの時数人の人手を要する。しかし長年月いとなんで来た農業を急にやめてメロン１筋にやることは非常に危険で，なかなかそこまで思い切ったことをする人は出てこない。毎日の仕事としては窓の開閉，水かけが大部分で，冬は暖房のために多くの労力がかかる。ここでメロンの専門的栽培方法は他にゆずることにして，収穫，出荷について少し述べてみよう。収穫の時期は，成熟につれて果皮の変化してゆくものは，その程度によって，はっきりわかろうが，ふつう は授粉期日を書いた紙片を近くの葉柄に吊しておいて，これを基準にして，収穫するのがもっとも無難なものであるそうです。収穫は出荷先の遠近によって数日早目に収穫するのがよく，アールスフェボリット種（メロンの名前）は果皮がやゝ白色を帯びたころを基準にして，春作で５３～５５日目，夏作では４５～４８日目頃に行なう。収穫前数日は水かけを減らし，前の日には全々水をかけないようにして，果物の水分を減じ，甘味をふやすようにするのだそうです。収穫は早朝の涼しい間に行ない，子づるをつけて切り取り，取り扱いに関しては果実を必ず掌の上に乗せる。決して果梗を持って上下にゆすぶったり振り動かしてはいけないそ

うです。こうなると誰でも彼でもが作れるものでないこともおわかりでしょう。こうまでして出来た本当に手塩にかけたメロンでもやはり優良品種にあるためには様々な点ですぐれてないと合格しない。

(1) メロンの商品価値

a （外観） 大きさは1果1.2～1.3㎏位のもので形状は正円形のものがよく，へちまのように長円形のものや，肩がこけたもの等はきずものとして等級を落される。そして色はアールス系のもでは淡い黄色がかったような白っぽいような，つまり乙女の肌のようなのが最高だそうです。青肌はあまり好かれない。netはやゝ強く浮き上った，みるからに力のありそうなnetがよい。網目のあまり粗いものや，細密なものとか平らたいよわよわしいnetはすかれない。病虫の斑点は一切ないもの，とくにタンソ病という病気は収穫後でも病勢がすすむため最もきらわれる。

b （内容） おいしく，香りのよいものが一番いいにはちがいないが，その段階もまたこまかくわけられているのであるから複雑である。肉色（食用部分）はアールス系のものでは緑色の淡い目のものがよく，最近のアールス系統は一般に白味がかって来ている傾向にある。肉の厚さは厚い方が一般に好かれ，肉質は緻密で舌ざわりのよいもので繊維が少なく甘味の出来るだけ濃厚なものがよい。

c （出荷） それぞれの農協や温室組織によって一定の規格が決められており，足守では日近の農協がそれを取扱っている。箱の大きさはたて30×よこ45㎝，深さ17㎝の木箱を使う。高級果実の貫祿十分で荷作りはなかなか手がこんでいる。箱の底に敷紙をしき，1個ずつパラフィン紙で包んだものを普通1箱6個詰めとして，大果の時は5個，小果の場合には7～8個詰めとし，1箱（6.8～7.5㎏）詰めとする。すきまにはもみがらか木綿を入れて釘打ちしてから組合に出し，品種，個数，重量，等級，組合名等を記入して組合を通して出荷する。

検査も組合毎にされ，果実も1～2個切断して内容を調べ，1個ごとに等級をつける。これらの検査により，品種の保証を与え，買う人に安心感を与えるよう心がけるので数割は高く取引きされる。

4. 調査対象の杉谷部落

部落は名前の通り谷合いに位置し，最初この部落へ足をふみ入れた折，ほとんど樹園らしいものを見ることが出来なかった。統計では戸数当り一番多く果樹を持っていることになっているので不思議でならなかったが，土地の人と話をしているうちに樹園は部落そのものより，そこから少しはなれた，いわゆる吉備高原の南端面と思われる山の上の平坦面にある。ここはすぐとなりが津高町であるため，ここのマスカットの影響も強く受け温室ぶどうの栽培が盛ん，又これと並行して露地ぶどう，桃，柿が多いようである。

この地の農家規模は別表の通りで，この表から判断すれば生活が楽とは思えない。もっとも田舎であるので子供の小使いもしれていようし夏は桃，柿，秋は柿とおやつには不自由しないだろう，いわゆる食生活の面に於て，都市とは大きく異なる。たきぎは必要とせず，日常生活に於ても現金収入が限られるだけに無駄使いはしない。これで冠婚そう祭でも簡素化してゆけば生活自体もかわってくるような気がする。私がこの地を訪れた時はもう桃は大半出荷した後だったので，実際になっている桃はみることが出来なかった。岡山県下は桃の県として有名であるが，残念ながら日本一ではない。推定実収高は山梨が，一位，岡山，福島が2位である。成木園としての広さは岡山県は日本一。

我国における桃栽培は生食用品種を中心として，主として上海水蜜桃の偶発実生によって得られたものから発展して来た。明治30年頃から当時の栽培の中心地であった岡山，神奈川両県の当業者によって新品種が出て来てこれが各地に栽培されるようになったのである。

（朝倉書店　果樹より）

(1) 桃　の　種　類

この地の栽培されている名の知られた数品種を紹介してみると，

a　大久保　　現在栽培されている品種のうち最も多くの栽培面積を持ち，各地に於ても主品種としての位置を確保している。岡山県下において発見された品種で樹勢はやや弱く，枝が開き，下垂しやすい。実は大果で品質が優れ，日持が良好なのである。

b　白桃　　岡山県下において偶発実生として発見され，果実は甘味に富み，輸送性もあるので遠距離市場に進出している。8月の半ば頃から成熟し，大果でかっこうも見事なものである。品質はきわめて優秀で，ただ酸味がほとんどないのが欠点だそうである。

才47表

	二毛田（反）	一毛田（反）	畑（反）	果園	桑園	温室（坪）
上足守	594,021	243.624	111.925	29.527		190
下足守	491,102	204.313	39.402	1.913	1.000	190
上土田	71,602	32.717	3.315	0.6		76
大井	404,617	72.125	70.128	0.7	1.0	225
粟井	628,109	135.723	94.228	0.41	0.9	
上日近	109,914	10.911	35.827	2.003		210
下日近	251,709	46.711	54.226	2.316		260
杉谷	151,214	13 0.115	109.120	13.927		700
下高田	288,603	79.610	67.906	0.525		1909
吉	344,108	68.607	102.021	0.300	2.811	30
山上	36 9.41	199.026	101. 01	5.316		182
上高田	281.823	140.624	171.802	2.226	1.222	181
石妻	95.516	93.529	42.908	8.615		20
苔山	81.517	46.81	41.017	0.7		30
庄田	67.722	43.018	40.220			60
真星	192.021	184.424	124.825	1.2	0.7	1.535
掛畑	20.018	132.311	49.302		1.0	
河泉	238.3	72.620	142.118	1.3		208
東山内	259.802	27.002	127.515	1.409		80
間倉	90.401	214.201	116.7	1.9	1.6	
西山内	304.306	136.917	133.713	0.5	1.4	37

S. 34. 6

採草地（反）	放牧地（反）	部落之数	1戸当果園（反）	1戸当温室	備考
1.500	13.102	453	0.07	0.5坪	
9.0		132	0.02	2	
		33	0.01	2.6	
19.6	0.5	349		0.6	
29.816		189			
14.812		57	0.03	3.5	
4.209	0.81	85	0.22	3.3	
5.80	1.815	57	2.3	11.7	マスカットが主
9.4		82	0.01	24.0	メロンが主
57.913	1.206	71	0.004	0.44	
15.522	0.115	123	0.04	1.8	
49.213	2.0	106	0.02	1.9	
7.501		53	0.18	0.4	
6.011		32	0.02	1.0	
26.104	1.2	24		3.0	
84.311		98	0.01	15	
59.723		38			
42.502	0.41	83	0.01	2.5	
31.125		137	0.006	0.5	
74.429		47	0.02		
31.521		113	0.01	0.4	

	戸　数	面積(反)		戸　数	面積(反)
福　谷	48	41.504	備　前　町		
苔　山			川　崎　町	3	16.721
庄　田			深　茂	2	1.3
真　星	9	8.0	三　井　谷	3	1.605
掛　田	1	1.0	南　坂	18	11.316
河　原	18	14220	中　村	2	2.112
東　山　内	16	12.329	上　土　田	2	1.6
間　倉	1	3.0			
西　山　内	3	2.815	大　井	10	7.927
旧　日　近	25	22.229	岩　田	42	32.42
新　町	6	2.709	花　木	3	2.325
佐光,山鼻	4	3.5	花　佐	1	2.0
下日近亀山	1	0.2	天　田	4	0.4
弥　高			門	17	13.315
杉　谷 (上谷,本谷,下谷)	18	12.425	元　信	2	0.4
天金イソ元	1	0.325	草　谷	3	1.72
横　路	5	3.0	森　川		
金谷西谷			日　向	2	0515
			大西矢金	10	11.605
旧　足　守	43	43.202			
岡余丁山下	13	8.408			
上 中　之　町 下					

杉谷部落より２０名ピックアップ　　S.34 調べ

番号	家族数	田（反）	畑（反）	果園（反）	計（反）	収入階層	栽培情況１位	２位	３位	農業所得	専兼業	農家階層
1	5	4.8	0.7	0.2	5.7	E 4	米麦４０％	野菜４０％	特園２０％	B 2	C 1	A 7
2	5	8.2	1.1	1.473	10.773	E 3	〃 40	特園 30	野菜 20	B 1	1	6
3	7	5.8	1.2	0.3	7.3	3	〃 70	工芸 15	果樹 10	1	1	6
4	4	8.2	1.1		9.3	4	〃 95	その他 5		1	1	6
5	5	7.7	0.14		7.84	3	〃 70	野菜 10	工芸作 10	1	1	6
6	2	2.7	0.1	0.936	3.736	3	特殊園 50	果樹 30	米麦 20	1	1	7
7	2	1.04	0.46	0.4	1.9	4	米麦 40	特園 30	野菜 20	1	1	7
8	8	4.5	2.815		7.315	3	〃 50	野菜 30	雑穀 10	1	1	6
9	4	3.0	3.9		6.9	4	工芸作 50	米麦 25	野菜 20	1	1	6
10	4	4.5	1.515	0.5	6.515	3	米麦 60	野菜 20	特園 10	2	3	6
11	7	7.8	5.115	1.6	14.515	3	70	〃 10	〃 10	1	1	5
12	8	8.5	5.122	0.4	14.022	4	70	〃 10	〃 10	1	1	5
13	5	6.0	3.2		9.2	3	70	イ草 10	雑穀 10	2	1	6
14	7	8.812	2.7	1.0	11.512	2	70	酪農 20	〃 5	1	1	5
15	6	8.3	1.6		9.9	3	80	雑穀 10		1	1	6
16	6	3.3	0.249	0.01	3.559	5				4	3	7
17	2	2.2			2.2	4	米麦100			2	2	8
18	6	3.622	2.9	0.6	7.122	4	〃 95	畜産 5		2	1	6
19	7	1.219	1.015		2.23	5				4	1	8
20	5	4.727	1.2		5.9	3	米麦 50	酪農 30	野菜 10	1	1	6

経営耕地規模農家階層分類　　杉谷部落　　S.35.2.1　　足守役場調べ

B 農業所得の割合と C 世帯責任者の専兼業			経営耕地規模階層別								
			30反以上 A1	25～30 A2	20～25 A3	20～15 A4	15～10 A5	10～5 A6	5>>3 A7	3未満 A8	total
	B_1 90%以上	C_1 専業				1	7	16	5		29
		C_2 本業									3
		C_3 副業					1				1
	B_2 50～90%	C_1						5	3		8
		C_2					1	3	2	1	7
		C_3						1			1
	B_3 10～50%	C_1									1
		C_2							1		
		C_3						1	1		1
	B_4 10%未満	C_1								1 1	1
		C_2									
		C_3							1		1
	total					1	9	29	12	2	53

D 世帯責任者の兼業の種類	D1 自家営業									1
	D2 職人									3
	3 職員									3
	4 常勤的外務者									1
	5 非常勤的農業外労務者									4
	6 常勤的農業労務者									1
	7 その他									1
	total					2	8	3	1	14
E 農家現金収入階層	E1 50万円以上									
	2 30～50				1	2				3
	3 10～30					4	16	2		22
	4 10万未満					3	13	10	2	28
	total				1	9	29	12	2	53

(2) 杉谷部落の経営規模

経営耕地規模の面からついても5反以上1町未満が部落全体のほぼ60%を占め，ついで3反以上5反未満が22%を占めているのだから，一体どうして生計を立てているのか不思議な位。又も一つつっこんで農家現金収入階層の面からみても10万円未満がこれ又6割を占めている。

今少し生活設計に打解の道はないものだろうか。この表はあくまで，役場の資料が主役をなしているのであって実際はこれよりはましなのかもしれない。

5 出荷情況

いよいよおしまいの方になったが，ここでも一度，選果荷造り，出荷等について多少書いてみよう。収穫した果実は市場を経て，消費者の手に販売されてはじめて培栽の目的は達することになる，それ故買う身になって消費者が安心して口に運べるように市場に搬出されることが第1条件だと思う。

現在の足守町自体に於て生産量がかりそめにも多いとは断言出来ないのであるから，どく一般には収穫した果実は自宅に持ち帰り，ここで簡単な選果を行い，市場の距離に応じて荷造りを行なうのもある。だが，出荷方法としては近くの農協に運び，そこで果実の大きさ，形状外観等から一定の規格にしたがって選別，出荷しているようである。

足守町の果樹もこれから軌道に乗ろうとしているのであるから，今後，産地の集団化，共同防除，共同管理等が，完全に統一されて品質，外観のととのったものがどんどん生産されるよう努力されるべきだと思う。

(2) 農業機械化

動力利用による機械が（ここでは動力耕転機についてであるが）岡山県に初めて購入されたのは大正年間である。ただしこれは外国製の機械であつて，大正後期から昭和の初期にかけては試作の時期であり，外国製機械の原理を応用して小型耕転機が製作され，市販されるようになったのは昭和の中期以降である。足守町においては現勢調査簿に記入されている動力機械の利用の最初の年は昭和7年であってそれ以前は購入されていたかどうかはっきりしない。これは動力耕転機ではなくて発動機であった。

1 機械の導入と普及

岡山県では動力耕転機は駆動型が広く利用されており，更に石油発動機が動力脱穀機や動力揚水機の高い普及率と結びついている。動力機械は本田の耕起及び麦の中耕が主な作業であり，

他の作業面の利用までは進んでいないし，運般用に使用される場合も少ない。
岡山県は南部は機械化が進んでいるが，これは岡山県南部平坦地の自然的，社会的並に経済的条件に負うところが多いのである。

吉備高原南線に位置する足守町は平原地帯の足守，大井，山間地帯の日近，福谷，岩田と二つに区別されるが，この両者では事情が異なってくる。足守町では水稲，小麦及び園草を主作物としており，傾斜地を利用しての果樹栽培もだんだんと行なわれるようになつている。果樹園自体に機械が利用されることはないが，果樹園経営の片わら水稲作を合理化するものとして利用される方向になつてきているようである。

足守の機械の普及率はどうであろうか，

動力機械の普及率

	農家数	機械数	普及率
日　近	302	219	72%
大　井	308	202	66%
足　守	316	195	62%
福　谷	498	396	80%
岩　田	269	198	74%
足守田町全域	1,693	1,210	71%

（1960年農業センサスより）

左の表は動力機械全般については普及率である。大井と足守が60%～70%の間で日近，福谷は70%～80%の間である。

ここでも平地帯の山間地帯の区別がこの機械の普及率の上（40表）にも現れてきているが，岡山県全体から考えた場合の普及率と異つている。即ち南部に相当する足守大井が普及率が低く，山間部が高くなっている。これは足守町の社会的条件によっているものと思われる。南部平原地帯には兼業農家が多く，専業農家が少ない。何故なら，原因の1つに，岡山，総社等の都市部に近く，交通が便利な為に通勤が可能であることである。北部山間地帯はこの反対で都市部への通勤も不可能に近いものであるし，都市部へ仕事に出て行く場合は農閑期の出かせぎという形においてのみであろう。そして農業経営だけによる生活の専業農家とならざるを得なくなる為に農業生産への投資に意欲的になつた結果のあらわれであろう。しかし将来は経済的に豊かである南部に機械化は進展していくであろうことが予想されるのである。足守町では兼業農家が機械利用によつて自家労働だけで農業経営を行つていく段階にまだたちいたつていないからである。

次の表から機械の中で普及率の高いものから順に列挙してみると発動機，次いで動力で動力脱穀機，動力耕転機，動力カッター，動力籾摺機，電動機，動力揚水機，農業用トラック，オート三輪の順位である。この中で発動機と動力脱穀機が普及率がかけはなれて高くなつている。動力耕転機以下は，これから普及率が高くなる可能性があると思われる。

第41表　（1960　農業センサスより）

個人所有農機具別普及率

農機具種類	個人有	普及率	農機具種類	個人率	普及率
動力耕転機	97	6.0(%)	動力噴霧機	13	0.8(%)
農用トラクター	2	0.1	動力撒紛機	5	0.3
発動機	778	48.2	動力カッター	67	4.2
電動機	47	2.9	動力揚水機	41	2.5
動力脱穀機	745	46.2	農用トラック・オート三輪	13	0.8
動力籾摺機	56	3.5			

第42表

農用機械の種類別所有農家数と所有台数（個人所有）（農……農家数，台……台数）

地域	動力耕転機 駆動型 農	駆動型 台	牽引型 農	牽引型 台	農用トラクター 農	農用トラクター 台	発動機 農	発動機 台	電動機 農	電動機 台	動力脱穀機 農	動力脱穀機 台
日近	9	9	12	12			144	149	11	12	133	133
大井	12	12	9	9			125	128	9	10	129	129
足守	22	22	1	1	2	2	136	138	8	9	134	135
福谷	13	13	14	14			232	237	12	12	228	228
岩田	2	2	3	3			120	126	4	4	119	120
足守町（合計）	58	58	39	39	2	2	757	778	44	47	744	745

地域	動力籾摺機 農	動力籾摺機 台	動力噴霧機 農	動力噴霧機 台	動力撒紛機 農	動力撒紛機 台	動力カッター 農	動力カッター 台	動力揚水機 農	動力揚水機 台	農業用トラック，オート三輪 農	農業用トラック，オート三輪 台
日近	7	7	2	2			16	16	13	13		
大井	7	7	1	1	1	1	8	8	2	3	2	2
足守	18	18	2	2	1	1	3	3	13	13		
福谷	11	11	7	7	1	1	29	29	5	5	6	6
岩田	13	13	1	1	2	2	11	11	6	7	5	5
足守町（合計）	56	56	13	13	5	5	67	67	39	41	13	13

（1960）農業センサス　足守町

前の第42表を見てもう1つの結果が判明した。動力耕転機についてみると，駆動型，牽引型の2つが，北部と南部では普及状態が異なっているのである。即ち，北部山間地帯である日近，福谷，岩田は牽引型が多く普及しており，南部平原地帯の大井，足守，特に足守においては駆動型が多く普及している。

これは自然的条件が関係しているからであろう。山間部では運般用にも利用できる牽引型が便利であり，南部ではあまり必要がない為であろう。

以上の事柄は個人所有の場合で共有になると上記の順位に変動がみられる。

第43表

農用機械の種類別所有農家数と所有台数（共有）（農‥‥農家数，台‥‥台数）

種類 / 地域 ＼ 台数 農家数	動力耕転機				農用トラクター		発動機		電動機		動力脱穀機	
	駆動型		牽引型									
	農	台	農	台	農	台	農	台	農	台	農	台
日近			2	1			61	32	26	1	67	29
大井			2	1			66	26	6	3	62	24
足守	2	1					44	24	2	2	46	24
福谷	3	1	19	10			152	72	7	2	125	66
岩田	2	1					59	27	2	1	56	27
足守町（全域）	7	3	23	12			382	181	43	9	346	170

種類 / 地域 ＼ 台数 農家数	動力籾摺機		動力噴霧機		動力撒粉機		動力カッター		動力揚水機		農業用トラクター，オート三輪	
	農	台	農	台	農	台	農	台	農	台	農	台
日近	94	13	6		3		15	3	6	3		
大井	74	17	5	1	12	2	7	2	3	1		
足守	39	16	32	1	10				2	1		
福谷	139	36	6	3	28	13	3	2	2	1		
岩田	56	15	4	2	18	5	12	6				
足守町（全域）	402	97	53	7	58	20	37	13	13	6	0	0

（1960　農業センサス　足守町）

機械化は大部分が個人利用を中心にして進められてきたのであるが，動力籾摺機のように作業の時期，方法において経営上の制約の薄いものや，動力噴霧機のように共同利用すると有利であることが明瞭に現われるものについては，共同化の傾向が強くなっている。

個人所有の傾向が強いものは第二表に現われているが，特に強いものは発動機，動力脱穀機，

，動力耕耘機，動力カッター等である。

動力撒粉機，動力籾摺機，動力噴霧機等においては共同利用の傾向が強く，これらは個人所有より共有が主体となっている。このことは第４４表にあらわれている。（第４４表）

第４４表

個人有，共有別農機具所有台数　　（足守　１９６０）

農機具種類	個人有	共有	公計	共有率
動力耕転機	97	15	112	13.4(%)
農用トラクター	2		2	0
発動機	778	181	959	18.8
電動機	47	9	56	16
動力脱穀機	745	170	915	18.6
動力籾摺機	56	97	153	63.4
動力噴霧機	13	7	20	35.
動力撒粉機	5	20	25	80
動力カッター	67	13	80	16.3
動力揚水機	41	6	47	12.8
農用トラック・オート三輪	13		13	0

（１９６０　農業センサス　足守町）

2. 機械化の社会的影響

農作業及び家事の技術面に機械化の影響が最も明瞭に現われてきており，農作業の変化に最も影響を与えたものは動力耕転機である。動力耕転機は土地利用にも変化をもたらした。導入後の変化としてあげられるものは，(1) 適地適作　(2) 水稲の反当収量の増加，(3) 水田主体の土地利用から，多角土地利用への変化等がある。これらが機械利用の影響とばかりは判定しがたい。何故なら，最近の我国における土地利用が，多角経営化，合理化の方向にあるからである。

農作業では，従来の役牛に代って耕起作業に動力が使用されるようになった。

足守では第４５表にあらわれているように，耕起作業では相当に，畜力にたよっている。中耕作業にいたっては人力にかたよってしまっている。足守においては役牛による耕起作業が現在では主体となっており，機械による耕起作業がこれにとって代りつつあるという状況である。

人力畜力による耕起作業と，動力耕転機によるそれと比較すると，後者のほうが労力及び時間の節約になることである。このことは即ち，耕起作業を従来のものより能率化したこと

になるのである。

第45表　農作業の主なる動力源別農家数　（1960　農業センサス　足守町）

	水稲								
	耕起作業			代かき作業			中耕除草作業		
	動力	畜力	人力	動力	畜力	人力	動力	畜力	人力
日近	45	252	4	11	283	7	2	4	295
大井	77	217	2	10	273	13	3	10	283
足守	84	203	8	38	242	15	1	8	286
福谷	68	411	7	51	425	10	5	8	473
岩田	7	257	2	3	261	2	2	1	263
足守町全域	281	1,340	23	113	1,484	47	13	31	1,600
	その他の作物						運搬作業		
	耕起作業			中耕作業					
	動力	畜力	人力	動力	畜力	人力	動力	畜力	人力
日近	30	218	54	4	58	240	4	74	224
大井	57	189	61	6	20	281	6	21	280
足守	34	149	133	15	22	279	5	11	300
福谷	43	321	134	5	12	481	68	150	277
岩田	8	206	55	2	6	261	10	131	128
足守町全域	172	1,083	437	32	118	1,542	93	387	1,209

節約された労力はどの方向に向けられたであろうか。足守町においては，出かせぎ，特に都市部においてはこの傾向が強い。第46表を見ると南部の足守，大井では，「所有しているもの」では，他の地方と余り変わりはないが，専業農家ではないので，専業農家ほど機械を必要としていない。その結果，他人のものを借りて使用することによってこと足りている。又，農繁期には人手不足から賃仕事をしてもらっている農家が多い。

もう一つの効果は，機械利用によって労働の季節に変化がおこり，農繁期のピークがかち合うのを切り抜けられることである。

他にも変化があらわれ始めている。耕起作業は一般的には，人力で行っていた頃は男女同一の労働であったが，機械利用により，男子が機械の操作にあたり，女子はこの耕起作業から後退しつつあることである。しかし，例外もあるのである。足守のN部落で調査にあたった際，ある農家においては中学生の男子から夫婦まで一家全員この作業，機械の操作が行え

使用していたということである。

第46表　動力機械の種類別使用農家数　（1960　農業センサス　足守町）

	使った農家数	動力耕うん機　農用トラクター 使った機械の所有形能					動力脱穀機を使った農家数	動力噴霧機動力撒粉機を使った農家数
		所有しているもの		部落有	他人のもの			
		個人所有	公有	農協等	借して	賃作用してもらって		
日近	110	21	2		5	82	248	54
大井	118	21	2		7	88	268	104
足守	148	24	3		2	119	257	60
福谷	114	27	22	4	15	53	451	127
岩田	40	6			2	32	246	40
足守町全域	530	99	29	4	31	374	1,470	385

前述のことは例外であって，大部分は男子が使用している。男子の使用者の平均年令はやはり低下している。これは操作技術，その他の面で老人には困難な為であろう。そして機械利用により家族内の作業分担が一層はっきりとしてきているのである。女子の労働が機械化以前と比較した場合確かに軽減されてきていることも機械化による影響であろう。

特に機械利用の場合は老人より壮年男子の手に移行している。これにより老年層の権力が後退し，逆に若い層が農業経営の中心となりつつあることである。そして，関接的影響としては，農事試験場などとの接触が多くなり，農家の農業担当者が老人から若い世代へ移り，その結果，新知識の導入に意欲となり，旧慣習が排除され農業経営の合理化に対する意欲が強くなったことである。更に，農村生活が合理化されて来ていることも事実のようである。

3. 耕耘機と役畜の有利性比較

耕耘機と役畜とどちらが有利であるかを考える場合，全国平均のデータ（農林省農家経済調査）によると役牛飼育費用（1957年度）1頭当り42,625円，これの耕作部門への年間使役時間346時間であって，1時間当り単価は123円である。この能率は機械の4分の1とみてよいから機械の時間当り単価は123×4＝492円，即ち約490円以下ならば機械の方が有利となるであろう。これは経営のスケールをはなれて機械と役畜の費用を比較した場合の概略である。しかし日本の農業経営の面を考慮すると，そのスケールは小規

模である。このために小型機の工夫がなされたが，それにしても小規模農業経営には役畜の方が適合しているであろう。どの程度の経営面積を持っていたらどちらに有利であるか検討してみると，２５反以下では畜力が有利となり，それ以上では機械が有利となる。３町歩で一台の耕耘機が最適といわれている。

農林省のこのような見解とは無関係にトラクターは普及して行く，それにはトラクーに上記計算値とは別の式で導かれる経済的合理性が秘められているようである。

（岡　田　悦　子）

(3) 伸びゆく酪農

1　酪農の推移

戦後，我国の農業は，著しい発展をなしているが，中でも特に著しいのは，酪農部門である。戦後，生活水準の向上，耕種作物のテンポの鈍さにくらべて，酪農の伸はいちじるしい。

足守町に於ては，大正期にすでに乳牛飼養が始まっている。しかし，今日の酪農と比較すると，その経営目的が　異なっている。戦前の酪農は，搾乳を専業的に目的とする牛乳屋であり，当町では，久安，坂本，沼本などの牛乳屋があり，吉備郡を中心に毎日数百本を配達していた。戦後の酪農は，農業の合理化をめざしたもので，他の農業部門と密接な関係を持ちながら発展したものである。

戦後の一般的な酪農経営を中心に考察を進めてみよう。

(1) 乳牛の導入

戦後，ヤミ米の出まわる中で「将来の農業は酪農として発展すべきだ。」と計画をたてた２つの部落があった。その１つが旧足守町の深茂を中心とした地域であり，他は旧日近村の吉を中心とした地域である。

深茂では，２１年に３頭の乳牛を共同購入し，吉でも１頭を共同購入した。和牛同様に簡単に考えていた人々には，乳牛の飼育を始めてはじめて，飼料問題，病気の問題など次々と多くのつまづきがおこった。ここで一役買ったのが在来の牛乳屋の経営者で，自分の経験を指導してまわった。

その内に，乳牛の知識を得て来，１頭，２頭の共同飼育では物足りなく考え始め，個人購入をする人もあらわれ始めた。

やっと搾乳が始まった。しかし現金を手にする前に問題が起った。一応，問題として，予想していたことであるが，現実の問題として，余りにも考え方があますぎたことであるそれは，販路であり，送乳方法であった。当時の吉の或る酪農経営者は送乳について，次の様なことを話していた。「朝は２時頃から乳をしぼり，自転車につけて，岡山の種畜加工場まで運び，そこで加工してもらうのを待って，知り合いをたよって配達してまわった。家に帰るのは，すでに夕方で，全く牛に使われる一日であった。」と。

２５年になると，乳量もかなり増え，自分達の生産乳をより有効にすることを考えた結果，加工することを具体的に考え始めた。吉より一足先に足守に於て，加工場の営業を始めた。日近に於ても，加工場の敷地を決めたり，カマを買ったり，着々と準備を進めていった。しかし，間もなく低温殺菌法となったため，営業不可能となり，そのまま営業停止となった。再び販路の問題がおこった。

一時は中備酪農組合に加入した。しかし，不振が続き，ついに脱退した。そして，西大寺ネッスルへと出荷を始めた。少しでも有利な買手を，探し求め，やっと現在の会社をみつけたのである。契約当時は，需要と供給の均衡がとれていたが，乳量が増加するにしたがい，小さな会社を相手としているために，問題がおこってきつつある。自然，生産者である酪農家にしわが寄せられてきた。

(2) 導入地の経済的基盤

時もほとんど同じくして，しかも共同購入した，深茂と吉について，乳牛をとり入れ易かかった理由を考えてみよう。

まず，両部落とも山にさしかかった部落であり，自然の草が豊富で，飼料として利用出来たことがいえる。又山にさしかかっているだけに畑が多く，飼料栽培に水田をつぶさないで，すんだことである。

次に耕地，他の部落に比較して比較的広い。町平均６４ａに対して深茂８１ａ，吉９１ａである。また他の部落より専業農家が多く，農業１本槍でゆこうとする熱心な人が多かったことであろう。

(3) 労働生産性の低い作物

平均耕地が７０ａ足らずの農業で，耕地のみを相手として，いくらの収入が，得られようか。いかに豊作としても水稲のみでは，とうてい，所得の倍増はのぞめない。ここに換金作物の必要性がおこる。吉，深茂，両部落で「一応何んでも作ってみました。」ということを聞いた。商品作物のあらゆるものに手を出したのである。養蚕→トウガラシ→タバコ→イ草，と経て，次々に新らしいものを栽培し，その度に，壁につきあたって来たのである。

今日，まだまだかなりの作付をしめているといわれる，タバコとイ草について考えてみることにする。

次の表は２３年から３２年までの，タバコ，イ草の作付面積であるが，タバコは３１年をイ草は２７年をピークとして，減少している。タバコ，イ草のごとき労働集約的農業に対して批判的になってきたのである。第４８表をみてもわかるように，労働力が必要であり，働き続けなければならないのである。体の限り働く農業でなく，計画的に働く農民になろうと努力しているのである。

伝統的作物打開策として，ある地域では，酪農が始められ，又ある地域では，温室を中

心とする園芸がとり入れられて来ている。

第48表　イ草，タバコの作付面積

年	タバコ	イ草	年	タバコ	イ草
23	158(反)	52(反)	28	418(反)	734(反)
24	171	94	29	463	634
25	233	220	30	507	400
26	287	652	31	516	478
27	314	929	32	408	470

新市町村計画書

(4) 新らしい農業

酪農，園芸は果樹とともに農業の新らしい芽といえよう。

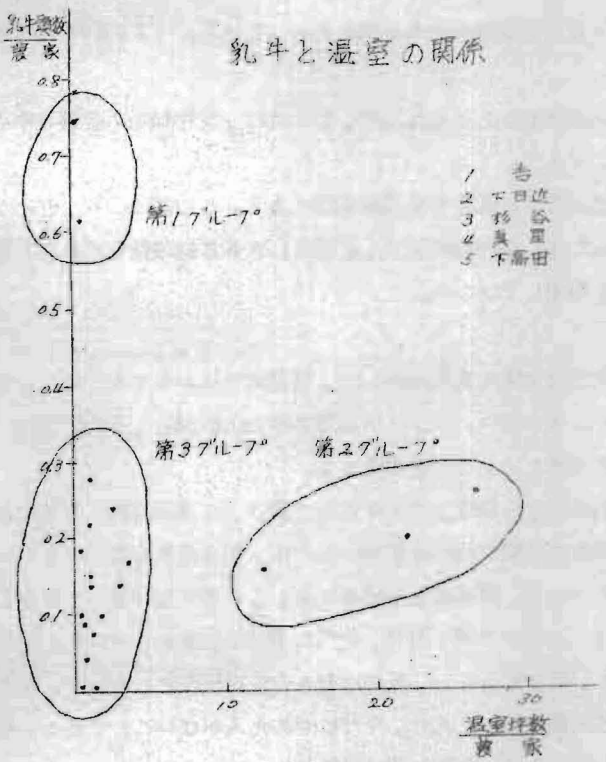

第4図　新市町村振興計画書編成資料より算出作図

第4図のグラフは，温室面積の農家数に対する関係をあらわしたものであるが，相関度0.021という小さな値で，ほとんど関係がない，むしろ，酪農と温室は，2つの異なった方向に延びていることがいえる。

第6図を，3グループに大別することが出来る。すなわち，吉，上日近の酪農の方向に発展している地域と，下高田，杉谷，真星の温室が多く，園芸に延びている地域と，どちらの方向にも，延びていない，停滞的地域のグループである。

温室の多い地域乳牛の多い地域を，足守町に於ての，新らしい農業の発展している地域と考えることが出来よう。両地域とも町の東北部にあたる山間部落であり，「新らしい農業が北部の山間部か

ら芽を出している。」との説が立証できることになろう。

3グループを数値的な資料にもとずいて，考察することを試みたが，ほとんど差をみとめることが出来ず，説明が出来ない。酪農部落として発展している吉部落が酪農経営をとり入れた理由をまとめると次のようになる。

1. 毎月現金収入がえられる（温室年単位）
2. 資本が安い（温室にくらべて）
3. 共同精神が強い。
4. 草の利用，土地の再生産が出来る。
5. 牛乳は一般的な商品である。

以上のことから，この地域が最初にどちらをとり入れたか，当時の中心的な人によって温室か，乳牛かの2方向にわかれていったといえよう。

2　足守町に於る酪農の実態

日本の酪農は，その経営によって，水田酪農，畑地酪農，果樹園酪農，草地酪農にわけられる。足守町の場合は，一応水田酪農に属するといえよう。

足守町の酪農経営農家数は252戸で総農家の9.9％にあたっている。（1960年センサス）

(1) 地域的に見た酪農

先に吉，深茂について，導入当時のことにふれたが，ここでは，乳牛頭数の変遷を中心に地域別の酪農の現状を考えてみよう。

第5図は，戦後の一般的酪農経営による乳牛頭数の変遷である。この図により，どんな経過をへて，今日の経営に達したか，が一応説明つくと思う。さらに地域性をくわしく知るために，第2表も参考にして説明していこう。

a　日　近　地　区

乳牛飼養農家の割合が，足守町全体9.9％に対して，当地区では19.6％となり，他の地区とくらべても，はるかに率が高い。又，乳牛頭数の増加の状態も，直線的にのびており，足守町に於る酪農急進地ということが出来よう。

日近地区では，25年に酪農組合を結成，山林を組合で買い，牧草畑の開こんをしたり，研究会をひらいたり，将来の共同化経営の計画のもとに，組合活動を続けてきている。すでに組合結成以来10年たち，経営にも一段落つき，より合理的経営へと努力している。組合で自動車を購入し，乳の出荷，飼料，肥料の運ばんにあたっている。飼料をより安く手に入れるために，組合配合をし，乳の出荷も合乳方法をとっている。組合長さんの自慢は，この組合で酪農を始めた人で，今だにやめた人がないことであり，組合の名前（平和酪農）のしめすように，平和な農村建設のために，はげまし合い，助け合って，共同化への努力を続けている。

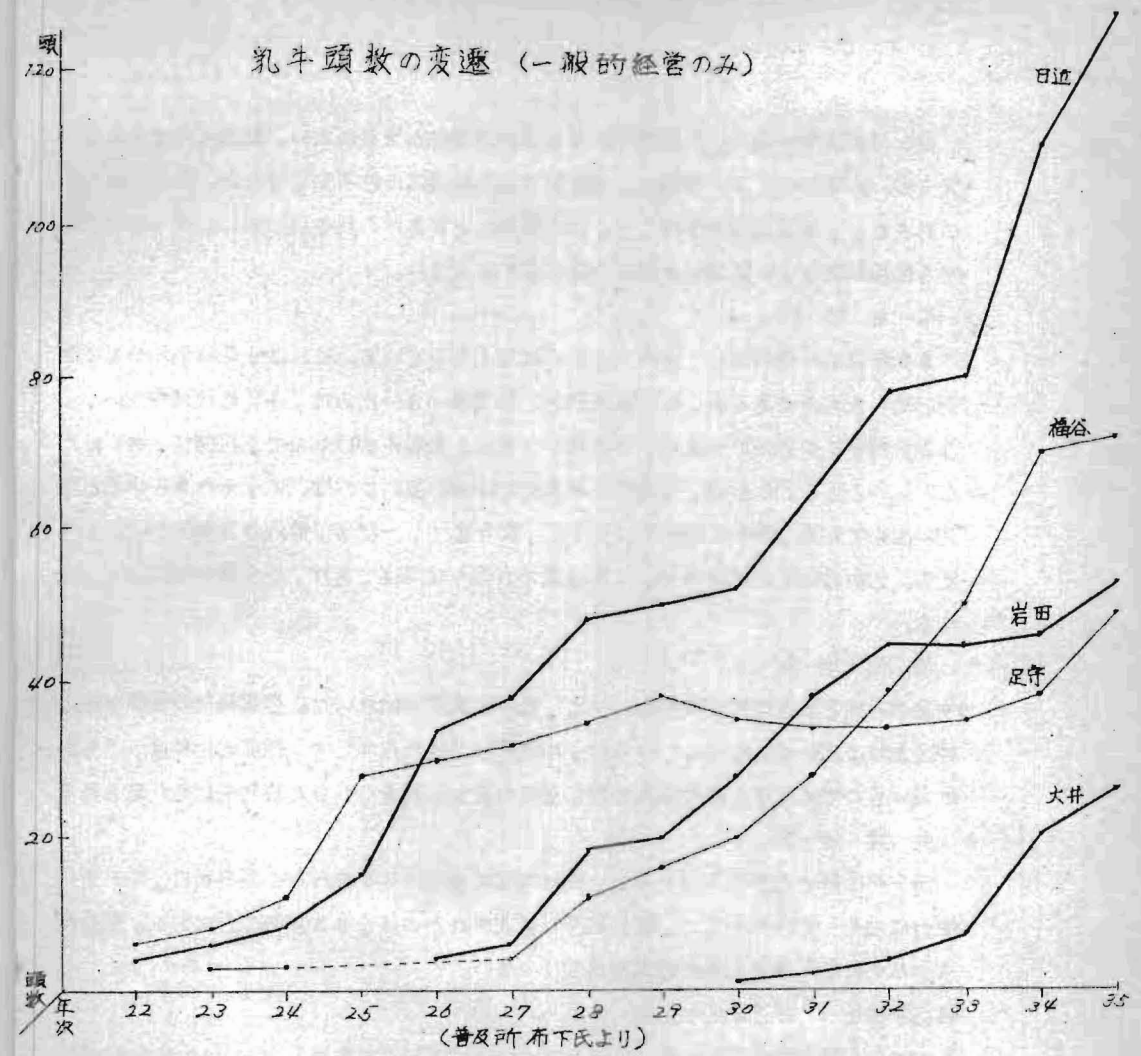

第４９表　平均耕地と酪農家率

	総農家数	平均耕地	乳牛飼養農家	乳牛飼養農家率(%)
足守町	1,693	6.4反	252	9.9
旧日近村	302	6.4	124	19.6
旧足守町	316	6.6	37	8.2
旧福谷村	498	6.6	82	10.1
旧岩田村	269	6.7	41	12.3
旧大井村	308	5.7	18	5.2

（１９６０年　センサス）

b 足 守 地 区

最も早く乳牛を導入した地区であるが，頭数増加が大変にぶい。酪農家率は8.2％で大変少い。増加のにぶい原因は，農業経営が他の地区ほど不安定でなく，多少のゆとりがあること，兼業農家が多いこと，組合問題などがあげられる。しかし，個々の農家に於る酪農経営は，日近地区と何んら異なることはない。

c 福 谷 地 区

23年頃，一時飼養していたが，すぐになくなっている。これは土地の牛乳会社に出荷していたものであるが，なにぶん会社の経営が小さいために，冬乳の販路を失い，そのまま飼養をやめたのである。牛乳屋ということを考えていたので，再開が，おくれたこともいえよう。しかし，自然の草が多くて山林の多いこの地区に，オハヨー牛乳と契約が出来て以来，急激に増えた。しかし，昨年まで，一段落，導入の方法はついたといえる。しかしいまだにタバコ，イ草の栽培の盛んな地区であり，が今後の増加が期待される。

d 岩 田 地 区

福谷と同じような自然条件のもとに，乳牛の飼養が始まった。農業経営の面積が他の地区よりは広いことになっているが，地理的な条件から考えて，経済的性格は，はるかに低いものであろう。乳牛導入の際，農林中金から資金をかりて経営を始めた家もある。

e 大 井 地 区

足守町に於て乳牛導入の一番おくれた地区である。30年からの飼養者は，旧日近の組合に加入していたもので，酪農組合が結成されたのは，33年のことである。組合結成がおくれたために，今だに飼育頭数は少ない。

(2) 酪農先進地　日近地区の酪農

町内で最も酪農家の割合の高い日近地区について考察をすすめよう。

第50表　（日近地区の耕地　山林　乳牛）

	総農家	平均耕地	山林所有農家	山林所有農家率	酪農家	酪農家率(%)	乳牛頭数
日近地区	302	6.4反	236	75(%)	59戸	19.6(%)	124
上日近	61	5.1	42	69	4	6.6	7
下日近	65	6.0	47	72	11	16.9	26
杉谷	77	7.2	63	82	9	11.7	12
下高田	49	6.2	36	74	9	18.4	9
吉(亀山のく)	50	8.1	48	96	28	56.0	66

（1960年 センサス）

第５０表によると，吉では酪農家率が特に高く，下日近，下高田，杉谷と，じょじょに低くなり，上日近は，6.6％という他の地区よりも低いあたいを示している。上日近は，兼業農家の章で説明されるのでここでは省略する。

吉は，日近地区の乳牛１２４頭中の６６頭まで飼養しており，５３％をしめる。

この表より，酪農家の割合は，平均耕地，山林所有農家率，と深い関係をもっていることがいえる。耕地，山林所有農家率の高い順にあげると，吉，杉谷，下高田，下日近，上日近であり，酪農家率とことなるのは，杉谷のみである。杉谷は，第1図でも説明したように，酪農でなく園芸的性格がつよいことが，原因ではないだろうか。

(3) 吉部落の酪農経営規模

第５１表　　農家一覧表　（農家台帳）　吉部落の一部

農家番号	作労人（年間１５０日）	耕地	山林	和牛成仔	和牛	農業収入	1位	2位	3位
1	2	74a	370a	1	1	３０万～１０	米	酪	他
2	2	93	2,050		1	３０～１０	米		
3	3	42	2,510		½	１０万未	米	工芸作物	
4	4	126	3,270		1	３０～１０	米	工	
5	2	97	2,640	21	1	５０～３０	酪	米	
6	3	108	5,930	42	1	５０～３０	酪	米	他
7	4	117	5,940		1	３０～１０	米	工	他
8	3	134	8,800			５０～３０	米	工	他
9	4	115	200	21	1	３０～１０	酪	他	
１０	3	66	2,080		2	３０～１０	工	米	
１１	4	89	3,800		1	３０～１０	工	米	
１２	2	68	650			１０　未	米		
１３	2	123	440			１０　未	米		
１４	2	73	2,760	11	1	３０～１０	米	酪	工
１５	4	115	2,480	32	1	５０～３０	酪	米	工
１６	2	90	2,390	11		３０～１０	米	工	酪
１７	1	16	290			１０　未	米		
１８	4	120	2,960	1		３０～１０	米	工	酪
１９	1	46	1,020	11		１０　未	米	酪	他

第５１表を酪農家（Ⅰ）とそうでないもの（Ⅱ）に分け，酪農家をさらに，その家の農業収入中で酪農による収入のしめる割合によって，１位をしめるもの（Ⅰの①）２位をしめるもの（Ⅰの②）　３位をしめるもの（Ⅰの③）に分ける。又酪農を経営していない農家を，米の収入のもの（Ⅱの①）と米と工芸作物（タバコ，イ草）のものと（Ⅱの②）に分ける。その考え方にしたがって，労働者，耕地，山林の平均をまとめたものが，第５２表である。

第５２表　　吉部落（一部）の農家分類

	農家数	年間150日以上労働者	平均耕地	山林	乳牛　和牛	農業収入 50～30万	収入 30～10万	10未
Ⅰ酪農家	9戸	2.7人	9.3反	23.1反	1.3　0.5	3	5	1
①　所得の1位	4	3.2	10.9	28.2	4.3　0.5	3	1	
②　2位	3	1.7	6.4	13.9	2　0.7		2	1
③　3位	2	3	10.5	26.7	2　0		2	
Ⅱとり入れてない農家	10	2.6	6.2	15.1		1	6	3
①　米のみ	4	1.8	7.5	8.3			1	3
②　米とタバコ	6	3.5	8.0	29.2		1	5	0

（３４年　　農家台帳）

第５２表によると，Ⅰ，Ⅱについて，農業従事者は，差が認められないが，内わけによって，大きな差がある。酪農経営をするには先ず，２人以上の労働者が年間通して必要であることである。それにくらべ，乳牛を飼養していない場合は，季節的に労働の必要量が変化するので，年間とおして持続する必要はない。

耕地について考えると９０ａ以上を所有している農家９戸中６戸まで酪農をとり入れている。Ⅱの方では８戸中，３戸でⅠにくらべて大変少い。又，山林平均面積に於ても，ⅠとⅡの間には，８０ａの差が認められる。これらからして，一応，耕地，山林などが，ある程度以上ないと，酪農がとり入れられないということになろう。

又，農業収入をみると，年間５０万～３０万の収入のある農家が４戸中，３戸まで酪農をとり入れた農家である。酪農経営が有利であることはいえるが，導入出来ないのが現実の姿といえよう。資金がまず，つまづきである。

(4) ある酪農家の農業経営

個々の酪農家の経営は，いかなるものであろうか，吉部落のある酪農家をのぞいてみよ

う。

この家は，組合結成以前からの乳牛飼養家であり，今はより有効な経営にと努力をはらっている家である。

耕地面積，水田４２ａ　畑６６ａ　で総面積，１０８ａを所有している。労働する人は男2人と女1人で，乳牛頭数6頭（内成牛4頭）である。又別に役用牛を飼養している。

まず，一日の酪農のための労働時間を考えてみよう。

第５３表

採　草	3時間
搾　乳	1時間２０分（朝・夕）
給　飼	３０分
牛舎管理・他	３０分

第５３表は，一日の乳牛のために必要とする労働時間である。６頭で，５時間少々の時間が必要となる。３人で分担すると，１人当り２時間足らずの労働にあたることになる。しかし，2人以上は必ず働く人が必要であり，上述の農家分析に於ても，重要な問題となっている。しかし，タバコとか，イ草に必要な労働時間とくらべると絶対量において大差はないが労働時間が平均化している。

次に耕地の利用についてみよう。

第５４表

総耕地	１０８ａ			
水田	６５ａ		畑	４３ａ
表作	水稲	６５ａ	麦	４０ａ
裏作	麦	１０ａ	自家用蔬菜	３
	飼料	５５ａ	商品作物	６
			飼料その他	

５４表は，当家の１０８ａの全耕地の一年間の作付である。年間の作付計画は，年間の飼料計画であり，水田裏作飼料は主としてサイロにつめて，冬の飼料にあたるものであり畑の飼料は，そのまま与えるものが中心になっている。この他に，山林を５ヶ年計画で開こんし，飼料畑につくる計画を立て，昨年から始めている。又，自然の草を改良して，飼料に加えている。

最後に当家の農業収入をみよう。

第５５表は，耕種作物の収入である。自家消費のものは計算に加えないで，直接現金として入って来たものだけである。麦の大半は飼料にまわしているため，計算に加えない。１０８ａで年間１３万円，これがそのまま，酪農経営前の収入であったとは考えられない

が，大差はないであろう。又，これが，現実の農業のきびしい姿ではないだろうか。では１３万円の収入の中で，酪農をとり入れたらどう変わってくるであろうか。

第５５表は，当家の年間（３５年）酪農部門の収入，支出をあらわしている。（年間を出すために，月平均をとりあげて計算したもの）

収入部門に当然，厩肥収入，仔牛などを加えなければならないが，計算上はぶくことにする。

第５５表

水　稲	収　入
水　稲	９０,０００円
商品作物（トウガラシ ハクサイ	４３,０００
計	１３３,０００

飼料費は，配合飼料，塩，石灰，ワラなどの購入飼料のみである。

このような数値を純収益と考えられるか，問題であるが，一応収益と考えることにする年間収入が，２４万円少々となり，前述の耕種作物の収入１３万円にくらべるとはるかに多い。

年間，農業総収入３７万円となり酪農の占める割合は，約６５％となる。月収，約平均３万となる。

第５６表　酪農の収支

粗収入（乳のみ）	３５４,７２０円
飼　料　費	１０３,４００円
生　殖　費	９,６００円
衛　生　費	１,５００円
計	１１４,５００
純収入（３５４,７２０－１１４,５００）	２４０,２２０円

当農業は，すでに１０数年の経営を続けてきており，吉地区に於て最も大規模な酪農経営で，一般の酪農家にこれをすぐ，このままであてはめることは出来ない。しかし，農業経営に於て酪農がいかにこの土地として有利であり，合理的農業が経営出来るかを物語っているといえよう。

しかし，ここで考えさせられる問題は，一番有利であろう酪農経営に於て，このような状態である。自給食品はこの収入とは全く関係していないとはいえ，３人の年間労働に於て，３７万円の収入とは，大きな農業問題が含まれているであろう。

3　伸びゆく酪農

当町には，酪農組合が，旧町村単位に５組合に分かれている。町合併以来すでに数年たっており，酪農に於ても，統一の動きがそろそろみえかけている。酪農協議会がその最初の試みである。しかし，まだまだ具体的に仕事を始めるところまでは長時間を必要としよう。現在の小単位では，常に農民側に不利な事が多く，にがい味ばかりで，統一が有利なことは，目のまえにみえていることで，販路とか，購入飼料などの面だけでも統一してゆこうと努力が払われている。

8月の調査期間に日近地域が，吉備高原開発計画地域に指定されるのではないか。とのことをきき，その計画が実現したら，共同牧場をつくり，酪農の共同経営にふみきることが出来るのではないか。などの話をきいたが，民間山林所有者の反対で，計画地域に指定されなかった。賀陽町吉川の共同酪農経営，笠岡の酪農経営などを見学してその合理的な経営を研究してきているだけに，酪農家としては，残念なことであった。吉川の合理的経営の有利なことは，はっきりと理解しているが，しかし，ふみきることは出来ない。吉川などは，上から半強制的に，共同経営を，おしつけられたものであり，自主的に自分達からその経営方法をとったのではない。しかし足守町の場合は，自主的に自分達の経営を考え，自分達で販路をさがしもとめ，何人にも頼っていない。ここにくずすことの出来ない困難な問題が含まれている。

共同経営は将来の計画として，それにふみ切るまで，いかにして現在の経営を合理化にするか，町内での考えをまとめてみよう。今日の酪農成功のかぎは自給飼料の確保であり，第一に考えられる問題である。当町に於てサイロの数が少いことは，眼前の楽農にのみ目をむけた，軽々しい酪農といえよう。

町振興計画書によると，5年計画によって酪農部門は１８０％強，増加することになっている。他の農業部門と比較して，酪農部門のみに重い比重がかけられている。町としても，酪農に積極的に協力する体制がとられており，酪農のますます発展することが期待される。

（畠　山　泰　子）

第Ⅶ章　家と出稼

民家と家

第1節　伝統的生活の様式

—民家と食生活—

鶴藤鹿忠

1. 住居

(1) 屋根

草屋根については，入母屋形式が大部分であるが，寄棟形式が点在する。フキオロシの草屋根が殆んどであったが，明治以後草屋根の下部を切りとって，オダレを瓦葺きにするようになった。また瓦葺箱棟も作られるようになり，大正初期から屋根棟中央をつきあげて，瓦葺きの煙出しとしている。この煙出しは箱棟の家に多いようである。いまは殆んどみられなくなったが，屋根棟のおさえをとじるために，針金を使用する以前には針目覆いとして茅束或は藁束をおおい，その上に屋根棟に沿って竹をわたすという方法がとられていた。この藁束は奇数列ならべ，おどりこといっていた。屋根葺き材料は主として小麦藁であるが，かっては茅をまぜて葺くのが一般的であった。個人有の山林，原野，耕地の畦畔等に自生する茅をためておいて，葺材料として使用する。茅を使えば耐久年数が長くて好ましいのだけれども，近頃は茅が少なくなってきたので，あまり使えなくなり，殆んど小麦藁だけで葺くようになった。昔は小麦藁を全くまぜないところの茅のみで葺く，茅葺屋根もみられた。一般に岡山県では，中国山地は茅葺，吉備高原は麦藁（小麦或は大麦）に茅をまぜて葺く地域，南部平野地域は麦藁葺である。足守町は吉備高原の南縁にあたり，屋根葺材料として麦藁に茅をまぜて葺いていたわけであるが（現在も幾らか残っている），古くは茅葺きが多かったと思われる。

(2) 間取

第1図（旧福谷村西間倉，A氏宅）によると，この家は江戸末期に建築したもようである。フキオロシの草葺屋根で，地上から軒までの高さ7尺2寸である。土台がなく地形石の上にすぐ柱を建てている。入口横に小便所，風呂とおのおの並び，小便所の下は大きな壺になっている。この壺には風呂の汚水もはいるようになっていて，格別大きなものとなっている。縁は昔はなかったがアダノマの前だけあとからつけた。オクニワの隣りのツケモノ置場は，ヒヤといって昔は嫁がいたという。いまでもヒヤとよんでいる。大黒柱，小黒柱の2本大黒をもち，材料は松である。小黒柱がウチマヤ（内廐）の境界をなし，大黒柱が座敷部分の境界をなしている。しかしニワからすぐの，イタバはあとからつけたものであるから，昔は，大

第1図　旧福田村西間倉・A氏宅（S.35.8.25）

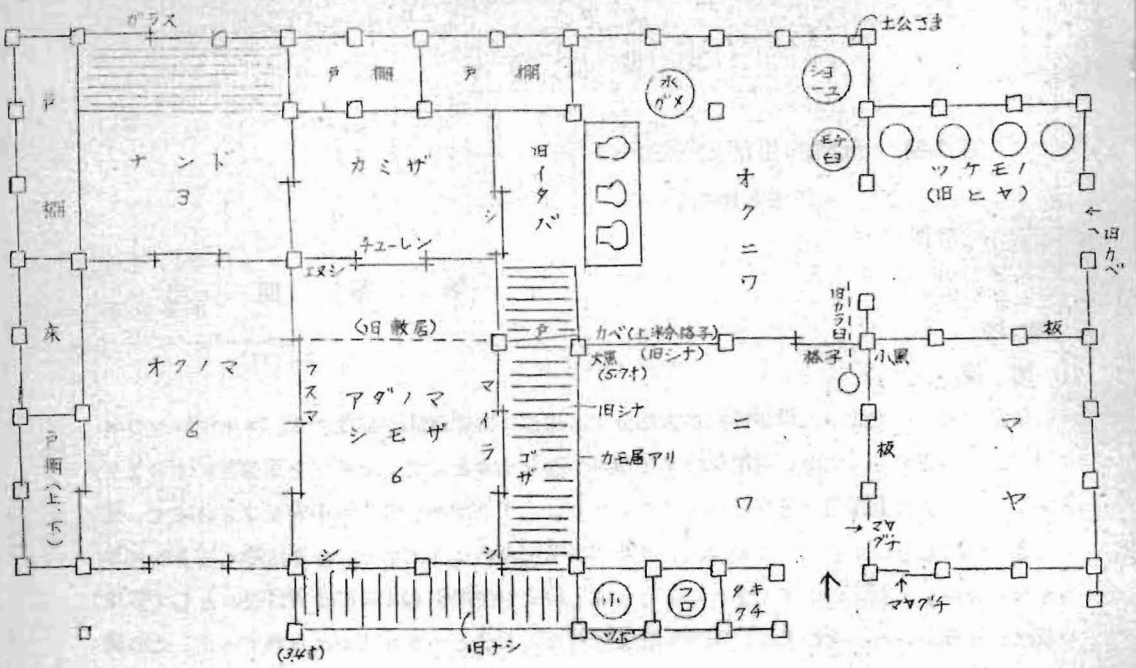

第2図　旧福谷村高ノ尾，B氏宅（S.35.8.25）

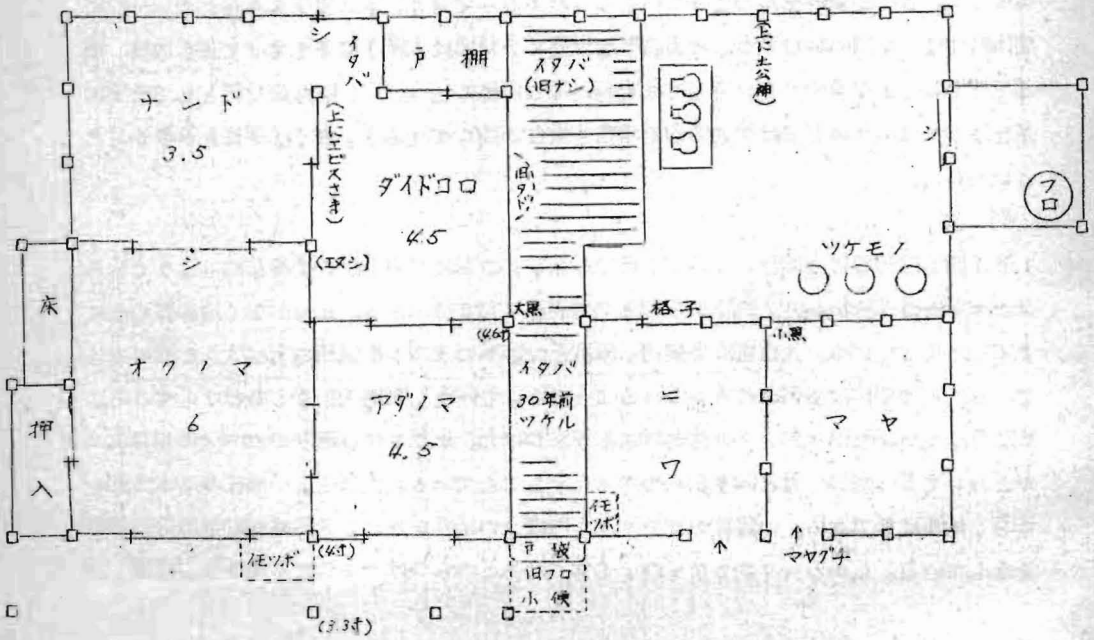

第3図　旧岩田村山上　C氏宅（S 35. 8. 24）

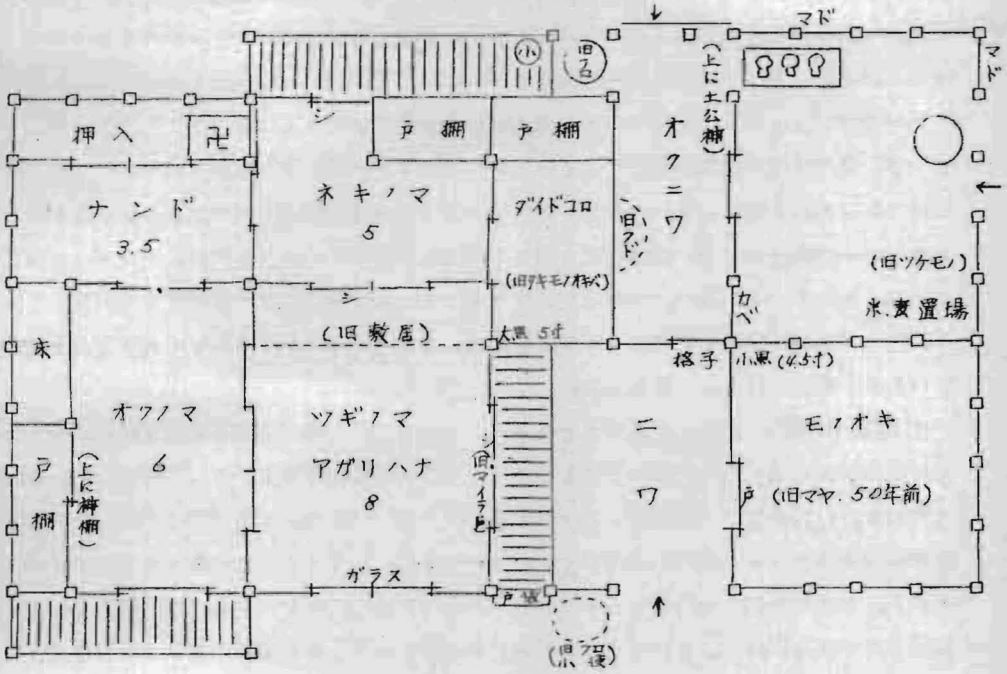

第4図　旧日近村下高田. D氏宅（S 35. 8. 23）

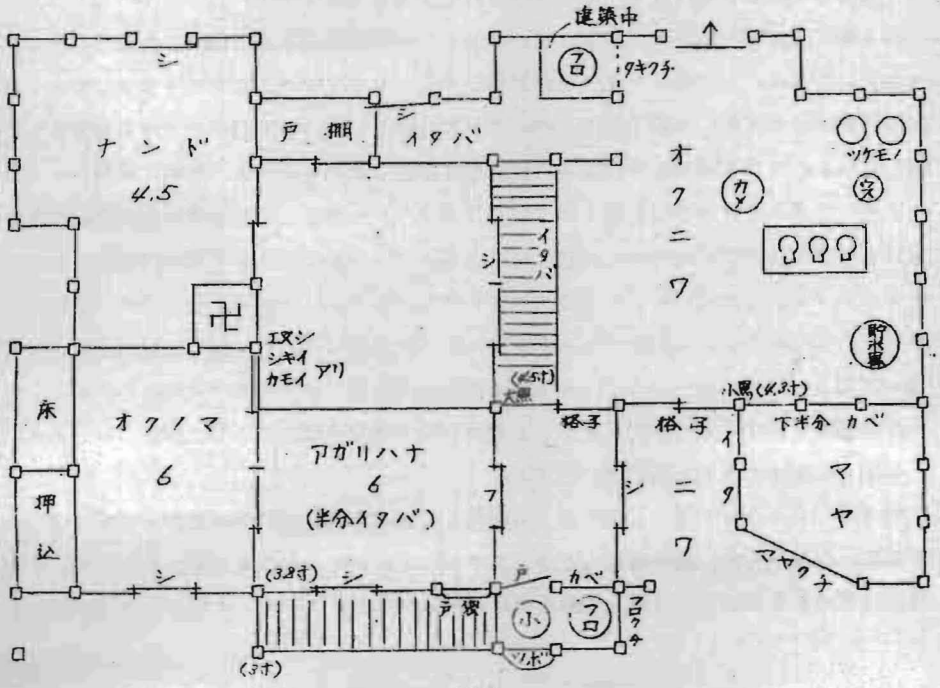

黒柱はニワの中に孤立していたものである。また，ニワとオクニワの境界は，かつてはなかったが，境界として下半分に壁をつけ，上半分に格子窓をはめた。オクニワにクドがあり，水ガメがあり，醤油，味噌等調味料あり，餅搗臼ありで炊事の一切はオクニワで行われる。クドの位置は昔と殆んど変らないが，カミザ，即ち台所からクドの操作ができるようになっている。現在は整形四間取型になっているが，昔はアダノマの方へ三尺ずれていて，喰違型間取であった。大黒柱は家の中心といわれ，エヌシ柱は座敷部分の中央にある。エヌシと大黒柱とが一直線上にない。床は妻床，即ち下床になっていて，オクノマからナンドへは通じている。またナンドが狭い。マヤはウチマヤで，ニワを仕切って主屋の中で牛を飼育している。マヤグチが外庭にもあるし，ニワにもある。オクニワからニワにかけてカラウスを設けていたが，戦後これをとりはらった。

第2図（旧福谷村高尾，B氏宅）をみると，これは江戸末期の建築と考えられる。旧小便所・風呂が入口横にあったが，これをとりはらって，妻側に下屋をつくって移転した。縁は今でもない。天井はヤマト天井（スノコを編んだ上に，泥土をぬった天井）であったが，昭和初期天井板を張り，同時に小縁（イタバ）をつけた。ニワを半分に仕切ってウチマヤが一つある。マヤグチは外庭に向き，マヤの上に小麦藁をおく。オクニワとニワの境界として，格子をあとからいれた。オクニワはクド場・炊事場であり，漬物置物であり，穀物などの物置場でもある。クドの操作はイタバからできるようになっているが，かつてはダイドコロにくっついていて，ダイドコロからクドがたけるようになっていた。大黒柱，小黒柱の2本大黒をもち，エヌシと喰違った喰違型間取である。ナンドは一部物置となり，オクノマとナンドの境界には障子をはめ，自由に通れる形式で，床は妻床である。

第3図（旧岩田村山上，C氏宅）によると，この家は明治中期に建築したようである。土台は使ってある。ニワ部分と座敷部分が相半ばし，ニワを仕切ってウチマヤとしていたが，大正初期にソトマヤ（外厩）を造って，マヤを別棟としたので，旧ウチマヤを物置として使用している。ニワとオクニワの境界には格子をはめ，クドもオクニワの隅に移転し，ネキノマに続いてダイドコロをつくり，ニワからアガリハナへのところに小縁をつけた。アガリハナは喰違型の6畳であったが，不便なので3尺ネキノマの方によせて整形四間取にした。縁はオクノマ側にしかないが，建築当時つくったものである。小便所，風呂は入口横にあったのを共に裏に移転して，ナンド，ネキノマから行けるようにした。座敷部分の天井には板が張ってあるが，ニワの上はスノコ編みで，その上に土をのせたヤマト天井にしてある。ヤマトには藁等をあげるのに使用できるし，火災の際，全焼を防止するのに役立つのである。床は妻床，仏壇はナンドの隅においてある。

第4図（旧日近村下高田，D氏宅）をみると，建築年代は不祥があるが，可成り古いようである。土台がない。縁はなかったが，アガリハナの表にのみ縁をあとからつけた。小便所，風呂は昔のまま残してあるが，風呂を裏に新築中である。アガリハナには半分畳が敷いてあ

り，半分はイタバになっており，ニワを改造してアガリハナとの間に一間をつくり，ダイドコロに小縁（イタバ）をつけた。オクニワにクドがあり，オクニワが炊事の場所で，漬物類穀物類がおかれている。土公神はダイドコロで祭り，かっては，田植がすむと，タダ及びモチの苗を土公神のみならず，家中の神全部へ祭っていた。また，できた（収穫した）ときはデキバツォとして祭っていた。

(3) クド

泥土をこねあげたクドが古いようであるし，ダイドコロからすぐたけるようになっているのが古いようである。クドに台をつけて高くし，オクニワの隅か，オクニワの中央よりに移すようになったのはそう古いことではなさそうである。中国山地でも，吉備高原でもイロリの現存地域では，イロリをたきながら，クドもたけるようになっており，足守町の，古い型のクドの位置からいえば，イロリ現存地域と同じ位置にある。イロリが，かって存在した地域をさぐってみると，足守町（特に旧福谷村，旧岩田村）北部に隣接する御津郡御津町（旧宇甘西村）南部の皷田，大野，宿部落には近頃までイロリが存在したといわれる。しかし，足守町北部でさえ，イロリをたいていたのを覚えないし，知らないという人が多いが，旧福谷村間倉では明治初期までイロリがあったともいうから，江戸末期ないし明治のごく初期に取り除かれたのであろう。

(4) 厩

牛馬の飼育場をマヤ，ウシノマヤといっている。母屋のニワを仕切って，マヤとし，母屋の中で牛馬を飼育する形式をウチマヤ（内厩），母屋とは別棟で飼育する形式をソトマヤ（外厩）の二大分類できる。中国山地の西北部の放牧地域には放牧期間中，特にマヤゴエをとるため，原野にかりに厩を設けているところがあり，これを野厩といっている。岡山県における外厩地域は備中西南部に顕著であるに対し，内厩地域は相当広範囲に及んでいる。この内厩地域の内厩は，現在は漸次外厩に移行していったが，かっては，温暖な岡山平野も内厩が一般的であった。つまり，冬季の寒冷な気候から牛馬を保護するために，内厩にしたという理由だけではないようである。もちろん，内厩は外厩より以上に牛馬を保護し，飼育管理の上からは，便利であろうと思う。近頃は特に，衛生上のことから，人と家畜の居住を別にすべく，外厩への移行が目立っているけれども，中国山地のごときは，冬季は比較的気温も下り，飼育の上からの便宜や牧牛卓越地域でもあるから容易に外厩は普及しそうにない。むしろ中国山地では，内厩を主体に外厩をも，もつという形式をもみられるようになった。大まかにいえば，中国山地のウチマヤはマヤグチがニワの方に向いていて，牛の挙動がすぐ分るようになっているのに対し，吉備高原，ないし南部平野地域ではマヤグチがソトニワに向いている。（但し，同じ平野地域でも備中西南部には内厩は存在しないのであるが）。

足守町では，かってはどの民家でも内厩であったと思うが，ウチマヤとニワとの間に，板を張って境界とし，ついで壁にして，牛の首出しはニワの方に向かず，カド（外庭）に向

くようにして，人と家畜とを一応隔離したが，いまは外厩が普及し，もと内厩は物置になり，内厩は少なくなっている。

(5) 柱

中国山地では2本大黒をもつ民家が多く，吉備高原にも2本大黒をもつ民家が多いように思う。外厩地域では概してニワ部分が狭く，1本大黒が多いように思う。吉備高原南縁に位置する足守町の古い民家は2本大黒をもつのが通常のようである。大黒柱は家の中央にあり，小黒柱はマヤ境になっている。またエヌシは座敷部分の中央にある。大黒柱に，或は小黒柱に土公神や大黒様，牛馬の守護神を祭る地域が岡山県でみられるが，足守町では大黒柱に神を祭っているのがあるかもしれないがまだ聞かない。土公神は大抵，オクニワのクドの近くか，ダイドコロに祭ってあるようである。柱の材料は大黒柱に檜を使ってあるのもみられるが，主として栗，或は松であり，その他の柱も栗か松，或は杉である。古い民家では，柱材として栗が多いようである。

柱のうち特殊なものに，ヘートー柱がある位置は入口に向って入口左側（右勝手の場合）の柱である。この柱から右側へ1尺ほど板を張り，これをヨセとかヘートーモタレとかよんでいる。ヘートーやオンボーは敷居をまたぐらせて家の中へ入れなかったので，ヘートー柱やヘートーモタレに，もたれて物を乞うていたのでその名があるというのである。ヘートー柱ヘートーモタレの名称は今や殆んど消えており，古老の一部の人が想い出すにすぎない。新しい建築ではヨセは造らないからである。南部丘陵地域の小田郡，後月郡，浅口郡ではヘートーモタレは今だに生きていて，日常使われている。県最北部の蒜山高原では入口から3尺はいったところにホイトー柱がある。近頃，この柱は邪魔になる柱として取り除いたものが多い。しかし阿哲郡，勝田郡等でもかってはホイトー柱と称する柱があったかも知れないがいまは残っていないように思う。

(6) 風呂，小便所

明治末までは風呂のない家が多く，風呂のある家に入浴させてもらい，シャーバン風呂をしていたものであり，ヨモヤマ話をするのが楽しみであった。小便所は入口横につくられ，下は大きな壺で，風呂の汚水がはいるようになっていて，汚水をためておき，肥料として使ったものである。まだ，こういう形式を残している民家があるが，風呂，小便所の古いあり方であろうと思う。大きい壺の，小便所をもたない家では入口横にインベのスヤキをおいているのもあった。こうした入口に近い形式は非衛生的だというので昭和初期頃から下屋，母屋の裏，別棟へと移行していったのである。

2. 食生活

(1) 旧岩田村山上――第二次大戦後は3回の食事が多くなったが，かっては，オチャ，オヒル（10時頃），チャヅケ（3時頃），ユーハンの4回であった。オチャは起床してすぐの食事で，麦飯（麦7，米3の割合が普通，麦5，米5の割合は贅沢であった）にコーコ，ツケ

ナ，ラッキョー，ウメ等の漬物，味噌等が主なオカズであった。ソバダンゴをクドのおき火の上におき，焼いて食べたし，オヒルは麦飯，チャヅケは昼の残りもの，ユーハンは雑炊，粥が多い。その他，オヒル，ユーハンには茶碗にお湯を入れ，ソバ粉，塩を入れてかきまぜて食べた。これをソバガキという。ソバ粉とサツマイモを入れて鍋で煮たものをナベガキ，アズキに米，或はモチ米を入れたアズキ飯，アカキビをはたいて粉にして，水にさらしてダンゴにしたものをアカキビダンゴという。粟モチもよくした。また粟にアズキ，さつまいもを入れて粟飯などもよくしてたべた。弁当としては，竹の筒へ粥を入れたり，ムスビを竹の皮へ包んで持っていったものである。乾うどんのない時代には，小麦をひいて粉を作り，手うちうどんを作っていたが，うどんは1年に2，3回しか食わなかった。ハガマが多く使われるようになったのは明治末期のことで，それまでは鍋を多く使い，3升鍋が主として使われ，米は売って換金しなくてはならないので大事にされ，雑炊，粥，雑穀が多く使われたのである。

(2) 旧福谷村高尾――かってはオチャ，アサメシ，チャヅケ，ユーメシの4回であったが，いまは3回になった。麦飯，雑炊，粥のほかに，ナラチャメシ（大豆をこうらでいって箕の中で，一升枡の裏でこすって皮をとり，麦飯の中へ入れ塩をきかす。モチ米を入れるとおいしい），ゴジル（大豆を水にかしてすりつぶしたものと，グを味噌汁の中に入れる），ウチゴ（大豆をひきわって，ダンゴにしてオカズの中に入れ，たき込む），アズキ飯，キビ飯，ソバガキ，ソバダンゴ，ソバネリ（グの中へソバ粉を入れる），或はさつまいもをゆでて食べたり，ときどき，手うちうどんを作るなどがおもなもので，雑穀を多く用いたので，カラウスを踏んでは野良へ出たものだという。

(3) 旧日近村中町――昔は米を大事にするため，麦飯，雑炊，粥のほか，ソバヂャノコ（小米をひいた粉をお茶でかき，さつまいもを入れて，ダンゴにしてこうらでやく），ウチヂャ（大豆，麦をいって麦飯に入れ塩をきかす），ソバガキ，粟飯などもよくたべた。

3 まとめ

以上の考察により次のことがいえると思う。

1） 古くは民家の屋根は茅葺であったろうことが予想される。それが次第に茅が少なくなってきたため，茅に麦藁をまぜて葺くようになり，いまもその状態が続いているが，麦藁だけで葺くものの方が多くみられるようになった。計測によると，地上から屋根下端までの高さ6尺2寸が最も低く，おそらく，かってはこのような低いフキオロシの屋根をもち，家の内部は採光がわるくて，薄暗い民家が多かったと思われるが，明治以後，屋根下端を切りとってオダレを工葺きにし，また一方では縁側もなされるようになった。

母屋の中で牛馬を飼育する内厩の形式が普遍的であったと思われるが，いまはこの形式はごく少なくなって，母屋とは別棟に移行したものが多くなってきた。

入口横に小便所，風呂を設けたのが多かったであろう。それが現在は下屋や母屋の裏の

方，或は独立した風呂建築さえおこされているものもある。

また明治初期までは土台を用いない建築様式を採用していたようだし，縁のないのが古い型であろう。

床は妻床が多く，仏壇はナンドに祭ったものが多い。ニワとオクニワとの境界はなく，オクニワは炊事場であり，漬物類，穀物類等の置場所というのが古く，ところで，ニワに境界を入れ，クドもオクニワの一隅に移転改造するようになった。オクニワをヒヤともいっている。

クドは台所からすぐたけるようにしてあり，泥土をこねあげたクドが古く，明治初期，旧福谷村間倉にはイロリがあったともいうから，イロリはかなり早く取り除かれたようであるが，かってはイロリが炊事の重要な役目を果していたかも知れない。

喰違間取が古く，それを整形四間取型に改造し，そして小縁（イタバ）をつけるようになる。いまは整形四間取型がごく普通であるけれども，喰違型の前は三室原型の時代であったことが推定される。

ナンドは寝室を主とし，物置として使われるが産室でもあって，ナンドの畳をあげて席の上にボロをすき，お産の経験者に手伝ってもらうか，1人で生んでいた（山上）。ナンドの下に産水を捨て，お産のアトサンは男の子なら入口の内側，女の子なら外側に埋めた（下高田，山上，上日近など）。またユカンの水もナンドの下へうつしていた（上日近）。これは陽にあてないものであるからという（上日近）。

2本大黒をもち，エヌシ，ヘートー柱などの名称をもつものが古いようで，かっては柱材として，多くは栗材を用いていた。いまは松，杉が多い。土台は栗を主体にしている。

藁類をおく重要な場所は，かってはナガヤと共に天井であった。スノコを編み，その上に泥土をおいたものをヤマトと称していた。ところで昭和初期ごろから板を張るようになった。昔はナガヤをもつものは少なく，あってもキゴヤ程度でタキギを入れたり，物置としていたもので，ごく小規模のものであったともいわれる。しかしどの程度普及していたものかは確証できない。

第二次大戦後，農器具が機械化され，その普及とともにカラウスは唐箕，トウス，マンゴク，センバコギなどと共に姿を消していくようになった（手マンガで田草をとっていた頃は田草唄，トウス時代は籾摺唄を唄いながらやっていたが，機械の導入とともにこうした唄も，うたわれなくなった）。

建築前の地搗きの順序は，酒を一杯のんで地搗唄を唄いながら，夜も徹して搗いたもので，先ず最初に大黒柱の下をつき，ついで小黒柱の下，そしてエヌシ，床柱をへて，右廻り，或は左廻りで外廻りするのが通常であったようである。（上日近，山内）建築棟上げのとき，講仲間は全戸に手伝ってもらう。多くの人夫はいらない場合でも，手伝いとして来てもらっていないと棟上げ祝宴のとき座席についてもらえないからだという。

食生活については，かっては，それも多くは第二次大戦の終りまでは，米を換金として重要であるから，米は特に大事にされた。そこで雑穀主体の食生活となり，また麦も多く用い，オカズとしては漬物類が重要であった。ところで，第二次大戦後はいろいろな雑穀料理は忘れられようとしており，米を主体にした食事となり，オカズも贅沢になってきて，大きく転換し，かっての4度食から3度食へと回数も変ってきた。

2） 講を中心とする宗教行事としては，先祖神として各「株」ごとに祭りを行う鎮守講・荒神講・麻利支天講（祭らない講組，或は株もある）・大師講・地蔵講・地神講・観音講・頼母子講・愛宕講・念仏講・山の神講（山林業に関係あるものだけ）・お日待講など多くの講があり，甘酒を当屋でつくり，祭日は甘酒を飲んでいたものが多いが，それに加えて御馳走，お酒などが出るようになり，なかには結婚披露宴より盛大なものもあった。これら諸々の講と共に，春夏秋冬の，おのおのの年中行事も極く簡単になったり，すたれたものもある。第二次大戦の終戦を契機としてその変化は特に著しいものがある。

第2節　家　　族

浅　野　敬　治

この地域の家族は如何なる形態を示しているか。また戦後の種々の改革，生活様式や生産手段の大きな変化は同族組織を崩壊，または変化させ，この古い姿を変え，或はその機能を奪ってしまったと云われる。果してこの地域もそうであろうか。また存在しているとしたら如何なる形で如何なる機能を果しているかに主点を置き，これを知るために調査対称部落を一つに絞って調べることとした。

1. 足守町の家族構成

現在足守町はそのすべての点に於て，大きな転換期を迎え，人々はその進む方向に悩んでいる。特に手労働的集約的な家族的小経営が行なわれて来たこの地区では，科学的合理的な農業技術よりもむしろ非合理的な面をも多分に含む篤農的技能が重んぜられ，経験を積んだ老人に権威が与えられやすい。言わば農業生産そのものに於て伝統的権威が尊重されるわけである。しかもこの伝統的権威としての老人の権威は村の社会生活の慣習や行動様式にも同じく認められるのである。此様に日常生活の全ての点に於て，伝統的なものが生きているこの地域に於て家族形態は如何なる方向に進んでいるのであろうか。

此れを論ずる前に通例に従って家族を3つのタイプに分けてみれば，第1に，夫婦と独立前の子女を持って形成した夫婦家族，第2に縦の系列に沿った2つ以上の配偶関係を含む直系親

よりなる直系家族，第3に傍系子女の配偶関係を含む同族家族の3種類となる。

この分類形式に基き，上足守・大井・高田の3部落を綜合し，各々家族類型が占める割合を示したのが第1表である。

第1表　足守町の家族の類型

(I) 夫婦家族	92戸		52 %
(II) 直系家族			
(イ) 二代	8		4.5
(ロ) 三代	54		31
(ハ) 四代	4		2.2
(III) 同族家族	1		0.2
(VI) その他			
(イ) 一人者	注1.(入) 8	注2(特) 9	5.6
	注3(存)[3] 2	注4(借) 1	
(ロ) 欠損家族	(入) 5	(特) 6	4.5
	(存) 3	(借) 2	
計	177戸		100 %

注(1) 移入　(2) 特家　(調査表より作製)

(3) 在来者　(4) 借家

この表からも明らかな様に，近代社会の家族形態とも云われる夫婦家族が全体の52%を占め圧倒的に多く，残りの大部分をわが国の家父長的性格を特徴づけている直系家族が占めている。同族家族的なものは全体を通じ1戸で，もはやこの形態はこの地域に於ても崩壊し，姿を消してしまったとみてよいであろう。

第1表の資料を基にして平均家族員を出してみると第2表のようになる。これと前年度調査した川上郡備中町を比較の例に取ってみると第3表の通りである。この表を比較してみても足守町の方が平均家族人員に於てはるかに少いことがよく分る。

特に足守の中心地をなす上足守が最も少く上足守に次いで大井・高田と僅かであるが殖えて

第2表　1戸当り平均家族員数

	上足守	大井	高田	計
戸数	88戸	63戸	26戸	177戸
家族員	410	289	152	851
1戸当り平均家族員	4.4	4.6	5.9	4.8

(調査表より作製)

第3表　平均家族人数

	備中町	旧湯野村	大蔵	計
戸数	1,621	632	50	
家族員	9221	3,529	246	
	5.6	5.5	4.9	

（高原の村 P229 第11表を引用）

いる。しかしその数は大家族と云える数ではない。特に上足守の平均家族人数4.4と云うのは都市の家族人数に近いと云えるのではなかろうか。

これらの数をもとにしてみるとこの地区の家族形態としては夫婦家族と直系家族の両方が存在し，夫婦家族が約6割，直系家族が4割で夫婦家族一般的で夫婦家族形成の傾向にもはや向っているのかとも考えられる。

この事は第1表をさらに分析し，部落ごとに表わした第4表について云える事でもある。部落ごとに多少の差はみられるが，内容的にみて前述したところと少しも変る事はなく，各々の部落とも夫婦家族が一般的で夫婦家族形成の傾向に向っている。

第4表　上足守，大井，高田の家族の類型

	上足守			大井			高田	
	戸	戸	%	戸	戸	%	戸	%
(I) 夫婦家族	45		51	32		51	15	58
(II) 直系家族								
2代	5		6	3		4	0	
3代	26		30	18		29	10	38
4代	1		0.5	2		2	1	3.8
(III) 同族家族	0		0	0			1	0.2
(VI) その他								
(イ)1人者	(入) 3	(特) 5	6	(入) 5	(特) 4	8	0	0
	(存) 2	(備) 0		(存) 0	(備) 1			
(ロ)欠損家族	(入) 2	(特) 3	6	(入) 3	(特) 3	4	0	0
	(存) 3	(備) 2		(存) 0	(備) 0			
	88戸		100	63戸		100	26	100

（調査表より作製）

では何故足守では家族構成に於て，云わゆる小家族としての夫婦家族の形態をとるものが多いのであろうか。

その為にまず世帯人数の変化を明治5年と現在を比較してみると第5表の通りである。この表によると明治5年に於ては世帯人数は4人～7人にかけてが集中的で6人世帯が最も数が高い。これに対して昭和35年に於ては3人～5人集り，大家族的要素を含む9人以上の世帯は全然みられない。

さらに世帯主に対する族的関係について第5表と同様明治5年，昭和35年についてみると第6表のようになる。

この表によると明治5年に於ては直系卑族，同配偶者並び直系尊族の数がかなり大きなパーセントを占めていることが分るがこのことは言換えれば家父長的性格を持つ直系家族が多いとも云えるのではなかろうか。だが昭和35年になるとそれらの数が減じ，代りに，世帯主，同配偶者，直系卑族と云った夫婦家族形態的なものが前面に強く押し出されて来ている事が分るが中間的数量がないため過程がはっきりしないが現在現われている結果からみて前述の事は云えると思う。

以上みて来たことは家族内の1部分に現われた大きな変化であるが，これは生産様式の変化と密接に関連しているのである。

足守地区の生活の基盤は農業であるが，専業農家はその4割にすぎない。兼業農家はほとんどがその中にサラリーマンを持ち，彼等は同地域内の役場に学校に工場に通勤し，さらには中心的な都市に働き場を持っているのである。兼業農家に於けるサラリーマンの年令層は若く，世帯主が勤めに出ているものが約5割，未婚の男女が約5割といった割合である（以上の数値は35年度農業センサスによる）。農業の兼業化とそれにともなう此等の数値の意味するところはこの地域が都市化されて来たと云う事を裏付けるものではなかろうか。これは交通，通信の発達がこの地区の人々を開放的にし，外部社会との接触をも容

第5表　世帯人数

	明治5年	昭和35年
	世帯数100に対する割合	世帯数100に対する割合
1人	1	4
2	2	5
3	11	19
4	18	25
5	23	29
6	24	10
7	13	6
8	3	2
9	3	0
10	0	0
11	1	0
	100	100

備考　壬甲　戸籍

第6表　世帯数に対する族的関係

	明治5年	昭和35年
世帯主	100	100
同配偶者	81	95
直系卑族	264	222
同配偶者	36	16
直系尊族	58	25
同居人	20	3

備考　第5表に同じ

易にし，他方この地域の社会が資本主義経済の潮流の中に巻き込まれたと云う事でもある。

都市の自由奔放な空気が都会に職場を持つ若い年令層によって，或は他の要素により南から流入し，家族の複雑な人間関係から解放されたいとの人間の自覚が漸次生じて来るにつれて，しだいに小家族への芽生を生じたと思われる。

その他にも理由があるかもしれないが小家族化は全国的傾向で，特にこの地域のみに取りたてて云う事はないであろう。

2. 同族組織

(1) 深茂を尋ねて

足守町の真中を突走り，この地域のすみずみを結ぶ支道の根幹となっている広い本道を外れて，川沿いに歩き，立ち並ぶ民家の軒下に出来た細い路地を，右に左に曲りながら進んで行くと続いていた民家も跡絶え，緑なす稲穂の間を縫って山に向って伸びる1本の道に出る。

この道は深茂に通ずる唯一筋の道である。人間だけが通る道ではない。新しい時代の新しい物質も，又，変る時代に無用のものとしてはじき出された古き物もこの道を通るのだ。

稲波の中を歩いていくと，この地帯一帯を潤していると思われる大きな溜池が上・下に2つあり，何時もその中に青々と水を湛え，水面には藻を浮べている。この辺りから道は地道となり，民家が再び現われてくる。登るにつれて道は山裾から，山腹へと掛り，前よりも道は一層細く急になり，石ころの多い悪い道となる。2・3軒ずつ位い塊まってある民家に寄り道しながら此の道は上に上にと山腹を迂回しながら伸びている。道端の田は登るに従い小さくなり，畦の数も増して来る。道もやがてはこの部落の最も深部であり，一番高い所にある民家に達し山中に消えている。細くて急なこの道では物を運ぶには人の力に頼るか猫車にたよるしかない。荷車もこの道では通れまい。従ってこの部落の人が町に出るには，自転車か，徒歩のみである。此の様に四方緑なす山で取り囲まれたこの部落は3つの谷，即ち猿谷向谷・池尻からなっており，部落に一歩足を踏み入れると，山に守られて，此の部落だけが一つぽつんと遠くに置き忘れられた様な感じを受ける。だがその様な感じの中にありながら人々の動かす手足に，又語る言葉の端しばしからは変りゆく社会生活から取り残されまいとする激しい闘争心が窺われる。しかし，未だ依然として保守的勢力が強く，はっきりした新分野の糸口も摑めず，進退ここに極まったと云う状態である。

次に生産活動について一寸ふれてみると，部落の経済的基盤は米作物と，果樹，山林物のみである。裏作は大部分の田が谷間にあるためにほとんどなされておらず，部落の出口辺りから下の平地に田を持つ農家でなされているのみである。3・4年前にタバコ・イ草・果樹の栽培が一時的に姿を現わしたが，今ではそれもほとんど姿を消し，果樹のみが横ばいの形で残っている。

以上の如く全ての点に於て伸び悩むこの地域だけに，注意しなければならないのは現状の確保である。生活の中に後退のきざしを生むと云う事は最もおそろしい事である。他からの

侵入者によって自己各々が持つ収入源を少しでも荒されると云う事はこの地区に於てはさけなければならない出来事である。唯一の収入源である土地を少しでも剝がされる事は忽ち明日への生活に響いて来る。従って此れを守るためには各自が強く団結し，相互に助け合い，土地が外部の第三者の手に渡り外に流れ出る事を防ぐと同時に，他からの侵入をも塞止めなければならず，勢い排他的な傾向を持つ様にならざるを得ない。その為か部落は昔のままの姿で存続している。現に昭和２５年～３５年の最近１０年間をみても（昭和２５年・３５年国勢調査照合票による）他所から侵入した者もなければ地域内部の人で家財道具全てを売り払て他所に転出して行ったものもない。唯皆老朽化した穴の中にじっとしているだけである。同族団調査部落に深茂を設定した理由はこの深茂の封鎖的な性格にあるように思う。

(2) 同族組織

深茂の戸数は全部で３７戸，その姓別分類は次の第７表のとおりである。

さらにこれを各々の属する組別に分けてみると次の第８表の如くである。（注　当初に於て述べるべき事であるがここに於ける長門姓・福武姓は中世より名門家の長門・福武とは全く無縁である事を附記しておく。）

組別にはだいたいに於て均等で有り，現在部落内に於ける勢力は一方に片寄る事はなく均等といえよう。しかし過去にさかのぼれば柏野姓が他より秀でていたのではないかと思われるが，他家の日常生活を左右するほど強く影響を及ぼす程のものではない。唯古さがなす業である。

この村落に於ける住居の分布は，第５図に示す如く，一番奥，つまり上より，柏野姓，長門姓，福武姓と並び，その間に地域的或は距離的遠近の関係なしに，福田姓大木姓，工藤姓の各家が並んでいる家の構えは１番奥の柏野姓が大きく高く石垣を積み南を受けて，左右に倉と納屋を設け何か下を見おろしているような感を受ける。下に下る程小さな家ではないがだいたいに於て均等化する。図からも分る様に柏野姓，長門姓，福武姓の境界線は割にはっきりしており「もとや」と呼ば

第７表　姓別分類

姓	戸数
柏野姓	１０戸
長門姓	１０〃
福武姓	８〃
大木姓	３〃
福田姓	３〃
工藤姓	３〃
計	３７戸

（昭和３５年度国勢調査照合票より）

第８表　姓別からみた組別

組	戸数	姓別内訳
柏野の組	１４戸	柏野　１０戸 工藤　３〃 大木　１〃
長門の組	１５戸	長門　１０〃 福田　３〃 大木　２〃
福武	８戸	福武　８〃
計	３７戸	

（聞込みにより作成）

第5図　深茂部落族姓別構成地図

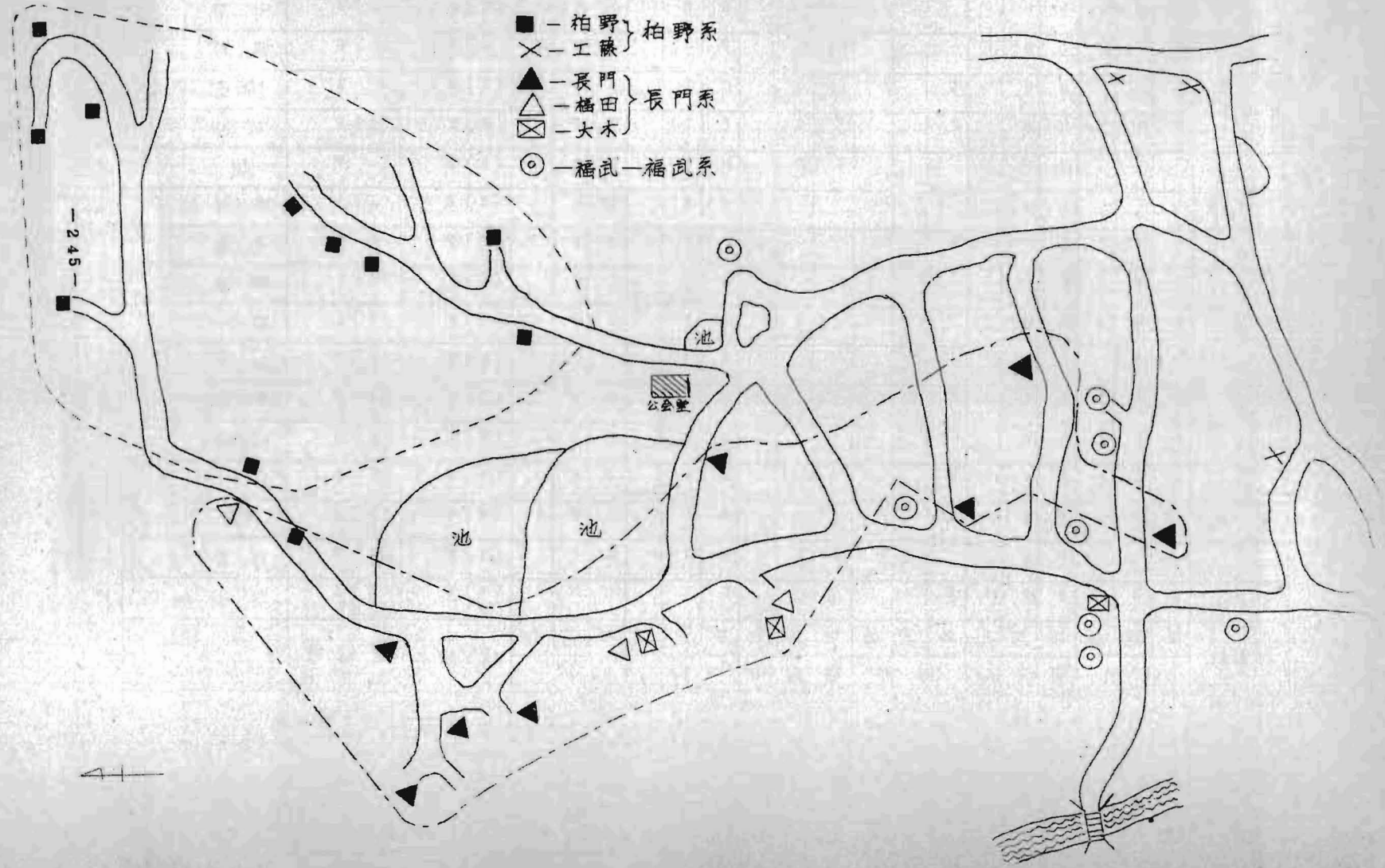

第9表　姓別土地所有

氏名	家族員	労働人口	田			畑			小作地			果樹			所有地			山林			林産物
			町	反	セ	町	反	セ	町	反	セ	町	反	セ	町	反	セ	町	反	セ	
柏野李治	(女)人 7(3)	(女) 2(1)	1	2	3		2	3						3	1	4	6	1	2	0	まき
貞良	5(1)	2(1)		4	5		1	0		1	1					6	6				
玉右ヱ門	8(4)	4(2)	1	0	2		1	8						2	1	2	0	8	0	0	まき
三郎	5(3)	2(1)		9	2		3	2						3	1	4	5	4	8	0	〃
静之助	6(3)	3(2)		8	5		1	0								9	5	3	5	0	〃
亀之助	8(4)	4(2)		9	6		2	8					1	2	1	3	4	1	5	0	〃
陸夫	5(2)	2(1)		5	0		1	5								6	5		4	0	〃
一雄	7(4)	4(2)		9	5		1	2							1	0	7	1	5	0	〃
末雄	4(2)	3(2)		8	0		1	0								9	5	2	6	0	〃
梅子	3	2(1)		6	8		1	4						6		8	2	3	5	0	〃
大木波留	4(2)	2(1)		6	0		1	0								7	0				
清	4	2(1)		6	8		1	4		2	2					8	2				
利三九	6(3)	4(2)		8	3		1	3		3	2			2		9	6	1	8	5	
長門李次郎	7	4(2)		4	3		1	0						5		5	8		7	0	ソダまき
虎吉	5	4(2)	1	3	5			2		1	8				1	3	7	4	0	0	〃
護一	4(2)	3(2)		6	0		2	8								8	8	2	5	0	〃
米治	5(2)	4(2)		7	6			7					1	3		9	6	2	6	0	〃

迺	5(4)	3(2)	1	0	0		7	0		3	5		1	0	1	8	0		7	0	〃
秋雄	9(6)	5(3)	1	1	0		7	0							1	8	0		5	0	
繁	5(3)	2(1)		6	0		1	6					1	0		8	0	2	7	0	主き
美代野	5(4)	3(2)		5	3		1	0						5		6	8	1	5	0	〃
慎市	7(4)	4(2)		6	1			2					1	5		7	8	4	0	0	〃
沢	3(2)	1(1)						5													
福田豊太郎	7(4)	5(2)		4	4		7	2		3	1				1	1	6		1	3	
親夫	5(3)	2(1)		6	8		1	4		3	0			1		8	3				
猪之助	6(2)	4(2)		7	4		2	1		3	4			4		9	5	1	4	3	
福武閑七	6(2)	4(2)	1	0	6			6		2	0		1	0	1	3	2		1	0	主き
和市	6(3)	6(3)	1	2	5			9						5				1	8	0	
力松	6(4)	2(1)		6	6		6	0		2	1					8	7				
国平	6(4)	5(3)		9	0		2	5			9				1	1	5		8	0	
義寛	6(3)	4(2)		7	5		1	5						4		9	4				
正	4(2)	2(1)		3	1			8								3	9				

（個票より作成）

れる家が各姓とも一番上に有る事は分るがこの部落の生成，変遷の歴史については史料がなく詳らかにする事は出来ない。従って，以下論ずることは現在のあるがままの姿なり，資料を基にして論ずることにする。

第9表は深茂に於ける姓別土地所有を表わしたものであるがこれによると柏野姓が持つ土地は，田7町2反6畝(内小作地1反1畝)，畑1町6反2畝，山林27町，長門姓が持つ土地は，田5町9反8畝(内小作地5反3畝，畑2町1反，山林18町2反，福武姓が持つ土地は，田4町9反3畝(内小作地5反)，畑1町2反3畝，山林2町7反である。かくて柏野姓は土地所有に於て他家を大きく引き離し，小作地をみても，柏野姓1戸で1反1畝，長門姓2戸で5反3畝，福武姓2戸で5反と小作人的性格に於ても差を生じ，柏野には小作人がすくなかったようである。

各家の家族人員，労働従事者を表わしたものが第10，第11表である。

この数の相違は，経済的安定度や定着の歴史を示唆しているように思われる。平均家族人員は古くから住みついたと云われる柏野姓が多く5.9，次いで長門姓の5，最も遅れて移植した福武姓4.9となっているが労働人口の方は逆に柏野2.8と最も少く長門家3.3，福武3.2となっている。

第10表　各家家族人数

姓	人数	男	女	1戸当り平均
柏野	59人	33人	26人	5.9人
長門	50〃	28〃	32〃	5〃
福武	34〃	12〃	22〃	4.9〃

(個票より作成)

第11表　各家労働人数

姓	人数	男	女	1戸当り平均
柏野	28人	11人	17人	2.8人
長門	33〃	12〃	21〃	3.3〃
福武	23〃	11〃	12〃	3.2〃

(個票より作成)

このような数値と古老の言い伝えから考えて柏野姓がいち早くこの地に住みつき，土地を切り開き，これに前後して長門姓が移住して来たと思われるが柏野姓，長門姓の関係については不明瞭である。恐らく柏野姓が此に移住した当時労働力の不足分を補うかたちで長門姓が入ってき，柏野姓と労働を共にするかたわら，自己の土地も切り開き，生活の基礎を獲得し，仕事をなし終った時には両家とも別個の形で歩んでおり，両家の間には小作的な従属関係は何一つなかった様であるが土地所有に於て以前から柏野姓が多かった様である。

次に問題になるのは以上述べた柏野，長門の大きなまとまりに結びつく，他の小グループ

つまり，大木姓，工藤姓，福田姓である。

此等各姓とも現在なお小作地に依存しているがこの小作地は柏野姓のものでもなければ長門姓のものでもなく，町の地主の土地を小作しているのである。従って，長門の組に属する福田・大木，柏野の組に属する工藤に於て経済的援助で結すばれる関係でないために絶対的と云う関係なく，盲目的服従と云うような関係は少しも見られない。この関係は時代を逆にさか登っても変りないと思われる。従って長門・福田・大木の結びつきは地縁関係によって結ばれた集団とみてよいであろう。農村の生活様式をみてもわかるように農村の日常生活に於て他家との結びつきをたち切って行動を為す事が如何に困難なものであるか。又，農村の長いものに巻かれと云う考え方など総合してみて両者が一つの集団として行事をするようになったのであろう。だけどこの論が通じないのが柏野と工藤家との関係である。位置的にみて工藤は長門姓或は福武姓に近い位置にありながらも柏野姓に結びついている。だけど残念ながら結び付きの根拠となるものが何もなく，両家の結びつきを裏附けるエピソード的なものもなく理由をはっきり定義づける事ができない。両家ともただ以前からの交際ですと云うだけで要領を得ないがここらあたりに農村に根強く残る家格の問題がからみつき，少しでもよき家柄，伝統を持つ家との結びつきを乞う気持の現われではないかと思われる。

大木一戸のみが本家筋から離れて，柏野組に属しているが，血縁関係にあるからといって所詮，感情の動物である人間と人間との関係，機械のように形に嵌まってしまうわけには行かない。先祖を同じくする大木株も時が経つにつれて，内部に感情的な溝が生じ日常生活に気まずさを生じ，反動として長門・大木の組より分離して柏野の組に走ったとみる事が出来るのではなかろうか。経済的援助がない故に結びつきの弱さがここらに出て来る。だけど柏野に於てもそれら小グループとの関係に於て長門の場合と変りなく農村特有の大にすがる小の関係であろう。

最後に残る福武姓であるが，福武はこの部落に定着した歴史は浅く，早くとも幕末から明治の初めであろう，それも1度分散したものが集まって，現在のようになったとみた方が妥当かも知れない。福武姓はこの地域では孤立している感が強く，他家との浅い表面的な交わりはあれど，深い交わりはない。そこには人間感情の複雑な問題が壁となっているようである。

以上が各姓についてのだいたいのあらましである。この様な組織にあって家の比較的古い柏野・長門家の同族組織は如何なるものであろうか。

第7表に示した如く深茂戸数37戸のうち柏野姓を名のるものは10戸，長門姓を名のるものは10戸である。現柏野杢治家は過去に於て柏野姓の中にあって柏野の株内を構成し，現長門良一家は柏野姓と同様長門姓の中心となって長門の株内を構成し，入植まもない頃は両家以外はなかったのであろうから，部落の秩序は，現柏野杢治家と現長門良一家の2つを頂点として構成されていたと思われる。だが現在は昔の面影はなく両家とも「もとや」の名

のみを残して没落し，今では土地も，山もなくし家に年寄りを残して他所に家を構え，生活基礎を外に置て，総本家の機能を失っている。９０才に近い老人の記憶に総本家としての機能がないのは経済的基盤を相当早く失っていたためと思われる。そして総本家の没落は株内を分解し，柏野の場合柏野株自体が分家，孫分家及び親族関係を基軸にして小グループに分れ（現在では４つのグループに分れている。）大きな株内としてのまとまりは次第にうすれ，株内の小グループに分裂されかけている。しかし，ここでは分家の中より没落本家に変って株内を統一し，采配を振る家も出ていない。従って，現在本家を中心にしてなされる行事的なものは何一つ残っておらず，現在における同族結合は一層分解し，弱体化しているのであるがこの点を若干具体的に例示してみると，

第１に，柏野の株内の場合，同族神として摩利支天様が有るといわれるが現在では参る人もなく，古老の記憶にもそこに一族が集まった覚えはないと云い，摩利支天が本当に同族神かどうかは明らかでない。

第２に，労働関係においても，本家を中心にて末端に及ぶのでなく，自己の家の仕事が早く終ったらまだ終ってない家に手伝に行くと云った義理的なもので，遅れた家に周囲から流れこんで来ると云ったものである。従って「忙しい時の手伝い」を通じての本家・分家の結びつきは比較的小さい。労働を通じての結合のみが存続して，この中に生れる秩序的なものは完全にないと云って間違いなかろう。

第３に，冠婚葬祭については両家とも全てが寄るが，本家がすべてを主宰するという事はなく，婚姻および縁組の決定の場合に，「本家の意向は決定的」なものと云う事はなく，決定権はあくまでも各自が持っており本家には感情の問題として相談すると云った具合である。正月礼，盆礼にしても重要な儀礼としては考えられてない。

第４に，柏野家の場合，月１回，１同が集まる講的なものが有り，その時の費用は持寄りでなく，会合のある各家が費用は持つ事になっており，集る家も順番である。集ると云って重要な相談をするのでなく，娯楽的なものである。この場合の座席の順序であるが当初から決定ずけられていて，年令的或は地位の上下は問題にしないと云ったものでなく，古老，著名人を上座に座らせると云った常識的なもので身分関係は全くない。長門家の場合も同様である。

その他の協力，扶助として農具の貸借，これも借りる所が決っていて顔をたてるためにもそこで必ず借らなければいけないと云う事はなく任意である。困った時の相談，互に助け合うことなど紐帯としての結合が存在することはある程度認めなければならない。

では，何故この地域が同族的機能を潜在化或は喪失したのであろうか。それは第９表にも示した如く，１株内の各々が土地所有に於ても，又経済的にも均等化して安定して来たという事であろう。土地所有に多少の差はみられるが土地が少なければ家族人数が少ないか，他所の工場に働きに出る者を家族内に含んでいる。経済的安定つまり生活の安定は大なる者に

すがることも統一されることも必要とせず，逆に強い束縛は重荷になってくる。そうなると人々は自から分離し，個々のものとして生活をなさんとする。家と家との結びつきは潜在化し，近隣集団的なものが強くなり血縁的なものはそれに比例して弱まる。経済的なつながりがなければなおさらである。それを一層強めたのは農地改革であり，現在の新しい時代の波でもあろう。このような状態のもとでは交際に於ても結びつきにしても，統制と束縛の下での交際とは全く別個なものになる。大なるものがあってはじめて自己の生活が保障されるのと，現在の如く各々がその生活指導権を持つのでは別個となるのはいうまでもない。従って交際に於ても血の続いている者同志の関係と別に変ったものではない。ここでも，本家，分家の交誼協力と云うよりも，それを含めた親族のそれが前面に押し出されているのである。換言すれば同族的な交誼および協力の関係が弛緩または潜在化して，その代りに親族的な交誼協力の関係が顕在化し，濃化しつつあると云えると思う。

第3節　通　婚　圏

難　波　征　進

足守町の通婚圏

「農村は封建的である」とか「農村は封鎖的である」という言葉を我々はよく耳にする。事実民主主義と云われる今日の世の中で相変らず，江戸，明治期に固定化された種々の慣行が――もちろん良いものも多くあるが――当然としておこなわれ，種々の規制を個人に対して与えていること。婚姻における親と子供の意見の食い違い，嫁と姑とのトラブル，村落内部での村八分など。これらの多くの問題が現在の農村に存在していると云うことである。このような現在日本の農村に与えられている既成の概念が一体，その事実の中にどのような必然性と方向性をもつものなのかを農村（ここでは足守町という近郊農村と云えるかもしれない）という存在を通じて明らかにしてゆこうとするのが我々の研究の目標である。一方に於いて「農村は変る」と云われ，他方において「とりのこされた農村」と云われる矛盾は一体何なのか。我々はこの中にあってとくに農村の封鎖性と云う問題をとりあげ，開放程度を明らかにしてみたい。その指標として通婚という事実によってその封鎖性と開放性を明らかにしてみたいと考えるのである。

婚姻が本人同志の個人にとどまらず，村落共同体内部の深部に根ざす人口移動であること，即ち通婚という事実のみならず，背後にある農村社会の構造にまで逆登ることが必要であるということにほかならないのである。山本登氏の指摘しているように「通婚圏の把握は村落の封鎖性並開放性の程度を理解しようとする場合の客観的な一指標たり得る」というのである。

I 家族構成

足守町の家族構成はどのようにみられるだろうか。確かにこの地域人口は動態的（社会的）にみるといわゆるプッシュ（push）の力が年とともに大きくなっていると云えよう。具体的に南部の上土田の農業地域それも耕地面積の高いところは別として，上足守，大井の人口密度の高い地域，及び日近を中心とした果樹栽培地域になると，いわゆる5反百姓の範疇へ入る農家が多く，必然的に人口の都市流出という現象が表われてくる。家族構成からも長子相続という旧来からの伝統がそのまま受け継がれ，その家と農業を受けついでゆくとみられる形態が顕著にみられるのであり，そこから次・三男の都市への押し出しということがみられる。もっとも新しい国勢調査によると足守町全体の一戸当りの家族員数をみると次のようになる。

第12表　足守町の人口と一戸当りの家族員数

	世帯数	人口		計	一戸当りの家族員数
		男	女		
足守	603	1,281	1,370	2,651	4.4人
大井	515	1,119	1,174	2,293	4.5
日近	341	838	887	1,725	5.1
岩田	280	694	674	1,368	4.9
福谷	512	1,326	1,426	2,752	5.4
計	2,301	5,258	5,531	10,789	4.7

国勢調査　（昭和35年10月実施）役場統計課より

明治5年の戸籍により家族構成をみると次のようになる。抽出は上足守の深茂。

第13表　家族員数からみた戸数

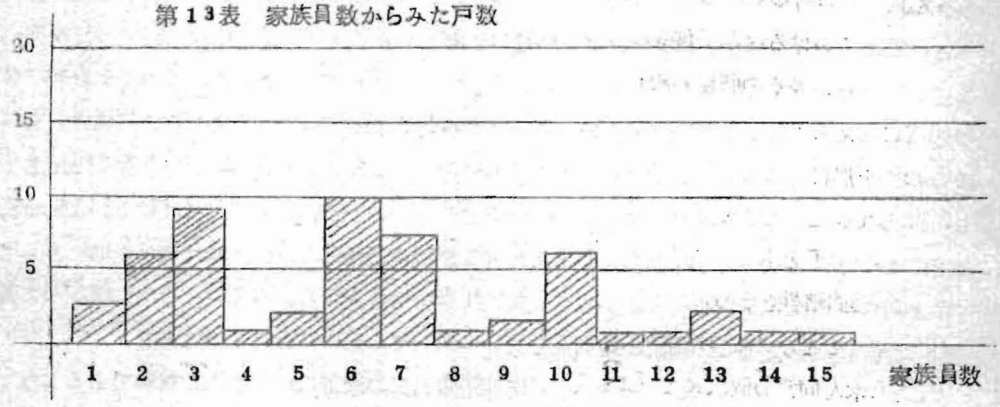

明治5年　役場壬甲戸籍による

第12表によると家族数は北部になるほど一般に大きくなっていると云えるだろう。何故にこのような現象を起しているのであろうか。一般に農業はその職業的性質上，人口抱容力が大き

いと云われている。即ち，高度の文化生活は出来ないにしても，俗にいう「食いはぐれ」がなく，どうにか生きてゆかれるのである。ともかく，生物的なその他の要因があるにしても，少なくとも農業という土地を生産手段として家族員の労働による生産活動と同じ家族員の消費集団という基本的な関係に基ずくことは否定出来ないところであろう。明治5年の壬甲戸籍によってみた第13表によると家族構成は一戸に1人～4，5人～8，9人～15の3つに分かれるようだ　家族構成がそれだけ複雑で同居人などが一家に2，3人居ると云う場合も少なくない。純粋に農業に従事した平民農と云われる家族構成と士族，商人はその家族構成が異ることが予想される。一方新戸籍によると，4人～9人の間に圧倒的な戸数があるという。所謂正常曲線を現出している。祖父，祖母，両親，子供（2～5人）と云われる形の家族が現実には顕著にみられることによるのであろう。もちろん家族構成は常に変化するものであるし常に一定の周期をもつことが予想される。すなわち，祖父，祖母の　存在とその両者の死亡により夫婦家族の出現，次に子供の結婚及び出産によって新しい直系家族が形造られるという関係がたえずくり返されてゆくというものである。一方，人口の都市流出という点からもしだいに，零細農家の次，三男の農村からの流出とこの家族構成に大なる影響を与えることを否定するものではない。

第14表　経営耕地面積広狭別農家数及び比率（全足守町）

	～5反まで	5～1町	1町以上	計	一戸当り平均	全県一戸当りの平均
農家数	754	783	241	1,778	5.7	6.3
比率	42%	44%	14%	100%		

農業センサス32年　役場

第14表でもわかるように耕地面積が少なく所謂「5反百姓」が多いことがわかるであろう。

Ⅱ　足守町の婚姻圏

通婚を問題にする場合，婚入と婚出の2つの形態があるが，これは村落を単位に村落へ外部から入るもの，婚入，逆に村落内部から外部に流出するもの婚出との2つに限定して（もちろん村落内部のみで，行政上，人口の増減には関係のないものがあることはもちろんであるが）分析する方が便利かと思われる。婚姻圏の拡大はすでに我々の予想するところであるが，一体どのようなタイプをもち，どのような方向にあるのかを考えてみたい。まず最初に内婚（人口移動に関係のないもの）についてみると足守町の現在（昭和36年1月1日より半年間のものを分析してみると）の内婚率は11.1%（162件中18件）を示す。一方明治，大正期，すなわちこれらの両親に於ける内婚率をみると19.6%を示している。このことから1世代前に比して内婚率の減少，いいかえれば通婚圏の拡大をみるのである。

Ⅰ）　入婚と出婚

a）　入　婚

足守町へ婚姻によってどこから入ってきているかである。

第15表　婚姻による転入者数

転入者出身地	婚姻実数	転入者出身地	婚姻実数
岡山市	7	倉敷市	2
御津郡	7	赤磐郡	2
賀陽町	6	総社市	2
都窪郡	5	児島興除村	2
高松町	4	その他	22
児島市	3	計	62

婚姻届受付（役場資料より）

最も多くの転入者の出身地は岡山市である。

少なくとも婚姻関係が成立する為には地域的にはいろいろな重要な要因がなければならないと考えられるが，いったいその要因は何であろうか。まず岡山市について考えてみると，もちろん地方の商業，文化の中心地であるからして，種々の交渉は必然的に多くなることはわかる。又この足守町と地理的にもひじょうに密接であること，自動車で1時間余りという交渉し易さ，それに鉄道も敷設されているという交通機関の発達は重要な要因であろうと思われる。逆に婚姻による転出の場合も同じことが考えられると思うが，この点交通機関の発達による交渉の増大と婚姻成立の裏付けは何でなされるだろうか。我々は明治大正期に於ける転入者はどこからかをもう一度考察してみなければならないであろう。

第16表　明治・大正の転入者の出身地

地域名	婚姻実数	地域名	婚姻実数
吉備郡	7	久米郡	1
御津郡	6	広島県	2
都窪郡	5	町内婚	6
賀陽町	1		

（昭和36年1月1日より6月30日までの第15表抽出の戸籍から父親及び母親の出身地を表わす）

この第16表で解かるようにこの頃の通婚圏がひじょうに狭少でかつ限定されていたことをよく物語っていると思われる。即ち前にみた最近のものと比較して第1に目につくのは岡山市との交渉がないと云うことであろう。即ち交通機関の未発達による経済文化面での接触が少ない為それらが必然的に婚姻関係の生れない要因となっていることがわかる。当時のこの足守町の経済文化の面からも，そうであるように接触度はいたって乏しく，足守町から距離が遠くなればそれだけ婚姻関係が少なくなるという一般的な傾向をみせていたのである。

b）出　婚

次に足守町からどのようなところへ婚姻で出て行ったかをみることにしょう。

第17表からして岡山市がもっとも多い，次いで総社市であるが，やはり入婚と同じような原因が考えられるであろう。いかに接触度が大きいかを物語っていると思われる。出婚

3の賀陽町が入婚では6と倍の数字を出している。同じく転入2の総社市は転出7と大きく転出の方が増加している点から考え，婚姻による人口流動は上流から下流への方向が一般的であるように考えられるし，地方の文化，経済，政治の中心地，ここでは岡山市にあって人口28万人を数える婚姻の吸引力及び押出しの力はかなり大きなこともも，この第15表，第17表からもわかるところである。

第17表　婚姻による転出先（数字は人数）

転出先	婚姻実数	転出先	婚姻実数
岡山市	8	倉敷市	4
総社市	7	賀陽町	3
御津郡	7	玉島市	3
高松町	5	新浜市(愛媛)	3
都窪郡	5	その他	33
大阪市	4	合計	82

昭和36年1月1日より半年間の転出
（役場受付けより）

Ⅱ　足守町の通婚圏

足守町と現在云われている地域に合併前の大井・上足守・上土田，日近……の各々の町村があるが，それらの町村内部にも更に細かな行政上の区劃が存在している。たとえば上足守には「岡，余丁，山下，川崎町……）などがあるが，比較的足守町を代表していると思われる深茂部落について，通婚圏全般について歴史的に観察してみよう。

第18表　出婚，入婚の地域別百分率

＼	出婚		入婚	
時代別	明治5年	現在	明治5年	現在
自村内	40%	3%	26%	5%
自郡内	337%	23%	50%	15%
他郡内	23%	74%	24%	65%

役場　壬甲戸籍，新戸籍より

第18表は明治5年と現在との出婚及び入婚の比率の比較である。これによって明らかなごとく，一言にして通婚圏の拡大がみられるであろう。いわゆる，村内婚，内婚と呼ばれる婚姻形態減少し，郡，県と拡大しているのである。この点は我々の予想するところである。交通の発達という，人口流通を積極化する人類文化の発展とともに，年々増大する兼業農家の動向は必然的にこの婚姻圏を拡大させるものである。高度の資本主義発展途上の現在の日本が，かって世界最初の資本主義的生産様式により世界に君臨した当時のあのイギリスのように，極度の人口の都市集中が現実の我国に於いてみられているし，又今後とも，その才向はますます顕著になることが予想される。この足守町に於ても婚姻による戸籍簿上のみの足守町人口増大となり転入者すなわち入婚が減少し，婚姻圏は全国的なものとなるであろう。もちろん通婚圏をこの足守町を中心にしている以上少なくとも，足守町の住民として永住する者のみを対象としなければなるまい。こうなるとやはり第15と第17表のごとく足守を中心とした同心円は拡大をみるこ

とが現実に出来得るのである。

Ⅳ　初婚年令の歴史的変遷

最後に婚姻関係の成立をその年令から歴史的にとらえてみたいと考える。抽出は３６年1月1日より6月３０日までの半年間の婚姻届に従い本人と本人の親について分析したものである。これによると婚姻年令は現在の方がかなり高いと云えないだろうか。第１９表は初婚年令の男女の平均を明治大正期と現在とに分けて比較したもので，両者の間の最低年令と最大年令の幅がだいたい等しいことから，社会的風潮とでも云えるだろうが婚姻年令が高くなっているのがみられる。それは現在の社会に於ける個人の世帯をもち独立することの困難さ（それは，相当高い経済的保障を要求しているであろうが）が原因であろうと思われる。

第19表　過去と現在の初婚年令の比較

	明治大正期		現在	
	男	女	男	女
最年小	１９才	１７才	２３才	２０才
最年長	３０	２６	３４	２８
平均	２５.１	２０.６	２７.２	２４.０

戸籍（役場資料より）

人　口　流　出

第1節　アメリカ移民

西　本　達　二

移民は日本の人口問題解決策との一つとして常にとりあげられてきた。この狭少な島国に1億に達しようとする人々がひしめき合っている現在，国民全体の生活水準向上のためには，高い人口密度がやはり重石となっておおいかぶさってくる。しかしこの人口問題を海外移民によって解決していくことは，わが国の現状および国際情勢からしてきわめて困難であり，現実的ではない。しかしながら将来国際事情が好転し，大量の移民が可能になるとき，海外移民は人口問題解決の一方策として社会的心理的な大きい効果をもたらすことであろう。従って過去の移民がどのような形で行われ，いかなる影響と結果をもたらしてきたかをみきわめておくことは，来るべき時代移民先の開発ないし発展に寄与し得るためにも大切なこととなろう。

このような意図のもとにアメリカ村として知られる和歌山県日高郡三尾村において大規模調査が行なわれたことがある。(1)　紀州三尾村の移民は昭和以降本籍人口の約半数をカナダに送っていた。漁業を基盤としてきたこの村では，出稼によって蓄えられた資本を元に資本金２０万円の三尾村漁業株式会社さえ設立された。その漁船に乗り組む青年が村内に求められなかった程移民は多数にのぼり，移民の出たのちの労働力不足を補って，この村に日雇や小作人として国内移民すらみられた。カナダ移民の送金によって家を建て，カナダ帰りの二世が多数を占める小学校は近在に異彩を放った。しかし戦後三尾村のたどった道は悲惨なまでであった。前記の漁業会社以外の生産的投資はほとんど行なわれず，村の事業も行なわれず，隠居村に終始していたために，戦争による送金の杜然は村の生活基盤を根底から奪い去った。生産から離れていた人々は小作人から土地を少々返してもらって飯米耕作や漁業を始めた。農地改革の進行途上に４２５名にのぼるカナダ引揚者を迎かえて明治に逆行したといわれる村が過去の寒村と異るところは，立派な家屋が建っているだけの状態となった。

これが日本で屈指の海外出稼村のたどった道である。われわれの調査対象の場合はどうであろうか。

吉備高原南端から岡山平野北縁にかけて展開する足守の村落構造は別項で詳論されている。なかでも特に大切なことは，一把りの地主によって農地の大部分を所有されていたことである。明治５年の農家の階層構成は，例えば上土田の場合，5反未満が８４.７％，１町以上の農家は９８戸中のわずかに3戸を数え得るにすぎない。かかる農村から出稼移民を多数送りだしたことは，また偶然とはいえない。いわば海外移民は，当時この地域の置かれた立場の最も自然な現状打開策の一つであったろうし，生活を向上させんがための農民の足掻の現れでもあったろう。

1. 移民村足守の背景としての岡山県移民概況

後述するごとく足守の海外出稼移民は，主としてアメリカの移民，それもオレゴン州を中心とするごく限られた地域を対象とするものであった。したがってここでは直接関係のある岡山県のアメリカ移民史の一端を述べておきたい。

いわゆる渡米熱の勃興時代の渡航者は，留学生を主とする人たちで，明治17年小田郡川面村の片岡邦太郎氏が殖産見習として渡米したのを始めとし，翌18年に2名，19年に2名，20年に2名，22年に3名，23年に1名が旅券の下付を受けている。邦人労働者の増加がアメリカ側の注意を惹くに至ったのは明治23年頃からである。ところが23年に2,039人であったのが32年には約35,000人となり，(2)以来日本人移民の増加は停止することを知らず，アメリカ各地で排日の声を聞くようになった。そこで，明治33年アメリカおよびカナダは日本よりの移民を禁止した。当時の岡山県人の移民状況をみると，第20表のごとく，御津郡の570人を最高に，吉備郡の190人，都窪郡の127人と続いていた。御津郡が，か

第20表　アメリカ移民第二期の岡山県郡別渡航者数

	初期移民										紳士協約締結後の移民							
	明治24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
岡山					1	6	4	4	7	6	6	15	20	12	12	28	25	1
御津	18	34	34	4	14	49	104	154	134	65	2	25	139	142	94	145	188	61
上道			2			1	1	4	7	7		3	7	10	6	8	19	2
邑久					1		1	1				2	14	4	6	1	6	1
和気												1	1		1	2		1
赤磐		8	1			4	3	1	4	6			8	4	10	10	18	7
児島						1	4	3	1	1		2	11	4	3	8	13	3
倉敷都窪	4	1	5			28	48	16	18	7	1	5	32	27	37	81	133	31
浅口								1	2	1	1	2	10	2	4	8	17	4
小田						1			3				1	6	3	5	11	3
吉備	4	8	4		2	16	48	37	15	56		4	58	91	91	207	297	99
上房		1	1			1				8		3	19	8	1	9	11	6
川上									1			4	2	2	2	4	13	1
阿哲									2				8	1	5	3	7	4
真庭													1	5	2	5	4	
苫田					1			1	1	1		2	1	5		7	5	
勝田												1	9	2	2	5	9	2
英田										1		6	8	2	1	15	16	2
久米													4	1		4	5	1
計	27	51	49	4	18	106	212	222	204	162	11	78	355	331	287	518	803	236

備考　第20～22表は，風早勝一　南加州岡山県人発展史による。

かる多数の移民を出すに至ったのは，邦字新聞桑府新報社長井上昌氏の厳父井上清三氏の勧誘が直接の動機だといわれる。

日本政府が北米渡航禁止を発表した翌年明治３４年には，県人の渡米はわずか１１人に激減した。しかし一方では，アメリカ西漸運動の最後を飾る鉄道事業が大規模に行なわれ，これに多くの労働者を必要とした。そこで，窮餘の一策として，ハワイ，カナダからの転航者を許可したため，日本人は明治３７年には５３,７６４人，３８年には６１,３３９人，３９年には７３,５３９人，４０年８９,５７２人，４１年には１３６,８３０人と急激に増加した。この当時の岡山県移民をみると，吉備郡の８７０人を筆頭に，御津郡７９４人，都窪郡３４７人の順となる。この時期から，この稿で取り上げる足守町が含まれる吉備郡が第１位となるのである。

続いて明治４０年の転航禁止令，更に同年１２月紳士協約が成立し，日本政府は自発的な再渡航者，在米者の呼寄せによる父母妻子，商人，学生，一時的旅行者の他は禁止となった。また大正２年カリフォルニア州における新土地法の制定により，日本人の土地所者の禁止，同９年，日本人の土地借地権の剝奪，同１１年収獲物分配契約による耕作の禁止，１３年中央議会における新移民法成立による一切の渡航者の禁止などによって，表面的な移民は終りをつげたのである。

第21表　紳士協約後の新渡航者

年　次	修　学	夫に同伴 夫の呼寄	親に同伴 呼寄子女	其の他	計
明治　42	7	66	39	20	132
43	1	82	41		124
44	4	107	68	1	180
45	2	165	63	2	232
大正　2	3	154	79	4	140
3	2	190	95	2	289
4	5	163	113	22	303
5	10	160	115	13	298
6	5	228	117	3	353
7	4	267	135	10	416
8	6	264	135	15	420
9	8	211	75	18	312
10	2	154	69	3	228
11	5	96	37	3	141
12	7	79	74	3	162
13	3	123	35	3	162

しかしこの明治４２年以降大正１３年までの間に岡山県人の新渡航者数および再渡航者数は，第２１表・第２２表のごとく，かなりな数にのぼっており，初期移民の頃よりも，むしろ活発ですらあった。この中には，名目上の呼び寄せ，旅券の貸借による密航者が増加するのである。大正１３年新移民法実施当時の岡山県人は男4,330人，女1,976人が二重国籍者となっており，昭和１５年には男2,958人，女1,581人の二重国籍者すなわち一世がいた。その分布をみると，シアトルを中心とするワシントン州

に３００人，ポートランドを中心とするオレゴン州に２２０人，サンフランシスコ附近に300人，南カリフォルニア州に1,８００人，その他若干となっている。

2. 移民者の階層と移民の姿勢

岡山県の移民の重点は御津郡南部および都窪郡から吉備郡に移った。吉備郡では当初足守町の南阿曾地区が中心であって，次第にその風潮が北へ移行していった。

足守町の出稼移民は，明治３４年日本政府の北米渡航禁止後に本格化する。先駆は明治２５年頃であったが，本格的に移民が行なわれるようになったのは３５・６年頃で最盛期は明治４０年代である。この時期はいわば県人渡米の黄金時代とも云うべき頃である。

第２３～２７表によって明らかなごとく，足守の移民は大部分がアメリカ向けであった。ブラジル，朝鮮，満州などに移民の行われた地区もあるが，これは大正末期よりの渡米困難により，この方面への転換が試みられた結果と考える。対アメリカ移民総数の多い点も特色といえよう。日近・大井の両地区では４軒に１人，足守・岩田では３軒に１人，最も低率の福谷ですら８軒に１人を常に出した計算になる。

これら出稼移民の行きさきはオレゴン州で，大部分が鉄道建設の仕事に従事した。そこには

第２３表　旧町村別移民数　（日近）

年次＼移民先	アメリカ		カナダ		ハワイ		支那		ブラジル		計		総戸数
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
大正 11	57	32	3		2						62	32	363
12	58	34	3		2						63	34	359
13	59	32	3		2	1					64	33	357
14	58	32	1		3	2	2				61	31	355
15	58	32	1		3	2	2				61	31	356
昭和 2	50	35	1		3	2					58	37	349
3	48	35	1		3	2	2				54	37	346
4	43	30	1		3	2	2				49	32	350
5	43	29	1		3	2	2		10	7	59	38	348
6	40	29			3	2			10	7	53	38	341
7	31	26	1						10	7	42	33	360
8	31	26	1						10	7	42	33	360
9	28	21	1						10	8	39	29	360
10	31	27	1						5	8	37	35	335
11	29	25	1						5	8	35	33	335

備考　足守町役場現勢調査簿により作成

日本人労務者のための飯場があり，一つの飯場に常に１００人ぐらいの日本人が寝泊まりした。食糧はハワイから内地同様なものが移入された。飯場は全く日本人の世界であり，その意味で生活の不自由さはあまりなかった。日常生活や仕事の上で英語を話す必要はなく，その努力もしなかったのである。

第24表　旧町村別移民数　（大井）

年次＼移民先	アメリカ		ハワイ		フイリピン		ブラジル		カナダ		計		総戸数
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
大正 1	75		4		1		5				87		515
2	83		2		1		5				83		521
3	46		4		1		5				50		519
4	39		6		1		5				45		520
5	70		9		1		5				79		512
6	75		10		1		5				85		510
7	108		4		1		5				118		513
8	111		5		1		5				122		511
9	109		5		1		5				119		522
10	124		2				5				131		518
11	74	47	3	2			4	1	3		84	50	516
12	70	46	3	2			4	1	3		80	49	507
13	72	48	3	2			4	1	3		85	56	500
14	75	45	3	2			4	1	3		88	57	500
15	71	42	3	2			4	1	3		87	57	502
昭和 2	70	50	3	3			4	1	4		85	58	502
3	70	49	3	2			4	1	4		89	59	504
4	75	48	3	2			4	3	4		89	60	507
5	44	28	3	2			5	3			52	33	506
6	44	29	3	2			5	3			52	34	507
7	41	27	3	2			7	4			51	33	507
8	40	25	3	2			7	4			50	31	506
9	42	24	3	3			7	4			52	31	504
10	41	24	3	3			7	4			51	31	503

備考　現勢調査簿より作成

第25表　旧町村別移民者数　（福谷）

移民先 / 年次	アメリカ		ハワイ		カナダ		ニューカレドニア		ブラジル		満州		朝鮮		計		総戸数
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
大正 1	66		4												70		640
2	56		9		5		3								73		641
3	60		5		5		1								71		641
4	53		9		5		1								68		632
5	56		9		5		1								71		636
6	66		12		9		1								88		619
7	64		14		5		1								84		618
8	68		15		5		1								89		615
9	65		14		5										84		598
10	62		14		13		1								90		586
11	61	25	6	9	7	8	1		1	1	2	1	28	28	106	72	593
12	56	25	13	5	2	2	1		1	1	8	5	30	28	111	66	596
13	54	26	8	10	2	2	1		1	1	2	1	21	25	89	65	594
14	53	26	8	6	3	2	1		1	1	2	1	26	28	94	64	603
15	52	25	8	6	3	3	1		3	1	2	1	26	28	95	64	603
昭和 2	42	24	3	1	2	3	1		12	5			10	16	70	49	595
3	42	24	3	1	2	3	1		12	5			10	16	70	49	595
4	48	23	7	1			1		6	3			13	16	75	43	569
5	45	26	2		2	3	1		24	19			11	11	85	59	593
6	46	26	2		2	3			25	21	1	2	14	11	90	63	564
7	35	21	2		2	3			26	24			16	13	81	61	
8	40	28	5	2	5	3			32	25			24	16	106	71	
9	33	25	3	2	5	3			28	24			16	14	85	68	
10	30	21	3	3	5	3			19	14			23	20	101	61	
11	18	11	18	3	5	3			16	13			23	20	80	60	478
12	37	21	4	2	5	3			23	20			17	16	86	62	
13	37	22	4	2	5	3			20	20			16	15	82	62	
14	35	23	4	2	5	4			31	29			18	17	93	75	
15	34	22	3	3	3	2			27	31			17	17	84	74	
16	33	22	3	4	3	2			27	30			18	17	84	75	

備考　1. 現勢調査簿より作成

2. 大正10年までは男子のみの移民数と考える。